

令和元年 6 月定例会

文 教 厚 生 委 員 会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(6月17日 (委員間討議))

| | |
|--------------------------|---|
| 1、開催日時・場所 | 1 |
| 2、出席者 | 1 |
| 3、経過 | |
| 委員会 | |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 1 |

(第1日目)

| | |
|-----------------|---|
| 1、開催日時・場所 | 3 |
| 2、出席者 | 3 |
| 3、審査事件 | 3 |
| 4、付託事件 | 3 |
| 5、経過 | |

(総務部)

分科会

| | |
|------------------|---|
| 総務部長報告議案説明 | 4 |
| 報告議案に対する質疑 | 5 |
| 報告議案に対する討論 | 6 |

委員会

| | |
|-----------------------------|---|
| 総務部長所管事項説明 | 6 |
| 学事振興課長補足説明 | 7 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 8 |
| 政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明 | 8 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 9 |

(教育委員会)

分科会

| | |
|----------------------|----|
| 教育委員会教育長報告議案説明 | 24 |
| 報告議案に対する質疑 | 25 |
| 報告議案に対する討論 | 25 |

委員会

| | |
|---|----|
| 教育委員会教育長総括説明 | 25 |
| 総務課長補足説明 | 28 |
| 教育環境整備課長補足説明 | 30 |
| 議案に対する質疑 | 30 |
| 議案に対する討論 | 30 |
| 決議に基づく提出資料の説明 | 31 |
| 政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明 | 31 |
| 教職員課長説明 | 31 |
| 教育環境整備課長説明 | 32 |
| 陳情審査 | 33 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 37 |
| 「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充についての意見書」 に係る委員間討議 | 62 |

| | |
|---|-------|
| (第2日目) | |
| 1、開催日時・場所 | 6 5 |
| 2、出席者 | 6 5 |
| 3、経過 | |
| (教育委員会) | |
| 委員会 | |
| 「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充についての意見書」 に係る委員間討議(6月28日の続き) | 6 5 |
| (福祉保健部) | |
| 分科会 | |
| 福祉保健部長予算議案及び報告議案説明 | 6 7 |
| こども政策局長予算議案及び報告議案説明 | 6 8 |
| 予算議案及び報告議案に対する質疑 | 6 9 |
| 予算議案及び報告議案に対する討論 | 7 1 |
| 委員会 | |
| 福祉保健部長総括説明 | 7 1 |
| こども政策局長総括説明 | 7 2 |
| 議案に対する質疑 | 7 3 |
| 議案に対する討論 | 7 3 |
| 決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係) | 7 3 |
| 政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明(福祉保健部関係) | 7 4 |
| 決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係) | 7 4 |
| 政府施策に関する提案・要望の実施結果の説明(こども政策局関係) ... | 7 5 |
| 陳情審査 | 7 5 |
| 議案外所管事項に対する質問 | 8 0 |
| 「精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書」 に係る委員間討議 | 1 1 3 |
| 審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議 | 1 1 4 |
| 審査結果報告書 | 1 1 7 |

(配付資料)

《総務部関係》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)

《教育委員会関係》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)

《福祉保健部(こども政策局関係を除く)》

- ・分科会議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料

《こども政策局》

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)

6 月 17 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年6月17日

自 午前11時00分
至 午前11時03分
於 委員会室2

本日の委員会は、令和元年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前 11時01分 休憩

午前 11時03分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することいたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかはないようですので、これをもって本日の文教厚生委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午前 11時03分 散会

2、出席委員の氏名

委 員 長 　　ごうまなみ 君
副 委 員 長 　　中村 一三 君
委 員 　　　　前田 哲也 君
　　　　　　　　" 　　　山本 啓介 君
　　　　　　　　" 　　　大久保潔重 君
　　　　　　　　" 　　　山本 由夫 君
　　　　　　　　" 　　　山口 経正 君
　　　　　　　　" 　　　宮島 大典 君
　　　　　　　　" 　　　宮本 法広 君
　　　　　　　　" 　　　堤 典子 君
　　　　　　　　" 　　　北村 貴寿 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

午前 11時00分 開会

【ごう委員長】 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、山本由夫委員、堤委員のご二人をお願いいたします。

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年6月28日

自 午前10時0分
至 午後4時42分
於 委員会室2

| | |
|-------------------|---------|
| 県立学校改革推進室長 | 小野下和宏 君 |
| 福利厚生室長 | 竹中 望 君 |
| 教育環境整備課長 | 日高 真吾 君 |
| 教職員課長 | 上原 大善 君 |
| 義務教育課長(参事監) | 木村 国広 君 |
| 義務教育課人事管理監 | 高鍋 洋 君 |
| 高校教育課長 | 鶴田 栄次 君 |
| 高校教育課人事管理監 | 本村 公秀 君 |
| 高校教育課 児童生徒支援室長 | 立木 貴文 君 |
| 特別支援教育課長 | 分藤 賢之 君 |
| 生涯学習課長 | 山口 千樹 君 |
| 新県立図書館整備室長 | 吉田 和弘 君 |
| 学芸文化課長 | 草野 悦郎 君 |
| 体育保健課長 | 松崎 耕士 君 |
| 体育保健課体育指導監 | 小柳 勝彦 君 |
| 教育センター所長 | 林田 和喜 君 |

2、出席委員の氏名

| | |
|-------|---------|
| 委員 長 | ごうまなみ 君 |
| 副委員 長 | 中村 一三 君 |
| 委員 | 前田 哲也 君 |
| 〃 | 山本 啓介 君 |
| 〃 | 大久保潔重 君 |
| 〃 | 山本 由夫 君 |
| 〃 | 山口 経正 君 |
| 〃 | 宮島 大典 君 |
| 〃 | 宮本 法広 君 |
| 〃 | 堤 典子 君 |
| 〃 | 北村 貴寿 君 |

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第76号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算(第1号)
(関係分)

報告第1号

平成30年度長崎県一般会計補正予算(第7号)(関係分)

報告第2号

平成30年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

報告第13号

平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

| | |
|--------|---------|
| 総務部長 | 平田 修三 君 |
| 学事振興課長 | 門池 好晃 君 |

| | |
|-----------------------|---------|
| 教育委員会教育長 | 池松 誠二 君 |
| 教育委員会政策監 (教育情報化担当) | 島村 秀世 君 |
| 教育次長 | 本田 道明 君 |
| 総務課長 | 中尾美恵子 君 |

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議案

第80号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（関係分）

第81号議案

会計年度任用職員の報酬等に関する条例（関係分）

第84号議案

長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例

第95号議案

財産の処分について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・要望書（松浦魚市場再整備への支援について）
- ・令和2年度県の施策等に関する重点要望事項
- ・精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお願い
- ・令和2年度 国政・県政に対する要望書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【ご委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第80号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」のうち関係部分ほか3件であり

ます。

そのほか、陳情5件の送付を受けております。

なお、予算及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました。

予算及び報告議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することとなっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分ほか報告議案3件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【ご分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

報告議案を議題といたします。

総務部長より、報告議案説明をお願いいたします。

【平田総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料」の総務部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員

会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております平成30年度予算の補正を、3月29日付で専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳入予算は、合計で417万円の増となっており、この歳入予算の内訳は、私立学校振興費補助金460万3,000円の増、教育総務費委託金43万3,000円の減であります。

歳出予算は、合計で1億5,332万8,000円の減となっており、主な内容は県立大学佐世保校建設整備事業費9,894万6,000円の減、ほかとなっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】 県立大学佐世保校建設整備事業費の減額について、今報告がありましたけれども、もう少し詳しく、その減の内訳についてお知らせいただきたいと思います。

それと併せて、私立学校振興費の減額、高等学校私立学校助成費3,943万9,000円の減となっておりますけれども、これは私立学校の生徒数が減ったことによる減と考えていいのか、その内訳というか、減の内容についても少し詳しく説明を求めたいと思います。

【門池学事振興課長】 県立大学佐世保校建設事業で減が生じている理由でございますけれども、減額の理由は、2月前後に入札時期が集中したということで、2月補正に反映できずに、それ

の落札の差額による減額が約6,000万円です。あと、発注に当たって、建設費の縮減のための仕様を見直したことによる減が約3,000万円ということで9,894万6,000円の減になっております。

また、私立学校振興費の減額の理由でございますが、そのうち主なものは、高等学校等就学支援金が9,951万円の減、授業料軽減補助金が621万5,000円の減となっております。

その減額の理由でございますけれども、学校法人から申請された最終的な実績と、2月補正で見込んだ積算に差があったため、実績に合わせて減額をしたということで、生徒数の減少によるものは2月補正で減額をしておりますので、今回はそれぞれの就学支援金等で、2月補正で一旦見込んでいたものが、最終的な申請で修正をしたと、減額があったから、それに合わせて減額をしたということでございます。

【前田委員】 2月補正の分の入札と落札金額の差額、そういうものも入っているということですが、ということは、建設整備の事業の請けとかで言うことではなくて、それと併せて入札した工事の内容というのは、工期はこれは当該年度ですか。その確認。

それと、この際ですから聞きますが、私立学校の生徒数が直接きたものじゃなくて実績だというご報告だったんですけれども、生徒数自身はここ近年見た時に、私立学校というのはどういう形で今推移しているのか。子どもの数が減ってきていますから少なくなっていると思うんですが、もしわかれば直近のところで、5年比較ぐらいでどれぐらい生徒数が減ってきているのか、お知らせいただければと思います。もし、わからなければ後からでも結構です。

【門池学事振興課長】 県立大学佐世保校の建設

の今回の入札分の工期につきましては、平成30年から平成31年までの2カ年で実施する工事になっております。

それから、高等学校の生徒数の推移でございますけれども、平成28年が1万2,598人、平成29年が1万2,438人、平成30年が1万2,113人と、毎年、減少傾向にございます。

【ごう分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【ごう委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、議案外所管事項についての質問を行います。

それでは、総務部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【平田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明をいたします。

「文教厚生委員会関係説明資料」をお開き願

います。

まず、項目だけですが、本日ご説明いたしますのは、私立高校の就職状況について、県立大学の就職状況について、体罰に係る実態調査について、長崎県立大学の大学院再編についてでございます。以下、若干抜粋しながら説明させていただきます。

私立高校の就職状況について、説明書の1ページでございます。

まず、私立高校の就職状況についてであります。今春卒業生の就職率は、平成31年3月末現在で96.1%と、前年度と比べ1.2ポイントの減となっており、就職した生徒の中での県内就職者の割合は67.5%と、前年度比1.7ポイントの減となっております。

県内就職割合が減少した要因としては、工業科において県外から条件のよい求人が増加してきていることや、県内に就職する生徒の割合が高い普通科で就職希望者が減少したことなどが考えられます。

県といたしましては、今年度からの新たな取組として、県幹部職員による高校3年生に対する講演等を行い、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、県内企業へのインターシップや県内企業説明会、見学会等、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やすなど、県内就職の促進に取り組んでまいります。

次に、県立大学の就職状況についてであります。

今春卒業生の就職率は、平成31年4月末現在で99.2%と、前年度と比べ1.2ポイントの増となっており、学部別では経済学部が99.5%で1.8ポイントの増、国際情報学部が97.8%で0.1ポイ

ントの増、看護栄養学部は前年度と同じく100%となっております。

また、就職者のうち、県内就職者の割合は34.4%で、前年度比0.2ポイントの減となっております。

県立大学においては、就職ガイダンスによる基本的な知識の習得、就職課での進路相談や学内業界セミナーの開催など、就職支援を実施しております。

また、県内就職率の向上に向け、県内就職プロジェクトチームを設置し、学生の県内定着の推進に取り組んでいるところであります。

具体的には、県内企業を直接訪問する企業見学会や企業担当者と学生が意見交換するセミナーの開催など、学生に県内企業の業務や働き方などを知ってもらうための取組を行っております。

さらに、県内の経営者等が日常の企業活動を踏まえ、働く意味、経営の理念、企業の戦略などについて具体的事例を挙げながら講義を行うリレー式講座や、県内企業での長期インターンシップなどの実践的な教育を通じて県内企業を理解するとともに、地元産業界から求められる人材の育成を図ることとしております。

県立大学においては、引き続きCOCプラス事業とも連携しながら、県内就職率の向上に取り組んでまいります。

次に、体罰に係る実態調査についてであります。

体罰の実態を把握し、その根絶を図るため、平成30年度における私立学校の教職員、児童生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。

その調査結果では、体罰と認知された件数は9件で前年度より5件減少、体罰を行った教員数は9人で前年度より5人の減少、体罰を受けた児

童生徒数は9人で前年度より11人減少しております。

県といたしましては、今後とも、体罰根絶に向け、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、私立学校教職員の体罰防止に係る意識の徹底を図ってまいります。

次に、「文教厚生委員会関係説明資料」の（追加1）をご覧くださいと思います。

長崎県立大学の大学院再編についてであります。

長崎県公立大学法人は、平成28年4月に再編を行った新学部の教育研究を基礎とした新たな大学院を令和2年4月に開設するため検討を進めておりましたが、去る4月23日に学校教育法第4条の規定に基づき、文部科学大臣への大学院再編の届出書の提出を行い、正式に受理される見通しとなりましたことをご報告申し上げます。この内容につきましては、後ほど補足説明をさせていただきますと思っております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう委員長】 ありがとうございます。

次に、学事振興課長より、補足説明を求めます。

【門池学事振興課長】長崎県立大学の大学院再編について、補足して説明いたします。

配付しております「長崎県立大学大学院再編組織図」をご覧ください。

左側が現行の大学院の組織、右側が再編後の組織となります。

長崎県立大学は、平成28年4月の再編により、新たな学部学科を開設しましたが、新学部の教育研究を基礎とした新たな大学院の設置につい

て検討を進め、これまでの3研究科を「地域創生研究科」の1研究科とし、地域社会マネジメント専攻、情報工学専攻、人間健康科学専攻の3専攻を設置することとしております。

地域社会マネジメント専攻では、地域経済と高度ネットワーク社会の実情を把握し、政策立案ができ、リーダーシップを担える人材、情報工学専攻では、現在の高度情報化社会に貢献でき、かつ情報基盤を支える人材、人間健康科学専攻では、地域住民の生活の質の向上に向け、高度な専門性を活かして社会の健康問題を解決できる人材の養成を目指しております。

さらに、地域社会マネジメント専攻には国境離島文化振興コースを、情報工学専攻には情報セキュリティコースを設置するなど、より専門性の高い人材の育成を行うこととしております。

また、これまでの大学院では、定員未充足が続いていたことから、組織や教育内容の再編に加え、選抜方法の見直しや社会人のリカレント教育などにも取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

【ごう委員長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しました総務部関係の資料について、ご説明いたします。

附属機関等会議結果について、本年2月から5月の実績は、2月4日に開催しました長崎県私立学校審議会となっております。

会議の結果については、資料2ページから4ペ

ージに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和2年度政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご報告いたします。

去る6月12日及び13日に実施いたしました令和2年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

総務部関係におきましては、私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について、私立学校幼稚園施設の耐震化に係る財源の充実についての2つの重点項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が文部科学省であり、丸山審議官に対し、平田副知事、副議長、総務部長により要望を行いました。

このうち、「私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化について」は、本県の私立学校は小・中規模が多く、財政基盤が脆弱であることから、経常費助成費補助金の拡充を要望するとともに、令和2年度までに実施される実質無償化後においても、年収590万円以上の世帯については従前のとおり公私間の格差が大きく、保護者の負担が大きいことから、高等学校等就学支援金のさらなる拡充について強く要望を行いました。

これに対して、丸山審議官からは、「重要な問題であると認識している。」とのご意見をいただきました。

また、「私立学校・幼稚園施設の耐震化に係る財源の拡充について」は、本県は他の都道府県と比べて耐震化が遅れていることから、必要とされる事業費の確保及び国庫補助率を公立学校と同率まで引き上げることについて、強く要望をいたしました。

これに対し、「県と一緒に取り組んでまいり

たい。」とのご意見をいただきました。

以上が総務部関係の要望結果であります、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【ごう委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 質問がないようですので、次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」についてご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 ご説明いただいた内容は、6月12日に実施された際に、文部科学省に対して直接説明をし、審議官からこのような回答があったということであると理解するんですけども、まず、公私間格差を是正するための部分は、結局、両方とも審議官の回答は、「重要な問題であると認識している。」、「県と一緒に取り組んでまいりたい。」と、この一言だけで、その中身が詳しく記載されておられません、それぞれの中身を掘り下げて、いろいろとやりとりがあられたと思うので、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

【平田総務部長】 これについては、私の方から要望させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、授業料の支援に関する部分については、そういう問題があるということについては文科省としても認識をしているということですが、具体的に、ではどうするということに対しての対応方針についてはお聞かせいただくことがで

きていないというところがございます。

耐震の方につきましては、「県と一緒に進めていきたい」というのは、とにかく一緒に私立学校の耐震化を進めていきたいと。これは本県の耐震化の率が全国と比べて低いということを先ほど担当課長からご説明しましたが、やはり全国的にもなかなか進まないという状況があるという認識の中で、文科省としても推進をしたい、我々も、ぜひその中で進めていかなければならないという問題意識が一致する中で一緒にやっていきたいということでございまして、ストレートにこれも助成率の引き上げ等についてどうしますという回答はなかったんですけども、まずは学校側の耐震化を進めようという計画を引き出してくると、もしくは意欲を高めるということについての取組について一緒に取り組む必要があるという問題認識で一致をしたというところがございます。

【山本(啓)委員】 双方とも、耐震についてはそれぞれ地域に格差はあるんでしょうけれども、しかしながら、全国的に課題として捉えられていて、どこの私立の学校であってもこういった問題を抱えていると、国もその内容については十分理解していると、気持ちはわかりましたと、しかし、具体的な助成率を上げるとか、具体的な取組についての対策についての答弁はなかったよというふうに聞いています。

例えば、これを一つひとつ、もっと具体的にこちら側から提案をしていって、その内容はどうかとか、そういう議論もしにくいところではあるんですけども、今後、何か新たな方向性とか、兆しとか、そういったもののやりとりが文部科学省の方から、もしくは全国的に要望をともにしていている団体とか組織とか、そういったところがあるのであれば、そのあた

りについて説明いただきたいと思います。

【門池学事振興課長】これらの要望につきましては、全国知事会とか、大学であれば全国公立大学法人設置協議会というのがございますので、そういった中で要望もしているところではございますし、その中で各県、情報共有をしながら、要望をまたしていきたいと思いますし、考えていきたいと思っているところがございます。

【山本(啓)委員】その姿勢はわかりました。そういう中で、具体的に知事会とかを含めて、まとまった何かがあるとか、提案の方向性があるとか、そういうのはないんですか。

【門池学事振興課長】実は、先ほど申し上げました全国知事会や公立大学法人の協議会では、毎年、そういった同趣旨の要望をやっているところがございます。

【ごう委員長】具体的にはやってないということですね。

【山本(啓)委員】では、結局、毎年同じことをやっているということでしょう。そうですね。何か新たな切り口というか、新たな方向性とか、全国的に、私立もそうですけれども、県立大学と言われるところは、それぞれの自治体の特色をあらわしながら、先ほどの大学院の話もそうでしたけれども、国境離島とか情報セキュリティとか、離島・半島が多いこの地域だからこそ、新しいものが入ったりするわけですね。そういうものを踏まえて、私学とか県立大学とか、それぞれの地域の特色とか、私立であればその学校の特徴ある理念とか、そういったものを活かしながらやっているわけでしょう。

だから、長崎県の県立大学については、長崎県独自のものでやっている。今後、残していきたいと、これの強みを活かしていきたいとか、そういう話があって、それが同じように都道府

県どこでも結構あるわけですね。それを毎年同じものを、毎年同じように要望していても、なかなかちが明かないんじゃないかなという思いから、新しい切り口があるんですかということを探ねたら、例年やっておりますので、今年もやりましたと、これからもそういう感じですよということの答弁だと、少し悪い言い方になってしまっていますけれども、今のところ、そういう新しい切り口というか、手だてがなかなか見つからないというところをご答弁いただいたと理解していいですか。

【門池学事振興課長】現在のところ、新しい切り口というのは、実際には出ていないところでございますけれども、今後、委員のご意見を踏まえまして、新しい切り口についても考えていきたいと思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

議案外につきましては、一人当たり、答弁まで含めて20分を目安に質疑をお願いしたいと思います。

質問のある方はいらっしゃいませんか。

【宮本委員】それでは、議案外について質問させていただきます。4年ぶりの文教厚生委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

部長の説明資料の中で、1ページの県立大学の就職状況についてお尋ねをいたします。

上の私立高校の就職状況にもありまして、いろいろ見させていただきました。平成31年4月末現在で99.2%であるということがありまして、県内就職の割合、就職者のうち県内就職者の割合が34.4%、前年度から比べると0.2ポイント減

少となっている。これは毎回、恐らく議論になっているんじゃないかと思うんですけども、県立大学は県費が充当されている大学であるということ、手塩にかけて育てた学生の皆様がいかに県内に残っていただき、元気よく県内活性化のために働いていただくかというのを主眼に置いていらっしゃるかと思うんですが、見ますと、県内就職で34.4%、そのほかは県外に出ているという状況があるということです。

これを見た時に、他大学と比べて県立大学の県内就職者の数はどうなのかというのがちょっと気になりまして、長崎県内におけるほかの大学との比較というか、そういったものがわかれば教えていただければと思います。

【門池学事振興課長】 県内にあります11の大学、短大も含めましたところでは、平成30年度の卒業生の県内就職率は41.1%で、昨年度よりも1.7ポイント減少になっております。

県立大学は34.4%ということで、平均よりも低いんですけども、全体の傾向として、県内出身者が多い大学、特に県内出身の女子学生が多い大学が県内就職率が高い傾向がございます。

【宮本委員】 県内11大学を比較すると41.1%、県立大学はやっぱりちょっと低いというのがあるわけですね。

先ほどの分析で言いますと、県内の女子学生が多く入学すれば、それだけ県内就職者も増えるといったのもありました。1ページの下にも書いてありますけれども、いろいろな対応をしているということもあります。分析をもうちょっとよく深掘りしていただければなという思いもあります。

上の方の私立高校にもあるんですけども、都市部における人手不足感が顕著であるというのも恐らく要因の一つじゃなからうかなと思う

んですが、県内の女子学生の入学者が今後どうなっていくかという動向にもなるんでしょうけれども、県内就職者をもうちょっと上げるために、ここに書いてある以外で分析といいますか、分析と対応というものを今後どのようにしていきますと、ちょっと具体的な取組をお聞かせいただければと思います。

【門池学事振興課長】 県立大学では、今後どうやっていくかということですが、現在、県立大学では、長期インターンシップであったり、企業見学会であったり、企業と接する取組を数多くやっているところではあるんですけども、もう一つは先ほども申し上げましたが、県内に就職する割合が高い県内出身者、ここの入学を促進する必要があるのではないかと考えておまして、今回、高大接続担当の新たな学長補佐を県立大学に配置し、それぞれ県内の高校を訪問しまして、他県の受験生に負けない優秀な生徒に県立大学を受験していただくように働きかけることも今検討しているところでございます。

【宮本委員】 わかりました。いろいろ取組はされているみたいで、地方紙にもリレー講座とかというのが出てきます。私も読ませていただいて、いい取組をされているんだなというのがあるところです。

しかしながら、そうはしているものの、県内でも人手不足感というのは多いんですね。私も回っていて、人手が足りないというお声をよく聞きます。にもかかわらず、やっぱり県内に残る人が少ないというのは、何らか別の要因もあるんだろうなと思いつつながら仕事をしているところです。その肝となるところというんですが、そこを鋭く分析をしていただいて、先ほどありましたけれども、県内の高校生の進学者を

増やすという取組も一つでしょうし、今回の大学院の再編もそうでしょうし、特色ある大学づくりに努めていらっしゃるので、そういったものを前面に出していただいて、県内の高校生がもっともっと県立大学に進学するような仕組みづくり、そして、入ってからのインターンシップ、そしてまた、そのほかの取組を強化していただきたいと思っています。

佐世保校もあります。何回が行きますけれども、にぎやかで活気はあるなと感じてはいるところです。この方たちがいかに残っていただくかというのが私自身の仕事でもありますし、学事振興課の仕事でもあると思っていますから、引き続き、この県内就職者の割合を伸ばす取組づくりを強化していただきたいと、ひとつ要望いたします。

もう一点は、上にありますけれども、看護栄養学部が100%であるということ。これは非常にすばらしいんですけども、これも100%ではありながら、県内には看護師不足というのが顕著なんですよ。やっぱりこの方たちも県外に行っているんだらうと予想しているんです。看護栄養学部が100%であるという現状を踏まえて、この方たちの県内就職率はどれくらいなのかということをお聞きしたいと思います。

【門池学事振興課長】看護学科の平成30年度卒業生の県内就職率は51%となっております。昨年度と比べまして17.5ポイント減少しております。

県内就職率が昨年度と比べて低下した要因につきましては、昨年と比べて県外生の割合が高かったことが一つ、それから県外の病院が好条件の求人を行ったことなどが考えられるのではないかと考えているところでございます。

【宮本委員】100%でありながら、県内就職率

は51%、約半分は県外に出ているということですね。難しいですね。卒業生の規模感は数百人とは思いますが、この方たちが県内に残っていただくなれば、もっともっと県内の病院とかには看護師さんが潤っていく仕組みづくりにもなるというのはわかるわけですよ。

私も一般質問で質問しましたがけれども、佐世保の共済病院も人手不足感、看護師が不足しているがためにレスパイト事業ができないという現状がある。人手が充当できればできるのという現状も考えていたものですから、要因は県外学生の割合が高い、県外出身の学生の割合が高いということと、県外の病院が好条件だったということが挙げられるんでしょうけれども、確かに看護学科に関しては県内の病院とのマッチングというのは図られているんでしょうか、確認させてください。

【門池学事振興課長】看護学科における県内病院と学生をつなげる取組ですけども、昨年度は県内病院の見学会であったり、県内病院の合同説明会であったり、あと県内の病院に就職されている大学のOB、Gとの座談会であったり、そういった取組をやっておりまして、県内の病院との結びつきをするようにしているところでございます。

【宮本委員】いろいろな取組をされていらっしゃるんですね。わかりましたが、17.5ポイントも前年度からするとマイナスになっているということを見ると、都市部でも人手不足で、今後ますます都市部の病院の給料とか待遇が上がってくるんじゃないかというのがあるわけですね。学生さんは、今、給料だけでなく、福利厚生の部分でも選んで就職しているという現状も伺ったことがありますから、そういったところも、県内にいかに残ってもらうかというために

大事な視点じゃないかと思うんです。そういったところの分析はされたりしていますか、確認させてください。

【門池学事振興課長】条件の分析というのは行っているものではないんですけれども、県内の病院でもそういった条件を持っている病院もございまして、そことの結びつきを強めるとか、あとは福利厚生や給与条件だけでなく、やっぱり県内に残る意義というのを感じていただくように、そういった取組も進めていきたいと思っていますところでございます。

【宮本委員】わかりました。県立大学の就職状況について、やっぱり県内就職者を増やしていく、いかに残っていただくかということが肝になると思っていますので、看護栄養学部と同様に、素晴らしい人材がいらっしゃって、長崎で学んで半数以上が出ていく、7割以上が出ていくというのは非常に寂しいことですので、いろんな取組はされていらっしゃると思いますけれども、再度、これだけ人手不足感が出てくれば、ちょっと減少傾向になるんじゃないかという危惧もしているものですから、再度取組を強化していただければと思います。

総務部長、県立大学における県内就職率を上げる取組、もしくは今の状況を踏まえて、一言あればお願いできればと思います。

【平田総務部長】若者を県内にとどめるというために、まず、大学と地域との結びつきを強くしていくということが必要だろうと思っています。佐世保においても、長崎においても、そういう取組はますます強化していかなければいけないと思っていますところでは。

それと、先ほど担当課長からも申し上げましたが、明らかに県内出身者の県内定着率は高く、県外出身者は低いという傾向がはっきりしてい

ますので、県内の高校生に選んでもらえる大学にならないといけないということを大学とも話をしています。そういう意味で、専任の担当も大学に配置をして、高等学校との間のつながりもつくっていくことによって、県内から優秀な学生に入学してもらおうという取組を進めていきたいと考えています。

それと、また違う視点でいけば、長崎では情報セキュリティ学科という新しいセキュリティ部門の学科もつくっておりますけれども、これは一つには企業誘致の目玉、人材育成の目玉にもなっているところございまして、そういう産業界に求められる人材育成を進めていくということによって、地元の企業もそうですし、県外からの誘致にもつなげていくと、雇用の場をつくっていくということも併せて必要だろうと思っております。そこら辺は産業労働部とも一緒になって取り組んでいく必要があるだろうと考えております。

【宮本委員】ありがとうございました。産業労働部との連携もしっかりしていただいて、特色ある大学づくりに再度努めていただければと思います。

私の時には佐世保国際経済大学、国経大と言っていました。それからすると、イメージは全然違いますよ。いろんな教授の方々も、特色ある教授の方々、私も書籍を読ませていただきましたけれども、素晴らしい先生とか、学部学科もありますから、全面的にどんどんアピールをしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

もう一点だけ、これは確認の意味で質問いたします。

平成29年4月に発生いたしました私立高等学校におけるいじめの問題、いじめに関する事項

について、ちょっとだけ確認させてください。

ペーパーもいただきまして、説明もいただいたところではあります。確認するのが、第三者委員会の立ち上げについてですが、参考資料「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインより抜粋」でいただきましたが、この事案は平成29年4月に発生したと。平成30年11月に第三者委員会から学校法人に調査報告書が提出された。そして、学校法人から県に提出されたのが令和元年6月。この間7カ月あって、途中で遺族の方が記者会見をしているということをしていただきました。

いろいろ見させていただいて、県としては公立高校の場合は教育委員会で設置をする。しかし、私立高校の場合は学校の設置者が第三者調査委員会を立ち上げるということになっているということは、県の権限というのは、確認ですけども、公立高校の場合は権限というのはどういいますか、第三者委員会に対しても働きかけ、学校に対しても強い権限があるけれども、私立高校はなかなかそこまで権限がないという捉え方でいいんでしょうか、その確認だけさせていただければと思います。

【門池学事振興課長】私立学校における第三者委員会についてですけども、設置をするのはあくまでも学校の設置者である学校法人が設置をしますので、その第三者委員会に対してどういことを調査してくださいとか、どういう手続をやってくださいというのは、保護者との同意の上で進めていくことになっておりますので、そこについて県の方で関与するということではできないということでございます。

【宮本委員】それは公立高校の場合も同じですか。公立高校は違いますよね。教育委員会が第三者委員会を立ち上げるので、県そのものです

から、そこに大きな違いがあるということですね。

これはガイドラインですから、国で決められているガイドラインで、全国的にそういう流れということで理解していいんですか。

【門池学事振興課長】国のガイドラインによって、全国的には実施をしているところでございます。

【宮本委員】全国的な流れなんですね。ガバナンスというんですか、統治ということから考えれば、この経緯を踏まえてみると、やっぱりその遺族の方もものすごく、思いははかり知れませんが、早くしてくれという思いで記者会見されたかと思うんですね。ガバナンスのとり方について、例えば国にもうちょっと、こういった事例があった時には県の対応も速やかにできるようにという要望というか、国に対する申し入れといったものはできないものかなと思うんですが、そのあたりはどうなんですか、確認だけさせてください。

【門池学事振興課長】今回の案件につきまして、逐次文部科学省と相談しながら、対応を検討しながら進めているところでございまして、今のところ、それに対して要望とかいう考えは持っておりませんが、文部科学省と意見交換をする中で、そういった話があったということをお伝えしたいと思っております。

【宮本委員】公立高校と私立高校の場合でちょっと違うというのを垣間見たものですから、確認の意味でお聞きさせていただいたところです。

最後ですけども、平成29年4月に発生したこのいじめの事件については、今後の流れといえますか、見守るということしかできないんでしょうか。今後の流れはどのような形でいくのかというのを、今わかっている段階があれば教

えていただければと思います。

【門池学事振興課長】現在、県に対して学校法人の方から報告があったところをごさいますて、県としましては、今後、学校法人に対して第三者委員会の報告内容について公表してくださいということでお願いをしているところをごさいます。

その際には、被害遺族の方とどういう公表ができるのかというのをよく協議してやっていただくようお願いしているところをごさいます。

【宮本委員】ありがとうございます。遺族の方の気持ちに寄り添って対応していただきたいというのと、どうなんですかね、少しでも早く明らかにしていただきたいという気持ちで確認させていただきました。今後もしっかりと対応していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村委員】県立大学の大学院の再編についてお尋ねですが、先ほど、説明の中で定員割れをしているという説明があったかと思ひます。この資料で、現行の76名から再編後は74名になるという理解でよろしいんですか。

【門池学事振興課長】定員については、委員ご指摘のとおり減になるということでございます。

【北村委員】現行で76名の定員を、今どれくらい下回っているのか、教えてください。

【門池学事振興課長】平成30年5月1日現在の大学院の学生数につきましては、定員が76名に対して、現員が48名ということで、充足率は71.1%になっております。

【北村委員】想像より定員割れの状況がちょっと激しいなという気がいたします。74名に2名減じたところで、なかなか難しいのかなという感想を持ちますが、この定員割れ、いわゆる学

生の募集ですが、学部からそのまま上がったたり、社会人の方々がリカレント教育ということで今入ってこられていると思ひますけれども、その現在の48名の方の学部から上がった学生と社会人の人数というのは今わかりますか。

【門池学事振興課長】社会人が何名かというのは、今、数字を持ち合わせておりません。申しわけございせん。

【北村委員】定員が割れた状態でずっとやるということではないだろうと思ひますから、学生の募集に関してはこれからどういった取組をするとか、今までどのような取組をしてきたかというのをお聞かせいただけますか。

【門池学事振興課長】学生の募集については、ホームページ等で入試要項を公表するということと、リーフレットを配布してPRを図っているということもございます。

それから、大学院の充足率の向上に向けては、今回の再編に当たって、県立大学の学部生の進学を促進するために、学部生の推薦特別枠というのを設定することにしております。

それから、学部生のうちから大学院の授業科目の履修ができるように、先取り履修制度というのを導入するとともに、すぐれた業績を上げた大学院生は1年以上の在学期間による早期修了可能な制度も導入するようにしております。

もう一つ、社会人の入学を促進するために、社会人特別選抜において専門試験を廃止しまして、面接のみの試験内容に変更するというところで社会人の入学を促進するようにしております。

【北村委員】学部からの特別枠の数と、面接のみで入れるというのは議論が分かれるところだろうなとは思っているんですけども、現在、面接というのはどのような面接を行うのかというのはわからないですか。今まで、ペーパーで

テストをやっていたということですね。それを全部廃止して面接のみということになるということですか。面接のみというのは、どういう面接になるのかなと思いますが、その資料がありますか。なければいいですけども。

【門池学事振興課長】現時点では、面接の実施方法については持ち合わせてございません。

【北村委員】面接のみで入れるというのは、門戸を広げるという意味ではいいのかなと思いますが、その大学院という専門性を高めていくという見地からするとどうなのかという議論がありますので、学生の質というんですか、ぜひそういったのを高めていただくような面接にしていきたいですし、そのような方向で学生の質を高めていくようなことをやっていただきたいと思います。これは要望です。

別件で、先ほど宮本委員から県内就職率の状況でいろいろとご質問がございましたけれども、その取組の中で、リレー式講座とか、長期インターンシップで県内企業への理解を深めていくんだという取組をやられていると思います。

私も新聞とかで見えておりますけれども、県内の経営者の皆さんからお話を伺うというリレー式講座というのは、大体年に何回やって、どれぐらいの学生が参加しているのか、詳細を教えてくださいたいんです。どのようなルートで経営者を選別しているのかということについてもお聞かせいただければと思います。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【門池学事振興課長】 後で、また資料をお持ち

いたします。すみません。

【ごう委員長】 北村委員、もうよろしかったですか。

【北村委員】 これも要望ではありますが、先ほど好条件が出ているから県外に出ていくということもあろうかとは思いますが、働く上でお金だけで選んでいるのかといったらそうじゃないのかなと思います。

やはり魅力のある経営者、ビジョンを持っている経営者に学生が触れることによって県内で働こうという学生さんも増えていくんではないかと思うので、経営者の日々の働く意味とか、経営の理念とか、そういったところに学生が触れるような機会をさらに増やしてほしいという質問の意味であります。

なおかつ、経営者をお願い、熱心にリレー講座をしてくださいと。さまざまな商工会議所とか、経済同友会であるとか、いろんな団体があると思いますので、ぜひそういった多くの団体の方々に声をかけていただいて、学生と接点を増やしていくようにしていただければと思います。要望です。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山口(経)委員】 先ほど、お二人から県内就職についてのお尋ねもあっておりますけれども、また違った視点でお尋ねをしてみたいと思います。

県立大のシーボルト校の中に情報システム学部というのがありますけれども、志願倍率が一昨年が7.9倍、今年が7.4倍だったですか。非常に人気の高い学部でありまして、これから情報技術系の人材が多く求められるということで、的を射た学部の創設であったと思っております。来年春に4年生が巣立っていくことになりそうですけれども、そのために県内就職、あるいはここ

を築立っていく学生に対しての就職については、
どういう考え方で臨んでおられますか。

【門池学事振興課長】県内就職に向けての取組
としましては、情報システム学部であれば、企
業インターンシップということで、県内のIT
関連企業で3～4週間程度の就業体験を行うと
か、あとは長崎県に愛着を持っていただく意味
でも、これは全学部でやっているんですけれど
も、「しまのフィールドワーク」ということで、
長崎のしま地区との交流を深めながら、学生が
課題についてフィールドワークを行うような取
組なんかをやっております。

【山口(経)委員】先ほど出ましたインターンシ
ップでありますけれども、県内企業にそういう
受け皿がないということで、県内でインター
ンシップがなかなか行われていないというこ
とであります。インターンシップから就職につ
ながるという形も多いそうでもあります。です
から、そういうところを県内に、今回、京セラ
や富士フィルムを誘致なさいましたけれども、
そういった大企業みたいなところにインター
ンシップを受けていただく、そしてまた、県
内就職につながるということが非常に大事にな
ってこようかと思っております。ですから、そ
ういふ部分で、やっぱり企業誘致と関連した
ことであるということで捉えてやっていただ
きたいと思っております。

そして、もう一つ大事なことが共同研究です。
情報セキュリティ学科では、仮想空間をつく
って攻めたり守ったり、そういった実践的な
ことをあの中でやっていらっしゃいます。

そういう中で、共同研究というのが、サー
バーが少ないがために数が足りないというこ
となんですけれども、共同研究において、今
どういう状況に推移しておりますか。

【門池学事振興課長】情報セキュリティ学科
の共同研究でございますが、県立大学全体
としては平成29年度が22件、平成30年度
が28件というふうに移りまして、情報セ
キュリティ学科の加藤教授の共同研究で
ございますけれども、平成29年度が2件、
平成30年度が3件というふうに移りま
す。

【山口(経)委員】前回の一般質問で取り
上げた際に、その共同研究をするために
サーバーが足りないんだということで、そ
の点についてご配慮くださいということ
で要望しておりましたけれども、その
後の検討はいかがなさいましたか。

【門池学事振興課長】共同研究用のサー
バーにつきましては、企業が負担する場
合もございますし、内容によっては特に
サーバーの増設なんか要らない場合等
もあると承知しております。

そのサーバー自体が容量をオーバーして
いるのかどうかということですが、31
年度の当初予算の要求に当たって、県
立大学の方にその確認をしたところ、
特段その要望はなかったと聞いてい
るんですけれども、そのキャパ、容
量のオーバーの状況については、ま
た確認をしまして、必要があれば増
設についても検討していきたいと思
います。

【山口(経)委員】県立大学では、いろ
んな予算の状況があるから、そこに
特化して予算要望はできないんです
よ。現場の加藤教授の声を聞くと、
やっぱりそこで不足しているから
共同研究ができないんだということ
だったんですね。ですから、共同
研究、インターンシップ、それが
県内就職につながるということで、
そのことについてもしっかりと目
を向けていくべきだと思います
けれども、部長、いかがですか。

【平田総務部長】ただいまの委員のご
指摘の点

につきまして、大変重要だと私どもも思っております。大学とも私も着任してからいろんな形で意見交換をさせていただいております。

具体的に昨年来からIT系の企業、先ほど企業名も委員から挙がっておりますけれども、そういう企業誘致が進んできていますが、セキュリティ学科の学生についても、具体的なことなので申し上げることはできませんけれども、やはりそういうところもターゲットにしながら、インターンシップであったり、つながりであったり、就職であったりということのつなぎ方もしていく、こちらからすれば人材の育成であり、企業側からすれば人材確保のための、まさに誘致のインセンティブになるということで、お互いウイン・ウインの関係を築くということでございます。

ただ、1点だけ言いますと、その場合、一旦県外に就職することになるので、県外就職ということになるんですけれども、しかし、それはいずれ長崎の産業のために帰ってくる人材だというふうに認識しています。

その一つの方策として、今、委員が言われたように、まず、企業と県立大学が持っている設備、人材、それは教授陣、人材も活かして共同研究を一緒にやっていくという中で関係をつくっていくと。それが行く行くはまた長崎への拠点の進出にもつながっていくということも考えられるわけございまして、いずれにしてもそういうベースを広げていくということが、百発百中ではありませんから、とにかくベースを広げていく作業というのが非常に大事だろうと思っておりますので、そういうことを委員のご意見も踏まえながら、大学ともいろいろ相談をさせていただきながら、どういうことができるかということについては協議してまいりたいと

考えている次第でございます。

【山口(経)委員】ぜひそういう方向で進めたいと思うんですけども、来年は就職が始まるということで、初めての人材育成をした人たちがどう活躍していくかということが、また課題となってきて、そして、先に就職した人たちが、今度は母校から人材を引っ張ると、そういったことにつながっていきますので、県内にいち早くとどめる対策というのをしっかり考えていくべきだと思うんです。来年度に向けた、県内就職と特定すれば難しい面もあるかもしれないけれども、そういう優秀な人材をどう社会につなげていって、それをまた県内にとどめていくかということも、もう一点だけ答弁いただければと思います。

【門池学事振興課長】先ほど申し上げましたけれども、県内から進学する生徒が県内定着率が高いというのもございますので、まずはその取組を進めたいと思っておりますし、先ほど申し上げました高大連携の学長補佐を中心に、今、PTとして動いているところもでございます。

それから、特に、県内からもっと優秀な生徒を入学させるようにということで、試験の状況なんかも分析しまして、そういったところを高校側と話をし、そういった人材に受験していただくような働きかけもしていきたいと思っております。

【山口(経)委員】それからもう一点、さっきの大学院の創設に当たっても、教授だけでは教える側が不足するということでもありますので、大学院あたりにまで、今回卒業する生徒さん方を、もう一つ上級の学びをしていただいて、教える人材にもなっていただきたいわけなんですけれども、そのあたりはいかがですか。

【門池学事振興課長】今回の大学院の再編で、

情報工学専攻に情報セキュリティコースというのを設けておりました、情報セキュリティ学科の学生の受け皿をつくって、そこでまた高度な教育を実施するようにしております。そういった方々を育成して、将来的にまた県内で後進を育成していくような取組につながればとは思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】私立高校でのいじめの事案について、説明をお聞きしていたかもしれないんですけども、まず確認ですが、学校法人から遺族に対して、第三者委員会の調査報告書についての説明はいつ行われたのでしょうか。

【門池学事振興課長】すみません、なかなか申し上げるのが難しいんですけども、県に提出する前に、遺族の方に説明をして報告をしてくださいと申し上げておりますので、県に6月4日に提出がございましたので、それよりも前にされているということでございます。

【堤委員】そうしたら、確認はされてないということですか、いつ説明をしたということを。

【門池学事振興課長】確認はしているんですけども、そこについては個人的な情報にもなりますので、お答えできないということでございます。

【堤委員】個人的な情報というのは、ちょっとよくわからないんですけども。

前に第三者委員会の調査報告書を学校は納得をされてないという報道とかがあったように思うんですけども、第三者委員会の調査報告書というのは、学校法人が立ち上げて、そこで調査報告をしていただくということにしてあるのであれば尊重する立場にあるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

【門池学事振興課長】もともと、いじめの防止

法、いじめのガイドラインというのは、遺族に寄り添った対応をする旨の規定がございまして、それにのっとれば、遺族の方がもし納得されているのであれば、そういった方向で学校の方も尊重すべきではないかとは思っております。

【堤委員】何かすとんと落ちてないんですけども、この報告書が6月に県の方に提出をされたということで、学校法人に対して遺族と相談した上で報道等への公表を促しているというご説明がありました。

このガイドラインにも、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされていますけれども、学校法人の方は今の時点でこれを公表するのは支障があると受け止めているということなんでしょうか。

【門池学事振興課長】学校法人の方では、今、公表するかどうかについては検討していると聞いております。

【堤委員】公表について、被害者である生徒の保護者は納得をされているんでしょうか。それは確認されていますか。

【門池学事振興課長】保護者と今話をされているところだと認識しております。

【堤委員】この事件の後も、やはり私立高校での生徒の自殺、いじめによる自殺じゃないかという報道があったり、新聞報道があったりしましたし、それから学校名をちゃんと明らかにした上で、教員による生徒に対する暴言というか、人権侵害があったということもありましたし、私立学校、私立高校でのいじめ防止のための取組とか、あるいは人権に配慮した教育ということでの教職員に対する研修というのはどういうふうに行われているんでしょうか。

【門池学事振興課長】私立学校に対してのいじめ防止の取組については、年間3回ある校長会、

教頭会等で、そういった防止措置をしっかりとるように指導しておりますし、学校の方でも自ら職員の研修であったり、生徒に対する講話であったり、そういったものを実施されているところでございます。

【堤委員】 そういう研修の実態とか、どういふふうな研修が行われているというのは、学事振興課の方で把握をされているわけですか、それぞれの学校でどういう取組が行われているということ。

【門池学事振興課長】 どういった取組をしているかということについては、こちらの方も把握をしているところでございます。

【堤委員】 もし資料等がありましたら、後でいただけたらありがたいと。こういうことがいつ行われていますとか、年間にこんな計画がされていますとかというのがありましたら、いただけないかなと思いますが。

【門池学事振興課長】 資料については、また後でお持ちしたいと思います。

【堤委員】 別の件ですが、県立大の佐世保校ですけれども、現在、教員の数というのは充足しているんでしょうか。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時12分 再開

【ごう委員長】 再開いたします。

【門池学事振興課長】 教職員の状況でございますが、充足率については承知しておりませんが、現在、県立大学では教員が150名、事務職員が52名、合計202名の体制で大学を運営している状況でございます。

【堤委員】 現在、教員は150名在籍していらっしゃるということですね。

佐世保校の方で若手や中堅ぐらいの教員が、ここ何年かの間によその大学へ何人か移っているというお話を聞いています。移った先が、大体大学の先生はもっと条件のいいところに移っていかれる、それは私も大学の時に経験しているので何となくわかるんですけども、そうではなくて、もとの佐世保校と同じような条件で、そんなにわざわざ移るほどのこともないのに移っていったらというのを聞いていますけれども、若手や中堅の教員が佐世保校から他の大学へ移られているというその辺は把握していらっしゃいますか。

【門池学事振興課長】 そういった大学の教員の異動状況というのは、すみません、今は把握しておりません。

【堤委員】 わかる範囲で結構ですので、後で教えていただければと思っています。

以上です。

【山本(由)委員】 数字を中心に確認をしたいんですけども、県立大学の県内就職率34.4%ということで、以前から10ポイントぐらい上げないといけないと言いながらなかなか上がっていない。その原因は、県外出身者の部分がなかなか上がってこないというお話だったんですけども、先ほどの中で、まず、在校生が県内出身と県外出身が何%ずつなのか。県内就職率について、県内出身者が何%、県外出身者が何%という数字をお知らせください。

【門池学事振興課長】 県立大学の県内、県外の学生の比率でございますけれども、県内生が全学生のうちの46.9%、県外生が53.1%となっております。

県内就職の状況でございますけれども、平成30年度の県内就職率が34.4%です。そのうち県内生の県内就職の割合は59.5%となっております。

す。県外生の県内就職割合は10.6%となっております。

【山本(由)委員】先ほど、県内出身者の女子学生の比率が高い方が県内就職率が高いと。それは他大学との比較ということだったんです。その県内就職率の分析の中で、今、出身別のお話をしたんですけれども、男女別とか、学部別は多分出ていると思うので、その辺の細かい数字は後ほどで結構なんですけれども、学部別の傾向、それから男女別の傾向というのを総括的にお願いします。

【門池学事振興課長】学部別の傾向でございますけれども、経済学部においては県内就職率が33.8%、国際情報学部でありましたら、同じく33.8%、看護栄養学部、これは看護学科と栄養健康学科がございますが、38.4%となっております。

男女別の傾向は、また後でお知らせしたいと思います。

【山本(由)委員】今後の対策ということで、もちろん県外出身者の方の10%というのを上げていかないといけないですけれども、県内就職率を上げていくと、その入り口として県内出身者を増やしていくというお話だったんですけれども、具体的に、例えば地域枠、県内枠というのを増やしていこうというお考え、考えは大学法人の方なんでしょうけれども、県としてそういう指針といいますか、指導といいますか、そういう提案というのをされる予定なのかということをお伺いしたい。

【門池学事振興課長】現在、県内枠を増やすとかという話は出ておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、一般の入試で県内の生徒が多く受験して合格していただくように、各高校を回って働きかけをしていくように今年

度からしております。

【山本(由)委員】学部別にどういう県内企業があるのか。この学部であればどういったものが考えられるのかということをもとに分析をしていただいた上でそこにつないでいくというような形。入学の段階で県内出身者を増やす、もちろん、県外出身者が10%というのは低いと思いますので、県外出身者の率を上げる。そして、具体的に各学部別にどういう県内就職先があるのかということもぜひ分析していただいて進めていただければと思います。

それから、もう一点、今度は大学院の方ですけれども、大学院生の地元就職、県内就職というのが、先ほどもちょっと情報セキュリティ学科、これは大学院じゃないですが、大学院の方の県内就職率が古いデータ、平成29年度で見ると、29人卒業して県内就職は5人という形で17%という感じになっているんですけれども、この現状についてご説明をお願いします。

【門池学事振興課長】大学院の状況については、今、数字を持ち合わせておりません。申しわけございません。

【山本(由)委員】県立大学のホームページの中に出てはいるんですね。ただ、数字が平成29年度ということだから、平成30年度も出ているんじゃないか。これは大学が公表していないということなんです。以前、私は何年か前にも申し上げたんですけれども、県立大学が出している数字を県自体が把握していないということはちょっと問題かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

私がお聞きしたかったのは、大学院においても県内就職率を上げたい。今回、再編後に、3研究科をわざわざ1つにして、それを共通して地域創生という言葉をつけられているんですね。

「地域創生研究科」という形になっている。もちろんその中には、地域のこと云々ということで先ほどの説明資料の中にあっただけですけども、県内就職率を向上させるという意味合いと、今回の学科編成の関連性といえますか、そういったところについてのご見解を、部長、お願いできますか。

【平田総務部長】大学院の役割というのは、高度に専門的な人材を育成するということが最も大きな役割でございますので、そこも県内就職を進めていくということになってくると、なおさら、じゃ、どこがあるのかというところの分析が大変重要になってくるだろうと思っています。

先ほどもご指摘がありましたように、じゃ、その受け皿がどこになるのかということも含めて、よく分析をしないといけないと思いますし、これもまたさまざまな県外企業とのマッチングであったり、技術開発であったり、共同研究であったりという部分の中でのマッチングを進めることによって、人材育成と、新たな企業の誘致であったり、地場企業の新たな分野進出であったりというような展開についても検討していかなければいけないだろうと思っています。

それともう一つは、先ほど地域の社会人のリカレント教育という面もありまして、一つの大きな役割として、新たにつくりますマネジメントとか、メディアという部分については、とりわけそういう分野での貢献もできるであろうということ考えているところでございます。

【山本(由)委員】今回、一つの研究科、「地域創生」というタイトルをつけて、その中で従来の研究科を分けているような形になっていますけれども、その中で、説明資料にもありますとおり、地域社会の諸問題に取り組むものを専門

知識に加えて共通的にやるんだと。ですから、地域創生のための人材、長崎県の課題を中心に地域創生についての課題を非常に広く学んでいただくと。だから、そういう方にこそ、ぜひ地元に残っていただきたいと思いますので、先ほど申しあげました出口のところも含めて、まだ今回、来年度からということでもありますけれども、そういったところにもらみながら、ぜひ地元に残っていただくような取組をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮島委員】私の方からも、平成29年4月に発生しました私立高校2年男子生徒の自死事案についてお尋ねをしたいと思います。

ただいま、宮本委員並びに堤委員の方からもご質疑がありましたし、また、2月定例会の方でも質疑がなされているようでありますが、私も改選後出てまいりましたので、よく存じない部分もありますので、特に、2月定例会以降の流れについて、少しご説明をいただければと思います。

【門池学事振興課長】2月定例会の委員会での議論は、当時、学校から県に対して第三者委員会の報告の提出がなかったということがありまして、それについてどうするのかというお話がありまして、それにつきましては、県としては学校法人に対して、遺族にその報告内容を説明した上で提出するように働きかけるという答弁をしております。

その後、特段学校の方からも提出がなかった状態がございましたので、3月29日に、今度は文書で学校に対して、こういう手続で報告書を提出してくださいということをお願いをした経過がございます。

それから、また口頭でも提出について促していたところではございましたけれども、このたび、6月4日に提出がされたということでございます。

【宮島委員】先ほどの堤委員からのご質問にもありましたけれども、第三者委員会からの報告書について学校法人が「受け入れられない」との一部報道があるようでありますが、先ほど学事振興課長からのご答弁がありましたが、いま一つわからない部分があったので、もう少し詳しくお伺いをしたいと思います。受け入れたということによろしいんですか。

【門池学事振興課長】学校が受け入れたかどうかということについては、今後、学校がこの第三者委員会の報告書を公表する中で明らかになるものと思っております。それまでは県の方からは内容についてお話しすることができないのが現状でございます。

【宮島委員】本年5月30日に私立高校の男子生徒が自死したという事案がまた発生をいたしております。このことにつきましての県の対応というのは、今どのようになっておりますか。

【門池学事振興課長】生徒の自殺が起きた場合の対応については、文部科学省がガイドラインというのを出してございまして、それに基づいて学校の方で調査をするようになっております。そのことについての情報提供を学校の方にいたしまして、現在、学校の方で調査が行われている状況でございます。

【宮島委員】SNSなどでは、この自死事案というのが、平成29年の学校と同一であるというようなことも流れているようでありますけれども、このことについていかがでしょうか。

【門池学事振興課長】すみません、学校名については、私どもの方からはお答えはできません。

【宮島委員】そのようなことはないというふうに思います。ただ、1点申し上げておきたいのは、県の方では、今、ふるさと情報、あるいは県の企業のさまざまな情報などを、SNSを活用していろいろな情報発信もされております。即ち、県としてはSNSを公のものとして認めているということだと思います。

一方、SNSの情報については、ポジティブ、ネガティブ、あるいはトゥルー、フェイク、いろいろな情報が混在していると思うわけですが、一方でSNSの中でいろいろな情報というものが瞬時にいろいろな方に流れていくという状況もあるわけでありまして、そういうことをひとつしっかりと認識しながら対応していただきたいと思っております。

しかし、もし仮に、同じ一つの学校の中で、自死事案というものが2年ばかりの間に起こることになれば、これは非常に重大な事案だなと考えます。

先ほど、第三者委員会のあり方についてもご質問がありましたけれども、やはり公立高校の場合は県が主体的にこの問題というものを捉えて対応をしていくということになるかと思いますが、私立学校の場合は学校法人が一義的にやっていくということでもあります。

ただ、思うのは、たまたまその生徒というのが公立学校にいるのか、あるいは私立学校に所属をしているかという違いであって、同じ県の子どもが属しているということについては、しっかりと考えておかなければなりませんし、その大切な命というものが失われるということ、これほどに痛ましいことはないと思うところでありまして、そういう意味から、私立学校といえどもしっかりと県の方で対応をしていただきたいということを強く要望したいと思うわけで

ありますが、総務部長、お考えがあればお聞きしたいと思います。

【平田総務部長】私立学校の場合は、設置者が学校法人でございますので、県の関与の仕方については、公立学校の場合とは明らかに違うということについてはご理解いただきたいと思いますが、権限は権限としながら、私たちも先ほどからなかなか申し上げられないところもあるんですけれども、実態につきましては、さまざまな課題が生じた時には、積極的に情報の把握に努め、必ずしも法に基づく権限ではないわけですけれども、いろんな形で相談をしたり、協議をしたりということの中で、学校で起きている課題の解決のためには尽力をしていかなければならないという気持ちではいるところでございます。

ただ、公式なところでの私たちができることの違いということがあるという点につきましては、ご理解を賜りたいというところでございます。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 1 1 時 3 1 分 休憩

午前 1 1 時 3 2 分 再開

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

理事者におかれましては、十分な資料の整理をしていただいて、提出をお願いしたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

〔（県立大学についてですか）と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】はい。県立大学につきまして、

よろしく申し上げます。

それから、分科会長報告、委員長報告としての整理についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】では、正副委員長に一任ということをお願いいたします。

それでは、これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

午前 1 1 時 3 4 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

【ごう委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【ごう分科会長】まず、分科会による審査を行います。

報告議案を議題といたします。

教育長より報告議案説明をお願いいたします。

【池松教育委員会教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の教育委員会をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

先の2月定例会県議会の本委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております、「平成30年度長崎県一般会計補正予算」について、歳入予算2億3,167万5,000円の減、歳出予算17億6,637万7,000円の減を3月29日付で専決処分いたしました。

以上をもちまして、教育委員会の関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【ごう委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より、総括説明をお願いいたします。

【池松教育委員会教育長】教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」教育委員会の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第80号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

等に関する条例」のうち関係部分、第81号議案「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」のうち関係部分、第95号議案「財産の処分について」であります。

第80号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」及び第81号議案「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」は、地方公務員法及び地方自治法が改正され、地方公務員の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員に係る任用要件が厳格化されるとともに、現行の臨時・非常勤職員について、適正な任用・勤務条件を確保するために、一般職の非常勤職員とする会計年度任用職員制度が新設されることから、会計年度任用職員の勤務条件や期末手当などの報酬に関する事項を条例で定めようとするものであります。

第95号議案「財産の処分について」は、旧県立ろう学校跡地を大村市が計画する新幹線新大村駅（仮称）周辺整備事業用地とするために同市へ売却することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、第80号議案、第81号議案、第95号議案につきましては、後ほど担当課長から補足説明いたします。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

県立学校の耐震化について。

県立学校の耐震化については、全ての学校において建物の耐震化対策を完了したとしておりましたが、今般、諫早特別支援学校の改修工事の設計を行う中で、一棟の校舎が耐震基準を満

たしていないことが判明いたしました。同校舎は、設計終了後、今年度末から改修工事に着手し、長寿命化・耐震化を図る予定です。

また、児童生徒につきましては、現在、新築工事を行っている校舎が来年1月には完成する予定であり、工事完了後、速やかに新しい校舎に移動することとしております。

なお、他の県立学校においては、全ての建物で耐震基準を満たしていることを改めて確認しております。

全国及び県学力調査について。

本年度の全国学力学習状況調査につきましては、去る4月18日に国語と算数・数学、英語の3教科が実施され、県内全ての公立小学校6年生、中学校3年生が参加いたしました。

また、本県独自の県学力調査につきましては、同日、小学校5年生と中学校2年生を対象として、これまでの国語と算数・数学の2教科の実施に加え、新たに小学校6年生を対象に理科の調査を実施いたしました。

県教育委員会としましては、学習指導要領が目指している資質・能力を子どもたちがどの程度身につけているかを見とる検証軸として、これらの学力調査を重視しております。それぞれの学力調査で得られた本県児童生徒の課題を分析し、その改善策について、学校訪問や研修等を通して教職員へ具体的に伝えるとともに、学力向上に向けた市町の取組を支援するなど、今後も学力向上対策を力強く推進してまいります。

3ページの下段をご覧ください。

教職員の体罰について。

県教育委員会では、体罰の根絶を最重要課題の一つと位置付け、平成24年度から毎年教職員及び児童生徒・保護者に対して体罰の実態調査を実施しております。

平成30年度の調査結果では、体罰件数が38件、体罰を受けた児童生徒は74人で、前年度と比較し、件数で6件、児童生徒数で36人増加しました。件数の増加は、生徒の反抗的な態度や、やる気のない態度に冷静さを失い体罰に及んでしまうなど、体罰によらない指導の未熟な教員がまだ一部にいたためであります。また、体罰を受けた児童生徒数が大きく増加した理由は、生活指導や部活動指導の場面で一人の教諭が10名程度の児童生徒に対し、頭部を叩くなどの行為に及んだ案件が複数あることによるものです。児童生徒の心の耐性や精神状態によっては、このような行為により、心に深刻な影響を与え、大きな傷を負わせてしまう事案であり、児童生徒にとって最も安全であるべき学校でこのような体罰が発生したことを大変重く受け止めております。

県教育委員会としましては、体罰根絶に向け、平成29年度から体罰によらない指導について、全ての教員が目標を設定し、校長面談において成果を確認する取組や、体罰で指導を受けた教員に対してアンガーマネジメント研修を義務付けるなどの取組を行っています。

今後も引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、体罰を許さない環境づくりを目指し、教職員の意識改革を進めてまいります。

5ページをご覧ください。

高校生の進路状況について。

文部科学省が、去る5月17日に公表した平成31年3月末現在の公立、私立を合わせた高校生の就職率は、全国では、98.2%と前年を0.1ポイント上回っており、本県でも、98.6%と前年より0.1ポイント上回る結果となっております。

なお、公立高校の就職率については、平成元

年度以降、最も高い99.4%と前年より0.6ポイント上回っており、各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業によって、昨年度に引き続き全国平均を上回る高い就職率を維持しております。

また、公立高校の県内就職の割合については、全国的な人手不足を背景に県外求人が増加したことなどにより、59.2%と前年より0.8ポイント下回っていますが、平成元年度以降、過去2番目に高くなっております。

さらに、今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者に対する進学者数の割合が、前年比0.1ポイント増の65.4%となっています。

今後とも、高校生の県内就職率向上や学力向上、進路の実現に努めてまいります。

7ページをご覧ください。

新県立図書館の整備について。

県立・大村市立一体型図書館「ミライon図書館」については、本年10月5日の開館に向けて準備を進めており、子どもたちが多くの本に触れ、読書に親しむ機会を提供するため、夏休み期間中の7月24日から28日までの5日間、県民を対象として、「こどもしつ」を中心に部分的に開館することとしています。

また、長崎市に整備する「県立図書館郷土資料センター（仮称）」については、令和3年度中の開館を目指し、現在、基本設計及び実施設計を行っており、本年度中に旧長崎図書館の一部を残して解体し、来年度から建設工事に着手いたします。

なお、解体及び建設工事期間中においては、利用者の安全性等を確保するため、長崎図書館郷土課及び郷土資料の一部を県立鳴滝高校敷地内にある県の職員能力開発センターに移転し、7月24日から鳴滝高校図書館において閲覧等の

サービスを提供することとしております。

8ページをご覧ください。

文化部活動の在り方に関する方針の策定について。

昨年12月27日、文化庁から中学校、高等学校における「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が発表されました。対象範囲については、義務教育である中学校段階の文化部活動を対象とされたものですが、高等学校の文化部活動についても原則として適用するとされております。

これを受け、県教育委員会では、校長会等の関係団体の意見を集約し、本県の学校や地域の実情等を踏まえた「文化部活動の在り方に関する方針」、いわゆる県版のガイドラインを、本年8月を目途に策定することとしております。

策定に当たりましては、国の文化部活動のガイドラインに準じ、平成30年10月策定の「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を考慮のうえ、進めていくこととしています。

県教育委員会としましては、県版のガイドラインの策定を通し、生徒にとってより望ましい文化部活動の実施環境の充実に努めてまいります。

11ページをご覧ください。

退職手当支給制限処分取消請求等にかかる訴訟について。

盗撮行為により懲戒免職処分となった公立中学校の元教諭が、退職手当支給制限処分（3割支給）を不服とし、処分の取り消し等を求めている訴訟において、本年3月5日付けの最高裁の不受理決定により、福岡高裁の判決が確定いたしました。

判決では、退職手当の全額支給を求める元教諭の訴えは却下されているものの、退職手当が

ら失業者の退職手当を控除して支給した行為は違法であるから、控除した金額及びそれに係る遅延損害金を支払うこととされ、一方で、元教諭も既に受給していた失業者の退職手当が不当利得となることから、県への返還義務が生じると示されました。この判決を受け、県教育委員会としましては、顧問弁護士を通じ、元教諭と遅延損害金のみを支払うことで合意し、4月に支払いを完了いたしました。

また、酒気帯び運転により懲戒免職処分となった県立学校の元教諭が、懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分を不服として、処分の取り消し等を求めていた訴訟について、本年4月16日付けで長崎地裁の判決が示されました。

地裁判決の趣旨としましては、懲戒免職処分の取り消しについては棄却されているものの、退職手当を全額不支給とした処分は、社会観念上著しく妥当性を欠くものであり、裁量権を逸脱、又は濫用しているとされております。

県教育委員会としましては、今回の地裁判決が本県の主張と大きく隔たりがあること、他県の事案において、本県と同様の主張を支持した判例もあることなどの理由から、上級裁判所の更なる判断を仰ぐため、4月26日付けで控訴いたしました。

12ページをご覧ください。

教職員の不祥事について。

昨年5月と本年1月に、部活動中に生徒の太ももから腰の辺りを蹴ったり、シューズで頭を叩いたりする体罰を行った中学校教諭を、3月26日付けで停職1月の懲戒処分とし、当該教諭を管理監督する立場にあった同校の校長を、懲戒戒告処分といたしました。

また、本年2月に、長崎市内の路面電車内で長崎県迷惑行為等防止条例違反を疑われる行為

を行い、女性に対して精神的苦痛を与えた中学校教諭を4月19日付けで懲戒戒告処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後も、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

そのほか、障害者雇用について、教科書採択について、令和2年度長崎県公立学校教員採用選考試験について、長崎っ子の心を見つめる教育週間の実施について、特別支援教育の推進について、子どもたちの文化活動の推進について、文化財の指定について、令和元年度長崎県高等学校総合体育大会について、教育力の向上について、令和2年度県立高等学校・中学校生徒募集定員について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についての内容については、文教厚生委員会関係議案説明資料に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【ごう委員長】次に、総務課長より、補足説明を求めます。

【中尾総務課長】第80号議案及び第81号議案

について、補足説明をいたします。

「文教厚生委員会説明資料」、横長資料の1ページをお開きください。

第80号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、1、改正要旨に記載のとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員に係る任用要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が新設されることに伴うものであります。

会計年度任用職員制度については、現行の臨時・非常勤職員について、これまで任用根拠等の制度が不明確であったことから、勤務の内容に応じた適正な任用、勤務条件を確保することを目的としており、条例において一般職の非常勤職員として、会計年度任用職員の勤務条件等に関する事項を定めようとするものであります。

2の改正の内容をご覧ください。

会計年度任用職員の勤務条件等を定めるため、関係する条例を改正しようとするもので、教育委員会関係の12の条例を一覧でお示しをしております。

1ページ目の4件の条例については、会計年度任用職員が一般職の地方公務員として懲戒や分限処分の対象となることから、休職の期間を任期の範囲内、減給については報酬の10分の1以下に相当する額と定めるものであります。

2ページをご覧ください。職員の退職手当に関する条例では、パートタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上、退職手当が支給されないことから、その取扱いを規定するものであります。

表の上から4段目になりますが、職員の育児

休業等に関する条例については、これまで非常勤職員に適用がなかった育児休業制度や介護時間等について規定をするものであります。

表の一番下になります長崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例では、フルタイム会計年度任用職員を公表の対象とするものです。

その他の条例については、会計年度任用職員の給与、勤務時間等について別に条例、規則で定めることとするものであり、施行日は令和2年4月1日であります。

3ページをご覧ください。

第81号議案「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」のうち関係部分であります。

制定要旨については、第80号議案と同様であります。会計年度任用職員の期末手当など、報酬等に関する事項を定めようとするものであります。

2の制定内容のとおり、正規職員より勤務時間が短いパートタイムの場合と、正規職員と同一の時間勤務をするフルタイムの場合と、それぞれ正規職員との権衡を考慮し、報酬等を定めるものです。

地方自治法の改正により、これまで非常勤職員に支給されなかった期末手当が、会計年度任用職員については、正規職員に準じて支給されることとなり、この条例でパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、通勤及び出張に要する費用について規定をするものです。

また、4ページに参考として行政職給料表適用での報酬額の例をお示ししておりますが、現在、非常勤職員として勤務をしている者が、制度改正後に同一の職に任用された場合、一昨年年収額が落ちる場合がございます。その場合については、5年間の経過措置として、制度移行前の年収額を保障することとしております。

（2）のフルタイム会計年度任用職員については、給料、期末手当、諸手当を支給する旨を規定しております。

施行日については、第80号議案と同じく令和2年4月1日であります。

第80号議案、第81号議案の補足説明は以上です。

ご審議よろしくお願ひいたします。

【ご委員長】次に、教育環境整備課長より、補足説明を求めます。

【日高教育環境整備課長】第95号議案「財産の処分について」補足してご説明いたします。

同じく「文教厚生委員会説明資料」、横長資料の7ページをお願いします。

ろう学校の移転につきましては、平成25年12月、当時の大村市長から中村知事に対し、新幹線新大村駅（仮称）周辺整備計画案として、新駅前に位置するろう学校用地には、防災公園を含む業務施設ゾーンやアクセス道路等を整備する方針が示され、ろう学校の大村城南高校竹松農場への移転を要望されました。

県教育委員会では、ろう学校で学ぶ児童生徒の教育環境を第一に考えた結果、1、ろう学校は騒音が少ない場所にあることが望ましいこと、2、敷地面積が2ヘクタール程度必要なこと、3、隣接する虹の原特別支援学校との交流による教育効果も期待できることなどから、大村城南高校竹松農場への移転・改築することが妥当と判断し、平成26年3月定例県議会において知事がろう学校の移転を表明されました。

新しいろう学校の建設等につきましては、平成26年度から設計に着手し、平成28年度から敷地造成並びに新校舎の建設を開始し、平成29年12月に工事が完了し、平成30年4月に新校舎が開校しております。

旧ろう学校跡地につきましては、平成31年2月には全ての建物の解体が完了し、現在は更地になっております。面積は4万1,941.61平方メートルで、平成31年4月1日現在の土地の鑑定評価に基づく10億9,887万182円で大村市へ売払いを予定しております。

本案件につきましては、予定価格が7,000万円以上かつ2万平方メートル以上の土地の売払いであるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議決案件に該当いたしますことから、県議会の議決を得ようとするものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ご委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第80号議案のうち関係部分、第81号議案のうち関係部分及び第95号議案は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ご委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明をお願いいたします。

【中尾総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出をいたしました教育庁関係の資料について、ご説明いたします。

対象期間は、平成31年2月から令和元年5月まででございます。

まず、提出資料1ページから7ページです。これは県が箇所付けを行って実施をします市町等に対し内示を行った補助金についての実績であり、直接補助金は長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金など計69件、間接補助金は指定文化財保存整備事業補助金の4件となっております。

次に、8ページでございます。これは1,000万円以上の契約案件についての実績であり、計6件となっております。このうち競争入札については1件で、結果につきましては9ページに記載のとおりであります。

次に、10ページから13ページでございます。これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたもので、内容は、「海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ」など3件となっております。

次に、14ページから23ページは、附属機関等会議結果の報告であり、第2回長崎県文化財保護審議会など7件の会議結果を掲載しております。

続きまして、別紙の1枚紙になります令和2年度政府施策に関する提案・要望について、教育委員会関係をご覧ください。

去る6月12日及び13日に実施をいたしました

令和2年度政府施策に関する提案・要望について、教育委員会関係の要望結果をご説明いたします。

教育委員会関係におきましては、離島の学校教育の充実について、水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化について、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理についての3つの重点項目について、文部科学審議官、初等中等教育局審議官ほか関係省庁の幹部職員に対し、副知事、副議長、教育次長により要望を行いました。

また、7項目の一般項目につきましては、関係省庁の幹部職員に対し、教育次長及び関係課長により要望を行いました。

このうち、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理につきましては、専門的見地からの技術的及び財政的支援、また、端島炭坑への特段の支援について強く要望を行い、芦立文部科学審議官から、「世界遺産の価値を守り、保存と活用を両立させて後世に引き継いでいけるよう、知恵を絞っていく。」との回答をいただきました。

以上が教育委員会関係の要望結果ですが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

報告は以上でございます。

【ごう委員長】次に、教職員課長より説明をお願いいたします。

【上原教職員課長】資料を配付させていただきます。（資料配付）

長崎市公立学校事務職員（県費負担教職員）の逮捕事案について、配付した資料に基づきご説明いたします。

今回の事案の概要ですけれども、令和元年6月24日（月曜日）、長崎市公立学校事務職員が、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列の容疑で京都府警に逮捕されました。

容疑内容ですが、昨年8月15日頃、長崎市内の居宅で、インターネット端末を用い、わいせつ電磁的記録をサーバーコンピュータに記録保存させ、不特定多数のインターネット利用者に関覧可能な状態にし、以って、わいせつな電磁的記録にかかる記録媒体を公然と陳列したものであります。

なお、当該職員は、現在、身柄を拘束されており、接見ができない状態であります。

当該案件につきましては、長崎市教育委員会と連携しながら、事実関係を慎重に確認のうえ、今後、厳正に対処してまいります。

県内の教育関係者が、総力を挙げて不祥事根絶に取り組んでいる中、このような事案が発生したことは県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様には深くお詫び申し上げます。

以上で説明を終わります。

【ごう委員長】次に、教育環境整備課長より説明をお願いいたします。

【日高教育環境整備課長】私の方も説明資料がございますので、今から配らせていただきます。（資料配付）

このたび、文部科学省が実施した平成31年4月1日現在における県内市町立小中学校普通教室の空調（冷房）設備設置状況調査について、速報値として取りまとめましたので、その内容についてご説明いたします。

資料をお願いいたします。今回の調査による数値は、表の平成31年4月1日現在から、右に順に6月30日及び9月30日、来年3月末の設置見込

みを記載しております。

まず、平成31年4月1日における普通教室の空調設備設置状況でございますが、県全体では4,819室のうち625室に設置済みであり、設置率は13.0%でございます。

全ての学校の普通教室に設置済みである市町は、島原市のみとなっておりますが、これは雲仙・普賢岳の噴火災害に伴う降灰対策として設置されたものでございます。

次に、令和元年6月30日の見込みでございますが、島原市のほか西海市、時津町、新上五島町の3市町において、全ての普通教室への設置が完了する見込みとなっております。

なお、本資料には反映されておりませんが、これら4市町のほか、佐々町においても本年5月の調査時点では、9月末の設置見込みであったところ、前倒しして6月末までに設置できるとお聞きしております。

その他の市町におかれましても、現在、空調機の早期設置に向け工事を進められているところであり、年度末までには必要な全ての普通教室への設置は完了となる見込みとなっております。

県といたしましては、引き続き市町の進捗状況を注視してまいりたいと考えております。

なお、今年の夏までに設置が完了しない市町におかれましては、設置済みである扇風機の活用や、熱中症計による体調管理、こまめな水分補給、また、ある市では玄関にミストシャワーを設置するなど、実情に応じた熱中症予防対策を行われるとお聞きしております。

説明は以上でございます。

【ごう委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 陳情書一覧の10番です。

先ほどの政府施策要望の内容等も恐らく同一だと思いますけれども、この施策要望の中では、特記事項にも審議官からのコメントはございませんが、これらについて、少し深く説明いただければと思います。

【草野学芸文化課長】 水中遺跡保護に関する調査研究体制の強化についての分かと思えます。この部分につきましては、6月12日に文化庁の方に要望に伺いました。宮田文化庁長官は出張でご不在だったために、村田文化庁次長の方に本田教育次長から、直接お会いして要望を伝えております。

要望の内容は、九州国立博物館内に水中遺跡の調査・保護に関する専門的な組織を設置していただくこと、それと松浦市鷹島に水中考古学の専門研究機関を設置し、水中遺跡の調査研究と保存管理を国策として取り組んでいただくことの2点を要望しております。

村田文化庁次長からは、現在、水中遺跡調査の専門委員会を設置して、手引きの作成を進めているところで、組織体制はその後になるかとは思われますけれども、水中遺跡調査は国としても重要な課題として取り組んでいるという前向きな回答をいただいたところでございます。

【山本(啓)委員】 まさしくこの陳情書一覧の中にある陳情書の内容と同様のものを既に国の方に求めて、それについての回答を今ご説明いただいと理解します。

その中で、今ご答弁いただいた専門委員会の設置を行いながら、体制づくりはもう少し先に

なるかと、その部分を、得られた情報の中での感触になるんでしょうけれども、ただ、そこに遺跡があって、調査については急がなければならないものもあれば、まだ知見として足りてないものもあるのかもしれませんが、大体どれぐらいまでにそういった体制づくりができればとか、体制づくりができそうな見通しとか、そういったものが何かありますか。

【草野学芸文化課長】 具体的な年数とかまでは、なかなか難しいような状況でしたけれども、そのマニュアルづくりというのは相当進んでいるような状況でございましたので、それが進められる、検討される中で、組織や体制についても議論がされるものと私どもとしては思っております。

【山本(啓)委員】 陳情審査なので、そこまでにとどめておきたいと思いますが、本県は大陸とのつながりということのみならず、海が大変多いので、それ以外にもこういった水中に絡む遺跡とか、そういった発掘調査というのは、もっとすればもっとたくさん資源はあるなと思うんです。その上で、今回こういう取組をして、昨年もその前も要望されているとは思いますが、例えば国の方から本県の状況とかを個別にヒアリングされたり、調査の一端がそこにあったり、これまでそういうことがありましたか。

【草野学芸文化課長】 松浦で今進めております水中遺跡から引き揚げた遺物の保存処理といったものを琉球大学と一緒に研究を進めているんですけれども、太陽光発電を利用して効率的な保存処理ができるような処理の仕方とか、そういった部分については国の方からも視察に来られたりして、一緒に研究の成果を委員会の中で話し合っているところです。

【山本(啓)委員】 ぜひ、松浦市と県と国がしっかりと縦に並んで取組ができるように期待をしたいと思いますけれども、現在、こういった基礎になるような協議会とか、市と県が連携しながら進めていることがありましたら、最後にその答弁をいただきたいと思います。

【草野学芸文化課長】 水中遺跡の整備委員会と申しますか、調査委員会の中には、我々県も入って指導、助言をして、一緒に取り組んでいるところであります。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【宮島委員】 陳情書の12番、佐世保市からの陳情でありますけれども、53ページの地域ニーズに即した高等学校教育の充実について。中でも地域高等学校教育について、地域のニーズに即した造船関連技術を学べる環境整備の陳情がなされておりますけれども、現状の認識をお聞かせいただきたいと思います。

【小野下県立学校改革推進室長】 佐世保市からのご要望でございます地域ニーズに即した高等学校教育の充実についてということでの造船コースに関する設置についてでございますが、本県では、造船に関する専門教育を、長崎工業高校に造船コースを設置いたしまして、船舶設計の技術者の育成を行っております。

造船関連の求人につきましては、技能職を中心として求人があるんですけれども、この求人に対しましては、県内工業高校はもとより、普通科高校からも就職している状況でございます。

我々といたしましては、引き続き産学連携による校内企業説明会などを開催いたしまして、企業が新卒者を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

中学卒業者が減少する中、新たなコースや学科の設置につきましては、中学生の進路希望、

造船関連企業からの継続的な技術者の求人が見込まれるのか、こういったことを各種の状況を見極めた上で判断してまいりたいと考えております。

【宮島委員】 ご案内のとおり、造船業を取り巻く環境は非常に厳しくありまして、なかなか現状、厳しいところもあるんですけれども、依然、本県にとりまして造船業は基幹産業であることは間違いがないと思っております。

したがって、佐世保市が、今回、県北地域に造船業を担う人材育成のための学科再編を要望いたしておりますので、ぜひご検討いただければと思います。

併せて、今、産学というお言葉がありましたけれども、例えば、ある私学高校においては大手の自動車メーカーの方から、自分たちの会社に見合うような人材というものを育成してほしいという呼びかけがあったそうであります。即ち人手不足、特に工業系の人手不足は深刻でありまして、いわゆる自分たちの企業に見合ったような人材というものをつくっていききたいという発想で持ちかけがあったということでありませぬ。

したがって、今、県内の若者もどんどん、どんどん流出していくような状況の中で、県内の中でもそれぞれの企業のニーズに応じた学生というものを養成するような連携、もっと深い連携というものを築いていく必要があるんじゃないか。そうすれば、お互いがウイン・ウインの形になっていくんじゃないかと思っておりますので、これはご要望でありますけれども、そうした形で産学の連携というものをより深めていただきたいということをお願いしておきたいと思っておりますが、ご見解があれば教えてください。

【小野下県立学校改革推進室長】 委員からは、

今、企業と学校の連携というお言葉がございました。私どもといたしましても、企業と学校の連携、いわゆるマッチングについてはしっかりと進めていく必要があると考えております。

ただ、先ほどの学科の設定ということになりますと、どうしても学科というのは非常に専門的な部分、非常に専門的に特化していく形になります。そのような専門的に特化していくことというのは、いわばほかの業界の流れによってカバーできるエリアというのが非常に限定的になるという部分もございます。

現在、工業高校においては、基礎的な学びをきちんと伝えた上で、その後でいろいろな形での情報を彼らに伝達し、そして視野を広げていくという形で、彼らが県内の企業に対する識見を高め、そして進んでいくような形というのを目指しております。

そのような形のいわば基礎的な学びと、それから情報提供ということを進めながらも、企業との連携というのは重要でございますので、進めてまいりたいと考えているところでございます。

【ごう委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 18番の陳情ですけれども、新聞等を見ていると、11月にローマ法王が長崎に来られるということで、ちょうど、いみじくも昨日からですか、県庁跡地の遺跡の調査が始まったところですが、陳情書の中にも 1に長崎奉行所西役所等遺跡群についてということで、これは陳情者からの情報提供ということで、県庁跡地の歴史について書かれていますけれども、ローマ法王の来崎に当たって、来る際の事前知識として県庁跡地のところに眠っているこのような遺跡群についても、もしかすると事前の知識を持たれて来るのかなと思う中で、

今調査も始まったところですが、この案件については教育委員会として、もしローマ法王が来崎された時に、仮にそういうことに触れた時に、どういうふうにお答えというか、どういう説明、どういうふうこれから先準備していこうとされているのか、その辺については何かお考えがあられますか。

【草野学芸文化課長】 現在、旧県庁舎は解体工事が進んでおりまして、これが10月ぐらいまでかかる予定です。先般、新聞に載っておりました視察というのは、まだ解体の状況を、遺構が壊されないような解体工事が進められているかどうかを確認していただくような形で、保全対策を見ていただいているところです。

10月以降に、また発掘調査をするというのが、解体が終わってから我々がするような形になります。どのようなものが、どういった状況で、どれぐらい埋まっているのかというのを確認して、まずは確認調査ということから始めてまいりますけれども、それはスケジュールとしてはおおむね1年ぐらいかかる予定ですので、11月の時点では、まだ当初の確認調査を始めたぐらいの状況ではないかと思えます。

【前田委員】 調査の進捗状況は、もちろんそれで結構なんですけれども、そうやってローマ法王が来られた時に、何か説明を求められた時には、教育委員会としてどう対応するかということと、今現在、どういう認識を持たれているかということも含めてお尋ねしているので、いや、そのことは全く知りませんという話にはならないでしょうから。

教会関係者の方が、県庁跡地のところにお連れしたいみたいな話もちょっと聞こえてきているんですね。そういうことも含めて、長崎の歴史を振り返った時に、そのあたりを行政として

しっかり対応してほしいという要望なんですけれども、もし何かお考えになられているんだしたら、現時点でのお考え、対応の仕方というのを確認しておきたいと思っています。

【池松教育委員会教育長】旧県庁跡地は、ここにも書いてありますけれども、岬の教会の跡地であったということですし、また、イエズス会との関係もあると思うんですけれども、現在のところそういうご要請は全く私どものところにきておりません。ご要請があれば、それはそれなりに外務省等を通じてきちんと対応しなきゃいけないと思っています。今のところ、こちら側から積極的にというのは、現状がもう、いけば解体工事のままですから、お見せする場所という具体的なものはない。空気感として、ここがそうでしたということはあるのかもしれませんが、そこは具体的な対応については考えておりません。

【前田委員】実はそうしたことも含めて、関係者の方がお連れしたいということもなきにしもあらずなので、ぜひその際は対応をしていただきたいと思えますし、もしそういった要請等があった場合には、随時委員会の方にもその対応については報告をいただきたいと思えます。

【ごう委員長】ほかに質問はありますか。

【山口(経)委員】同じ18番ですけども、この県庁跡地の歴史というのは非常に重層しておりまして、一番最初は福田港を開港して、その福田港は風待ちがちょっと困難であるということで、次に長崎港をという形になっているわけですね。それから、大村純忠公がイエズス会に寄進して、あそこに教会が建って、そしてそこに砲台とかを設けたという形で、その後、歴史が下って西役所とか、大波止の海軍伝習所もできたんでしょけれども、どこに焦点を当てて発

掘をなさるのが、その辺はいかがですか。

【草野学芸文化課長】委員ご指摘のとおり、1571年の長崎港開港以来、6町がつくられ、それからイエズス会のサン・パウロ教会、岬の教会等が建てられ、それからずっと奉行所、海軍伝習所、そういった重層な歴史の非常に重要な土地だということは認識をして調査をしようと思っております。

どこに焦点を当ててということでのお尋ねですけれども、まずは平成22年にまちづくり推進室から調査の依頼を受けて、これまでに14カ所ぐらい発掘調査をしているんですけども、今回はその時にできなかった部分について、まずはどんなものが埋まっているのか、その確認調査をしたいと思っております。

江戸の遺構なのか、安土桃山の遺構なのか、そのもっと下もあるのか、どんなものが埋まっているのかをきちんと確認した上で、その後、どうしていくのかということをも検討して進めてまいりたいと思えます。

【山口(経)委員】その時代、時代でまた違うんでしょうけれども、その範囲についても、どこに焦点を当てるかで発掘の範囲が変わってくるわけですね。そういったことをしっかり、何が埋まっているか、重要なものが埋まっているところからやるというのじゃなくて、時代、時代に合わせた範囲というのも限定をしていかなきゃならないと思うんですが、そこはいかがですか。

【草野学芸文化課長】確認調査というのは、先ほど申しましたように、どんなものが埋まっているのかというのを確認する目的もありますけれども、そこにあるのかないのかも含めて確認をするということになります。

そういった場合に、これまでの調査の部分、それとボーリング調査の結果であるとか、江戸

時代の絵図面であったり、2代目、3代目庁舎の遺構も、そういったものも重ね合わせて、どういったものがどこに埋まっているのか、そういったものを絵図面でポイントを絞って、発掘に当たっては文化財保護審議会の委員の皆様方等専門家のご意見も踏まえながら、どこを調査していく、どれぐらいの範囲を掘っていく、そういったものを今後検討していきたいと思えます。

【山口(経)委員】 そういう重層感がある場所がありますので、慎重にそういったことを検討しながら進めていただきたいことを要望いたしておきます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はありませんか。

【山本(由)委員】 20ページからの第三期長崎県高校改革推進会議に関してですけれども、現状でも、長崎県の公立高校の全日制というのが、今年、去年ですか、全体として定員割れをしているという状況になっていて、私の地元で言いますと島原半島の県立高校については全部定員割れをしたという状況があって、非常に危機感を持っているところなんです、そういう流れがある一方で、令和2年度で第二期長崎県県立高校改革基本方針ですか、こちらの方が終期を迎えるということで、今、対応されているということなんですけれども、この中で「市町との連携」という言葉が委員の方からたくさん出て

くるんですね。今、市町との連携というのが、県立高校についてどの程度行われているのか、その現状について、まずご説明をいただけますか。

【小野下県立学校改革推進室長】 委員からのお尋ねは、県立高校と市町との連携ということでございます。連携もいろいろな連携がございます。教育活動を市町が支援していただける場合、特に、財政的な支援をしていただける場合もでございます。

一つの例といたしましては、県立高校に通学している子どもたちの通学費の補助をいただいている場合というのがございます。また、離島留学制度を導入している場合には、離島留学制度で留学している子どもたちの下宿代の補助という形もございます。

また、学びの内容につきましては、例えば、ある市につきましては総合計画の中に子どもたちの意見を取り込むような形で、子どもたちの地域活動、地域的な課題を考えさせるような活動といったものに、子どもたちの活動を市の計画の中に入れ込んでいただくという形で、いろいろな教育活動の内容から、財政的な支援からいただいているという状況はございます。

【山本(由)委員】 そういう状況の中で、それぞれの委員はそういう状況を踏まえた上で、さらなる市町との連携というのを求めておられると思うんですけれども、この委員の中で出てきている市町との連携というのはどういう内容のことをおっしゃっているのかというのはわかりませんでしょうか。

【小野下県立学校改革推進室長】 例えば、これまで他県の動きといたしまして、県立学校のいわば教育活動全般に対して、先ほど申しました財政的な支援及び教育活動の支援というのを全

面的にといいますが、かなり強力に進めていただいているという事例もございます。

有名な事例で申しますと、島根県の隠岐島前高校で見られるような活動のように、なかなか人が集まりきれなかった県立高校に対して、地元の3町村が基金をつくった上で支援をするという形も行われております。そういう活動は本県ではできないのかというご意見であったと記憶しております。

【山本(由)委員】 島原半島の話をして申しわけないんですけども、実業系の高校が全部、来年度からまた1クラスが減るということで、商業高校も工業高校も農業高校も全部3クラスになるという状況になります。これを見ても、場合によっては定員が割れるかもしれないという、自治体としても非常に危機感を持っているような状況にあります。

そういった中で、学校のあり方であるとか、3校の就職のところまで踏まえて、地元としてもぜひ参画はできないのかなという感覚を持っておりまして、そういった意味で市町との連携というのをぜひ進めていきたいという考えを持っておりますので、この推進会議の議論をもう少し待ちたいと思います。

ちょっとずれますけれども、この会議の今後の予定というんですか、最終的な答申までのスケジュールを教えてくださいませんか。

【小野下県立学校改革推進室長】 第三期の高校改革推進会議の今後のスケジュールについてというお尋ねですが、現在、高校改革推進会議は、昨年の6月にスタートいたしまして、今月の6月までで7回の会議が終了いたしました。

今、最後の段階と申しますか、その推進会議からの報告書のことについて具体的に議論をしていただいているところでございます。

報告書案の議論をもう一回行うという予定になっておりますので、恐らく報告書は今年の夏以降ご提出をいただくことになるのではないかと感じております。

教育委員会といたしましては、この推進会議から提示される報告書の内容を踏まえまして、第三期の高校改革基本方針の策定というものを本格化してまいりたいと考えているところでございます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありますか。

【前田委員】 小さなことで恐縮ですが、随契の教職員元気回復・健康維持増進事業業務委託費、毎年上がっていると思うんですが、この内容がちょっとわからないので、内容を聞けばわかるでしょうけれども、何ゆえ随契なのか、少し説明を求めたいと思います。

【竹中福利厚生室長】 この事業は、地方公務員法第42条に「地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされており、それに基づき教職員の健康づくりを支援するものでございます。

この事業の内容をご説明いたしますと、大きく3つになります。

1つ目は、若年層の検診事業経費でございます。これは、40歳未満は胃、採血、心電図は定期健康診断の検査の項目が法定ではないため、その部分をカバーするための検診となり、この検診の支払い事務が約2,200万円で、全体の約85%を占めております。

2つ目は、学校や地域で実施するレクリエーション活動等に対する経費の支払いで約120万円。例えば地域レクリエーションの参加費とか、けがなどのための保険料になります。

3つ目は、健康づくりサポート事業として、

学校や校長会などの要望に応じて、医師や臨床心理士などを派遣し、各地区で研修会等を実施する事業で、講師の交通費や謝金の経費が約270万円となっております。

事業名である教職員元気回復・健康維持増進から、民間のスポーツクラブ等の事業のイメージもあるかと思いますが、委託している内容をご説明したとおりで、ほとんどが検診事業の支払い等の事務になります。

随意契約としている理由は、互助組合が担っている事務は、病院や講師などへの支払い事務になりますが、教職員互助組合は教職員の福利厚生を目的とした団体ですので、その事務費となる人件費が全くかからないことから、ほかの民間団体等より経費が安く実施することができるため、随意契約としております。

【前田委員】 検診が8割というご説明でしたけれども、最後に説明がありました検診の8割のところは外部に出した方が安く上がるんじゃないですか。互助組合でやる必要性が、いま一つよくわからなかったんですけども。

【竹中福利厚生室長】 検診は外部の病院で行っております。病院からの請求支払い事務を互助組合が行っているということです。

【ごう委員長】 ほかに質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 では、質問がないようですので、次に、議案外所管事項について、ご質問はありませんか。

【北村委員】 説明の中で障害者雇用についてという記載がありましたので、県の法定雇用率の

充足率等々、数字があれば教えてください。

【中尾総務課長】 障害者雇用の法定雇用率のお尋ねでございます。

現在の雇用率が、今年の6月1日現在の数値となります。教育委員会に求められる法定雇用率は2.4%、これに対しまして1.45%という状況でございます。

【北村委員】 実数で何人かわかりますか。法定雇用率、何人雇用しなければならないところを、今、何人いるのか。何人足りないのか。

【中尾総務課長】 調査の対象となる職員数が1万3,553名、障害者の実数としましては、100名となっております。

【北村委員】 100名が今雇用されているという理解ですか。

【中尾総務課長】 平成30年6月1日現在の数字でございます。

【北村委員】 1.45%ということですね。であれば、200名近くが実数としていなければならないという理解でいいんですか。

【中尾総務課長】 法定雇用率を算定します際に、障害の程度によって、重度障害者の方は2倍カウントしたり、そういった算定方法がございますので、その定められた計算式に基づいて出した数字でございます。

【北村委員】 障害の程度というのはいろいろありますし、身体だったり、精神だったりあるかとは思いますが、これは達成しなくてはならない数字であることには変わりがないわけで、そのためにどういう工夫をされているのかというのをお尋ねしたいのと、私は新人なので現状がよくわかってないんですが、業務の切り出しとか、そういったことを行われているのかというところについて、ご説明をお願いします。

【中尾総務課長】 昨年度、法定雇用率を満たし

ていないということで、障害者雇用に関する計画を策定いたしました。2年間の計画でございます。

その中で、まずは正規職員の採用要件の見直し、例えば教育事務については、これまで身体障害者のみを対象としておりましたが、それに加えて精神障害者、知的障害者も対象にする。また、受験の対象となる年齢制限の見直しをする、そういった取組をしております。

また、障害者雇用に対する環境整備をするために、まずは障害者雇用促進チームを教育庁の中につくりまして、その中でこういった対応をしていくかという検討をしております。

具体的には、県庁で働く障害のある職員の方、それから、障害がある方が働く職場の方が相談する相談の窓口を設けております。

また、障害者の関係の団体と意見交換をして、障害者雇用を進めるためにこういった対応が必要かといったご意見を聞く、そういった取組をしております。

また、業務の切り出しにつきましては、この4月から県庁本庁内にワークサポートオフィスを設けました。知的な障害がある方を雇用する場です。そこでの事務に関しては、これは知事部局と協働になりますけれども、各県庁内の所属でやっております事務の中から切り出しをしまして、例えば発送業務であるとか、文書の印刷業務であるとか、そういったものを切り出した上で、6月から障害のある方5名を雇用しまして、業務に就いていただいているという状況でございます。

【北村委員】わかりました。この件については、数を追ってしまったがゆえに、ちょっといろいろ不適切な事例も見受けられたということもありますので、性急に数だけを追うということでは

はなく、障害のある人もない人も働くことができるんだという旗振り役に、教育委員会がぜひなっただけであればと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、別件で特別支援教育についてのお尋ねですが、説明資料7ページの中で通級による指導の実施校を増やすという文言がございますけれども、現在、高校の通級の設置状況についてお尋ねをいたします。

【分藤特別支援教育課長】平成30年度から、高校における通級による指導が制度化され、本県におきましても、令和元年度は新たに2校を指定し、計5校の県立高校で通級による指導を実施し、計46名の生徒が学んでおります。

現状としては以上です。

【北村委員】5校の名前を教えてくださいか、高校名を。

【分藤特別支援教育課長】五島南高校、鳴滝高校、佐世保中央高校、中五島高校、島原翔南高校でございます。

【北村委員】2校が離島という考え方ですね。

県央地区に高校の通級がほしいという声を、発達障害児をお持ちのお母さんから承っております。そういった計画は、今後あるのかどうか、そのところをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

【分藤特別支援教育課長】高校の通級による指導の設置につきましては、毎年度学校長へ調査を依頼しまして、原則として1通級指導教室当たり10名以上の対象の生徒が見込める場合に、教育委員会で設置を検討し、判断することとしております。

今回、答弁させていただきました5校以外についての校長からの申し出というのがなかった状況ですので、そういった調査の結果で、声が

上がりましたら検討をしていくことを含めて考えていきたいと思えます。

【北村委員】学校長から要望があれば検討していくということですね。

これは県央に特別支援の通級が必要であろうと思われる生徒の数とかは今わからないですね。後で教えてください。よろしく願います。

その通級指導についてですが、7月3日に大村の教育センターで2年目研修というのが行われるかと存じますが、その受講の状況についてお願いいたします。

【分藤特別支援教育課長】県教育委員会におきましては、実施校の実践をしっかりと支えていくために、研修を年間通して計画をしております。

委員から今ご質問のあった教育センターでの講座につきましては2種類ございます。一つが新任、二つ目が2年目の通級指導担当教員と特別支援学級担任を対象とした講座が年間7回実施され、令和元年度も同様に予定しております。

参考までに、昨年度、2年目研を受講した先生方は118名おられます。

【北村委員】この特別支援教育については、非常に経験やスキルとかが求められるかなと思っているんですが、この研修については任意の受講ということですか。

【分藤特別支援教育課長】悉皆研修にしております。義務研修です。

【北村委員】失礼しました。私が勘違いしておりました。そうしたら、県内の高校の教諭は全員これを受けるという理解ですか。そうではないんですか。

【分藤特別支援教育課長】高校の通級指導担当教員に対して、年に3回、県教育委員会主催で

専門性向上研修を実施しております。それに加えて、通級と特別支援学級を初めて担当される新任の研修と、2年目の先生方を対象とした研修を県の教育センターで義務研修として行っているということでございます。

【北村委員】わかりました。私は勘違いしてしまして、義務ということであれば、しっかり受けていただいて、スキルを上げていただきたい。特別支援教育については、いろいろと私もお話を伺っているところでございますので、ぜひ保護者の方の声を活かしていただきながら、やっていただければと思います。

別件で新県立図書館整備室についてお尋ねをいたします。これまでやりとりをさせていただいた中で、本の返却について、例えば離島の方が、県立図書館がオープンしたので県立図書館を訪れ、そこですてきな本と出会い、本を借りて五島に戻ったとしたら、どうやって返却をすればいいのかお尋ねします。

【吉田新県立図書館整備室長】委員ご指摘の「ミライon図書館」にご来館いただいて、そこで借りた本につきましては来館者が返しに来ないといけないという状況です。

【北村委員】要は、五島から来て、どこでもいいですけれども、「ミライon図書館」で借りたら、もう一回「ミライon図書館」へ返しに来いということですね。

他県では、図書館ネットワークを活用しながら、例えば五島の人が「ミライon図書館」で借りても、五島に戻って五島の市立図書館に返せるということをやっている自治体があるので、県民のための図書館でありますから、返却にかかるような幾ばくかの財源は必要になるかと思えますけれども、そう高額にはならないと考えておりますので、ぜひその辺を、どこまでと

いろいろと議論があるところではあると思いますけれども、市町の図書館のネットワークを通じて返却ができるようにしていただきたいと要望いたしますが、いかがですか。

【吉田新県立図書館整備室長】委員ご指摘のとおり、この「ミライon図書館」で借りた本を地元の図書館で返却するためには、地元の市町立図書館のご協力が必要になってまいります。そのあたりを含めて、検討の課題もございまして、その市町立図書館から、返却するための配送費の予算的なこともございます。

ただいま、委員ご指摘のとおり、利用者の利便性の向上、今後の「ミライon図書館」の新たな利用者の創出という意味では意義があると考えておりますので、何らかの形でできないか、他県の状況も参考にしながら研究してまいりたいと思っております。

【島村政策監】今、ご質問があったのは、来館した人というお話でしたけれども、そもそも地元から「ミライon図書館」の本を借りられないのか、ネットを通じて借りられないのかというご要望がありますので、その部分については相互貸借の変形方式なんですけど、ネットで申し込んでいただいたものを地元の図書館を経由して貸し出しするというシステムを、今現在、設計に入っておりますので、その中で地元図書館経由の貸し出し、返却というのができるようになります。今、お答えしたのは、あくまでも取りに来た方がということに限定したのでそういう答えになってしまいましたけれども、地元図書館経由で借りるという方法についてはシステムを今つくっているところでございます。

【北村委員】ありがとうございます。そういったサービスもぜひ充実をさせていただきたいんですけれども、やはりインターネットを通じて

リクエストをして、それが地元の市町立図書館に配本されるというのは非常に便利だなと思いますけれども、やはり本との出会いというのがあると思うんですね。「ミライon図書館」を訪れて、ばあっと並んでいる本の背表紙を見ながら、本との出会いというのがあって、そこで借りたいという方が必ずいらっしゃると思うんです。それをメモして、地元に戻ってリクエストしろということではなくて、そこで借りて、地元の図書館を通じて、ネットワークを通じて返却できるように、ぜひお願いをしたいということで、強く要望をしておきます。

7月の部分開館についてのお尋ねでありますけど、この部分開館については、要は「ミライon図書館」というのは、大村市もまちづくりの拠点の一つとして非常に期待をしているし、私も大村市民なので期待をしているんですが、この7月の夏休み、子どもたちがたくさん訪れてくれると思うんですけれども、どういったところに案内をしているのかということと、地元の地域との連携というか、例えば近隣にアーケードがありますので、そういった商店街との連携とか、そういったことは考えていないのかということをお尋ねいたします。

【吉田新県立図書館整備室長】7月24日から5日間の部分開館につきましては、「こどもしつ」ですので、子どもたちや保護者の方にぜひ来ていただきたいということで、学校を通じたお知らせとともに、教育委員会の広報誌「げんき広場」というのがございますが、これにつきましては県内の小・中・高校生、保護者全員に行き渡ります。そこで、7月の特集号では「ミライon図書館」をやっておりまして、その中で部分開館を行っていくということのお知らせをしていきたいと思っております。直前には長崎新聞や

西日本新聞に掲載する県からのお知らせ等も含めて、県内に広く周知していきたいと思っております。

次に、例えば地元の商店街と連携できないかということでございますが、大村市の方で「ミライon図書館」に来ていただいた際に、商店街を巡っていただきたいとか、賑わいの創出につながってほしいということで、商店街と協議を進められているところでございます。

図書館としても、商店街との連携という形で、今後、「まちゼミ」でありますとか、そういうところも検討していきたいと思っております。

【北村委員】ぜひ県としてもバックアップを、市や商店街の連携等をしていただければと思います。

本オープニングが秋ということでございますが、そのオープニングイベントをさまざまに計画をされているかと思いますが、今、開示できる部分があれば、その状況を教えてください。

【吉田新県立図書館整備室長】10月以降、さまざまな新たなサービスを含めてイベントを開催してまいります。その中でも、特に、開館記念講演という形で、10月から3月の間にかけて、数回にわたる講演を計画しております。長崎県ゆかりの作家でありますとか、絵本作家を含めた形で、子どもから大人まで楽しめる講演を今、計画しているところでございます。

【北村委員】長崎ゆかりの作家、カズオ・イングロさんですか。ではない。ちょっと遠いですね。非常に楽しみにされている方も多かろうと存じますので、一生懸命やっていただきたいと思っております。

以上です。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】確認の意味を含めて質問させてい

たきます。

教育長説明資料の4ページになります。令和2年度長崎県公立学校教員採用選考試験についてお尋ねをいたします。

下から3行目のところで、教員採用予定者数が昨年度と同数の420名となっております。もう公表されていると思いますが、これに対して応募者、倍率はどのようになっているか、確認させてください。

【本村高校教育課人事管理監】令和2年度の教員採用選考試験についてですが、5月末に志願を締め切りまして、6月中旬に志願倍率等の公表をさせていただいております。

本年度は、定員420名に対しまして1,199名の志願があり、全体で2.9倍ということでございました。昨年度よりも166名減少しておりまして、昨年度が3.3倍ということでございます。

【宮本委員】昨年度も聞こうと思っておりました。ありがとうございます。3.3倍から2.9倍になっているということで、何が言いたいかというと、だんだん教員になりたいという方が減ってきているんじゃないかというのをちょっと危惧しているんです。

というのは、6月24日の新聞紙上に「教員の長時間勤務、学校の危機打開へ改革急務」というのが載っていて、実は学校はブラック職場というイメージが強くなってきているというのがあって、経済協力開発機構の調査でわかったことが、日本の小中高の教員の勤務時間が一番長いという結果が出たと。中学校でもしかり、小学校でもしかり、傘下48カ国に比べるとダントツに長いということがあると。長時間勤務というのがあるということですね。

実は、今、私は地元の小学校の育友会の会長もしていて、よく頻繁に学校に行くんですけれ

ども、確かによく残っていらっしゃるなどというのがありますが、その要因として、これはもうずっと前から言われていますが、部活動などの本業外の仕事の多忙さと煩雑さということと事務業務、それが理由に上がっているということがあります。よって、専門性を高めるために費やす職能開発参加の時間が極端に少ないということがあると分析されているんですね。

私は、1年前か2年前に部活動指導員について一般質問したいという時に、ちょっと待っていてくださいと、その時はまだ出たばかりなので、要綱がよくわからないんですよということがありました。一つ打開策として部活動指導員の外部委託推進というのがあるかと思うんですけども、今、この部活動指導員については、県内の人数やパーセンテージがどれくらいになっているかというのはわかりますか。確認させてください。

【松崎体育保健課長】部活動指導員については、平成29年3月に法令の改正がありまして、学校の職員として位置づけられております。その中では、部活動指導員は技術的な指導のほか、大会の引率等ができるともなっております。

今現在、本年度から事業化してありまして、県立の高等学校に11名、県立の中学校に1名、そして、市町については21名を配置する予定にしております。

【宮本委員】早くて書き取れませんでしたけれども、高校に11名、中学校に1名、小学校に21名ですか。もう一回いいですか。

【松崎体育保健課長】県立高等学校に11名、県立の中学校に1名、そして市町立の中学校に21名です。

【宮本委員】ありがとうございます。これは予定ですよ。これは充当率としては少ないです

よね。恐らく少ないと思いますが、この部活動指導員については、学校からの要望があって設置するものになるのか、県教委からどうぞやってみらんですかというような促しがあるのか、確認させてください。

【松崎体育保健課長】まず、部活動指導員の身分ですけども、これは非常勤の職であります。今年度から国の事業を使って予算化しております。県立学校については、昨年度、運動部活動のガイドラインを策定いたしましたので、配置の要件としてはガイドラインをしっかりと遵守すること。先ほど委員ご指摘のように、配置の要件のもう一つとして、学校において、その教職員の負担軽減の取組がなされているかということを我々は査定をいたしまして11名を決定いたしました。現実的には13校から挙がりましたが、県立学校には11名配置したという状況です。

市町の中学校につきましては、4市町から希望がございました。市町については、国と県と市町の負担が3分の1ずつになります。市町におきましては、いわゆる予算の問題とか、あとは人材がいるかというところで、なかなか挙がっていないという状況の中で、今年度21名配置するという予定であります。

【宮本委員】大事なところだと思います。予算とか、人の問題ですね。この方ができるかというのは大きな問題ですよ。ともあれ、少しずつ長崎県でも取組を推進していただきたいと思っています。

部活動指導員の配置によって、先生方の働き方改革にもつながるといわれているとおりであるし、ひいてはブラック職場という言い方はちょっと難しいかもしれませんが、そういったのにもつながっていく。先生たちも

もっともっと研修に参加したいのにできないという現状が打開できるんじゃないかと思います。もう一回確認しますが、県としても市町に推進していくという姿勢でいいんですか、確認させてください。

【松崎体育保健課長】我々は、5年間で全部の公立の中学校、高等学校に配置するということで予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。まずは部活動指導員の充填をいただければと思います。

これは県立大学生の卒業論文に、1年前にあったんですね。実際佐世保市で調査をしたという結果があって、その中にも部活動と事務作業というのはどうしてもネックになるというアンケートも出ていますから、推進をしていただきたいと思います。

そういった形で、昨年度に比べると、今年度、先生になる倍率も若干下がってきているのではないかと、ちょっと危惧しました。

下がってくればくるほど入りやすくなる。ということは、4ページの真ん中に書いてありますけれども、「教員の採用については、すぐれた資質と豊かな人間性を備え、強い使命感と情熱あふれる人材」というのが書いてあります。当たり前ですね。教育はこういった方々にしていただきたいというのがあるんですけども、倍率が下がれば、門戸が広がれば、それ相応の方も教員になってくるんじゃないかなと思っています。

というのは、全国的にいろんな問題が出ていますよね。それ相応というのは難しいですが、全国的にいろんな問題が出てきている。長崎県もいろんな問題が出てきている。いかにこの資質を見抜くかというのは難しいと思うんですよ

ね。

教員採用試験では、筆記試験、面接を多分されていると思うんですけども、より厳格にそういったところを見抜くための試験というのは、今の段階ではされているのかどうか、確認させてください。

【本村高校教育課人事管理監】現在、教員採用選考試験では、1次試験を7月に実施しております。そこでは専門性等を各学科に応じた、いわゆるペーパーテストを実施しております。

そして、1次試験を合格した方で、2次試験に進まれる時に、2次試験は人物重視ということで、面接と適性検査を行っております。この適性検査は、平成25年度から実施しているものですが、先ほど委員がおっしゃられた教員の資質や適性にしっかり応じているかどうかというのを検査するものでございます。60分の時間で150問以上の問いがありまして、規範適応力とか、あるいはストレス共生力とか、教員としてのしっかりした価値観を有しているかどうかを見て、その検査をもとに面接を実施しております。

例えば規範適応能力で、そこで評価の低い方には、その規範意識に関する質問を行ったりしているんですけども、そういう適性検査を行いながら、受験生の適性について慎重に見極めるような面接を現在行っております。

【宮本委員】それは全国共通ですか、長崎県独自で行っているというものですか。

【本村高校教育課人事管理監】この適性検査は、全国全てやるということではございません。現在、平成31年度の教員採用選考試験でこれと同程度のものを実施しておりますのは、40の県と市でございます。

【宮本委員】わかりました。詳しくご説明いた

だいてありがとうございます。

適性検査は大事だと思いますので、見抜くという言い方はあれかもしれませんが、防犯という面でもしっかりと教員として適切に、その方の人格をしっかりと見抜いていただきたいと、併せて要望させていただきます。

教員の方々を守るための仕組みづくりとして、いじめであったり、保護者からのいろんな問題に対して取り組む時に、スクールロイヤーという制度があるかと思えます。これは弁護士を介して相談するようになってきているみたいですが、長崎県内でスクールロイヤーを導入している市町が今の段階でどれくらいあるのかというのわかりますか。

【立木高校育課児童生徒支援室長】今、委員がお問い合わせになりました各市町のものについては、残念ながら私どものところで把握はしておりません。

ただ、県で行っている窓口等を参考にということで照会というか、電話等でお問い合わせがあったりとかしているところは複数ございます。

【宮本委員】先生方の背景を守るというか、身を守るという意味からすると、スクールロイヤーというのは大事な制度であると思っています。そういった後ろ盾があれば、先生方ものびのびと教鞭をとることができるのではないかと思いますから、今後もスクールロイヤーについては積極的に県としても進めていただければと考えておりますが、この点についていかがでしょうか。

【立木高校育課児童生徒支援室長】長崎県の県の教育委員会としましては、平成28年8月から学校が相談しやすい窓口として弁護士相談窓口を開設しております。こちらでは、県内を複数地区に分けて、各地区2名、計8名の弁護士の先

生方をお願いをしまして対応に当たっていただいているところでございます。

【宮本委員】ちなみに、相談件数とかわかりますか。わからなければ後ほどでも結構です。

【立木高校育課児童生徒支援室長】平成28年8月から昨年度末、平成30年末までの合計で24件の相談がっております。

【宮本委員】わかりました。今後とも、そういった形でスクールロイヤー、そして先生たちを守るための制度もしっかりと継続していただければと思っております。

それと、一般質問でもさせていただきましたが、夜間中学についてちょっとだけ確認をさせていただきます。

平成27年から私自身もいろいろ取り組んでおりまして、先輩議員からも承っているところでもある夜間中学ですけれども、さまざまなやりとりをさせていただきました。教育長の答弁でもありましたけれども、対象となる方々が県内にどのくらいいるのか。難しいというのありましたけれども、今後の予定といたしますか、スケジュール感といたしますか、ニーズ調査はやっていかれるのか、そしてまた、市町とどのような連携をとっていかれるのか、確認させていただきます。

【本田教育次長】一般質問の時の答弁にもありましたように、県立の設置も含めて検討していくということです。この定例会後に庁内での検討委員会を設置したいと考えております。

その後、県立の設置ということで、徳島県が初の設置を令和3年にいたします。そこをモデルとして、その例を少し調査させていただきながら、ニーズ調査といたしますか、把握調査がどういう形でできるのかということも大事だろうと思っております。対象者の方が、通例で

いきますと80歳ぐらいの方もいらっしゃいます。あるいは、不登校の中学生も入れることができる。あるいは、外国人の方も入れることができる。学び直しの方も入れることができます。4つの分類ができると思いますので、そういう方々を県内でどうやって探していくかと、それによって設置の地域も決まりますし、そういうことをしばらく、数カ月検討させていただければと思います。通常、設置までやはり3年はかかるということを聞いていますので、できるだけ早く設置をしたいとは考えているところでございます。

【宮本委員】徳島県が確かに設置するということが出ていますから、いろいろ調査していただければと思います。

今の段階でどの地域にというのは、もちろん今からでしょうから、1年間、私も委員会でいろいろ議論させていただければと思いますから、よろしくお願いいたします。

最後に1点だけ。先ほど教職員課からも説明がございました。長崎市公立学校事務職員（県費負担職員）の逮捕事案についてということでありましたが、非常にショッキングなことであります。この方はもう逮捕されたということですが、周りの環境は、例えば一緒に働いている先生たちの対応とか、あるいは携わっていた生徒の状況がわかれば教えていただけますか。

【上原教職員課長】保護者の方に対しては逮捕翌日、火曜日に保護者の説明会を学校の方で実施しております。子どもさんたちには発達段階に応じて校長先生の方から説明をしていただいているという状況です。

そういったことで説明をしているんですけども、子どもさんたち、特に心のケアというものが必要なとも考えていますので、必要に

じてスクールカウンセラーの派遣等については、長崎市の教育委員会とも連携しながら、子どもたちのケアについては努めていきたいと考えております。

【宮本委員】わかりました。必要であれば、相談体制等をちょっと強化していただければと思います。

私も小学校5年生の子どもがおりまして、非常に敏感ですもんね。5年生といえども敏感ですから、そこは学校側と、市の方を介してでしょうけれども、しっかりと対応をなさっていただくようによろしく願いいたします。

【山口(経)委員】ただいまの教職員の不祥事について、私も議論させていただきたいと思うんですけども、毎回のごとく「不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組をします」ということでご答弁なさるわけですけれども、教職員の方々は1万3,550人いらっしゃるということで、確率からいけば大変大きいなという感覚を持っております。毎日のように教職員のわいせつ事案であるとか、迷惑行為事案であるとか、そういったことが報道されるわけです。私の地元の長与町でも、児童ポルノの収集をした先生がおられて、そういう事案もありました。

そういったことで、根絶に向けての取組はなさっているんでしょうけど、なかなか根絶してないという現状がありますけれども、その点を教育長、いかがお考えですか。

【池松教育委員会教育長】今、委員からご指摘がありましたとおり、不祥事根絶については、市町の教育委員会とともに、県教委もさまざまな研修も含め対応しているところですが、残念ながら不祥事根絶に至っていないということで、県民の皆様方に対しては大変申し訳なく思っております。

大多数の教員は、まじめに子どもたちのために頑張っているわけですが、1～2名の不祥事の職員が出ることによって、県の教育全体、また、先生方全体に対する信頼を失墜することになるということで、また、その後の子どもたちへの教育の対応についても非常に難しくなるということになりますので、今後とも引き続き不祥事防止に努めていかなければならないんですが、やはり最終的には、個人として、教員としての矜持を持って自分自身を律することができるかどうか。これは、我々県教委として対策を投げ出したという意味ではなくて、そういう意識を持てるように、いろんな研修もしていかなければいけないと思いますし、何よりも、先ほど、働き方改革のお話もありましたけれども、やはり自分自身を見つめる時間とか、子どもたちに余裕を持って接することができるような勤務条件を行政としてはつくっていかなければならないのではないかと思っております。

さまざまな課題が不祥事防止については出てきているんですけども、一朝一夕にはいかない部分があるかと思いますが、先ほど申し上げたとおり、ほとんどの教員はしっかり頑張っているという土台の上に、今後、そういう不祥事を起こすことがないように、市町教委とも連携をとりながら取り組んでいきたいと考えているところであります。

【山口(経)委員】学校の先生は、聖職と言われた時代もありました。そういった中で、やっぱり子どもたちの教育をお任せする、お願いするわけですから、そういう道徳観念、あるいは倫理の観念、そういったものをしっかりと持っていたいただきたいわけですが、教育の段階で道徳の時間、倫理の時間というのが一時期減った時期もありました。そういった心の教育とい

うのが、教職員が育つ以前の教育の段階で不足していたのではないかという指摘もあるわけですが、その点についてはいかがですか。

【池松教育委員会教育長】道徳が今回教科化をされました。長崎県は、教科化をされる前に、独自の教材等を使って道徳教育には力を入れてきておりますので、そういった意味では新しい教科になったにしても、今まで以上に充実して取り組んでいける土台はあると思っております。

それと、今、もし教員の不祥事と道徳との関連でお尋ねであれば、それは直接教科で教えた、教えないがその教員の不祥事につながっているとは私は考えておりません。全ての人間が、いわば道徳の時間がなくなった時に学校で学んだ人間というのは、教員だけではなくて、全国民がそういうわけでありますので。やはり道徳教育とは関係なく、家庭教育も含め、先ほどあった学校の部活も含めて、日常の生活の中で、学校だけではなく、家庭、地域が子どもたちにあるべき人間の姿をどう教えてくれたのかということではないかと思っております。

しかし、そうは言っても、学校は学校としての役割があると思しますので、ご指摘のように道徳教育には今後とも力を入れていきたいと考えております。

【山口(経)委員】そうおっしゃるのであれば、やっぱり都会の殺伐とした環境の中で育った人たち、そういった人たちに郷土意識を持ってと言ってもそれは無理なんですよ。郷土意識が高く、そして地域の人たちと関わりが強い方々は、そういった犯罪には手を出さないという事例もいっぱいあるわけですよ。

そういったことで、教育というのが一番大事だということをしっかり認識していただきたいという意味で苦言を呈したわけですが、

道徳の時間、倫理の時間をこれからどうなさるおつもりですか。

【木村義務教育課長】先ほどもお話がありましたが、本県は道徳の時間の実施時数が少なくなったということは、ここ数年間の中では全国的に話題になった時ありませんでした。時数を確保して授業していくということを大前提に進めてまいりました。

一方で、今、委員のご指摘があったように、道徳が教科化をされました。それは全国的な流れの中で、教えなければならないことと考えさせなければならないこと、また、周りとのコミュニケーション等、そういうものの授業のやり方など、さまざまところにぶれが出てきたためであります。

一方で、特別の教科というように、道徳は子どもの内面に迫ってきますものですから、一人ひとりに応じた教育を展開していこうということで今進めております。

本県は、新しい学習指導要領にのっとり、全国的に研修も進めておりますので、ぜひ道徳が教科化した趣旨、また、道徳の大切さを大事にしながら、引き続き展開をしていきたいと思っています。

【山口(経)委員】道徳と不祥事とは関係ない部分もあるかもしれませんが、そういう心の教育というのが一番大事であるということをひとつ認識していただいて、それを教える側ですから、しっかりした先生方のスキルアップをお願いしたいわけですが、教職員の方々に対するそういうスキルアップについてはいかがですか、特に道徳に限ってですが。

【木村義務教育課長】教員の使命感、倫理観等は、1年目から経年研修がずっと続いていくわけですが、その中に題材として取り上げ

ております。

また、本年度5月から、私ども直接各市町の校長会に行きまして、教員一人ひとりが自らの使命感、そして倫理観をしっかり振り返って、今後どうあるべきかというのをぜひ考えてほしいということ、話をしているところであります。つまり、研修と日々の勤務の中で醸成していくような取組を今後も重ねていきたいと思っています。

【山口(経)委員】教職員の不祥事が与える社会的影響というのが、信頼というのが、ひどくそこに影響力があるものですから、やはり教える側として、しっかりした人格形成に努めていただきたい。そしてまた、不祥事根絶、それから信頼回復の実効性ある取組をしますよと、毎回毎回、そういった弁明にならないようにお気をつけいただきたいと思います。

それから、高校生の進路状況についてでありますけれども、高校生が求人倍率も高くなって、就職率もよくなっていったということは、これはもう全国的な傾向であって、そしてまた、その中でも工業系の生徒さんの就職率がいいということになります。

知事は、いつもおっしゃっておられますけれども、県内に若者を定着させるためにいかにあるべきかという形で、大学に行って講義をしたり、高校に行って講義をしたり、そういったことを中心的に、また県内への就職、県内で暮らしてくださいと、若者定住についてしっかりおっしゃっておられますけれども、高校生の進路について、どういうご指導をなさっておられますか。

【鶴田高校教育課長】県内に若者を定着させるためにどういう取組をしているかというお尋ねでございますけれども、もとより、県内就職の

ために、まず必要なものは県内企業を知ることだと思います。ここ数年にわたって県内企業の情報について、各学校で企業説明会をしたり、キャリアサポートスタッフが仲立ちをして県内企業の情報を生徒に提供するなど、県内企業がどういうふう頑張っているのか、そういったことについての情報提供を手厚くやっておりますし、そのことが県内定着につながるものと考えております。

併せまして、私どもは、やはり教育の立場ではふるさと教育で、自分たちが地域、ふるさとにどういう貢献ができるのかと学習させ、高校の段階で申し上げれば、地域の課題はどのようなものがあるのか、そして、それをどう解決できるのか、そういったことを探究的に学習する。そういった学習が、将来、大学に進学して、その後ふるさとの発展のために貢献したいと、戻ってやりたいということにつながるのではないかと、ふるさと教育の充実についても推進を図っているところでございます。

【山口(経)委員】お尋ねをしようかと思っておりましたが、そこを最初に言われてしまいました。大学への進学もあるわけですね。そういった方々が戻ってきていただくためには、ふるさと教育の充実というのが大変重要になってこようかと思えます。

小学校ではコミュニティースクールの取組、それから中学校では「ふるさと長崎」の副読本の学習、そういったものをふるさと教育としてやっておられますけれども、高校教育においてふるさと教育というのはどういう視点でやっておられますか。

【鶴田高校教育課長】ふるさと教育の高校における取組の視点でございますけれども、まず、高校にも総合的な学習の時間がございます。そ

の中で、先ほど申し上げた地域の課題について地域の方に聞いたり、自治体の方と一緒に勉強したり、そういったことで課題研究に取り組むような活動がございます。

それから、地域の伝統行事等を継承する取組、もう高校生でございますので、さまざまな、例えば大村の黒丸踊りとか、平戸の田助ハイヤ節といったものについて継承するような活動も行っております。また、部活動において、例えば農業高校が地元の食材を使って商品開発をするといった取組も行っております。

【山口(経)委員】ふるさと教育にもいろいろございまして、やっぱりふるさと長崎を見つめ直していただくという観点が一つ必要かと思っております。

それから、午前中にも総務部の学事振興課のところでも県内就職に向けてどうやるのかという形の中で、県内の大学を県内の高校生の方々が選んで進学をしていただく取組をやるということなんですけれども、そういったことの連携はいかがなさっていますか。

【鶴田高校教育課長】県内大学と高校生との連携の状況でございますけれども、県立大学とは協定を結びまして、さまざまな連携、活動をしております。県立大学の中身、教育内容を知ってもらうためにオープンキャンパス、これはしま地区には出前的にやっております。

それから、県立大学の教授等による出前講座、高校の教員を対象とした入試連絡会や意見交換会、それから県立大学の学生が母校を訪問し、そして、大学のよさを説明する、そういった場を設けたりしております。

【山口(経)委員】就職と進学があるわけですが、県外に大学生となって出ていった人たちが、また戻ってくるかといったら、県内にそ

という優良な雇用がないという形の中で、やっぱり県外就職を選んでしまうわけですね。企業誘致、あるいは県民所得の向上のためにいろんな手を尽くしておりますけれども、やっぱり大きな企業、優良な雇用がないという形の中で県外に就職なさるといふことがある。そういうことも県を挙げて、いろんな総合的なことで対策をしていかないといけないんですけれども、また戻ってきていただくという観点をしっかりふるさと教育あたりでもやっていただきたいし、そしてまた、県内に優良な中小企業もございません。そういった経営者のお考えを直接高校生あたりにも聞いていただいて、自分たちも大きな志を持って起業をやってみたりとか、そういったことをしっかり教育をしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

【鶴田高校教育課長】 今、山口(経)委員がおっしゃった視点というのは、非常に重要な視点だと我々も認識しております。

県外の大学に行って、そのまま就職してしまうという場合もございます。現在、特に、高校生が卒業する時に県内就職にどうつながるかということを一生涯懸命やっておりますけれども、次のステップとして、県外の大学に進学する高校生が県内企業にどう戻ってくるか、つながることができるか、こういった取組について、現在、研究をしているところでございまして、具体的にはそういった進学校の生徒が県内の中小企業、大卒を採りたいという県内企業との接点をつくる、説明会等を実施する、そういったことができないのかということについては、現在、検討しているところでございます。

【山口(経)委員】 時間も迫っておりますので、最後に教育長に伺いたいと思いますけれども、長崎県では「若者定着課」という課までつくっ

て、若者の定住という形でしっかりとそういう対策をやっているわけですが、ふるさと教育と若者定住というのはセットで考えないといけないとは思うわけですが、小中高から連携したふるさと教育と若者定着についていかがお考えですか。

【池松教育委員会教育長】 ふるさと教育の目的は、それぞれの発達段階において違うと思うんですが、究極はその地域のことをよく知って、いいところも悪いところもよくわかった上で、例えば自分がその課題を解決しようという心構えを持ってくれるのが一番理想だと思います。

小学校、中学校も、今までふるさと教育をしてきたんですけれども、ただ、やっぱり何といえますか、知識を伝える、郷土の偉人を伝えたり、郷土の特産物がこうありますということ伝えることだけに終わっていた部分もあるのかなと考えていまして、市町の教育委員会ともよく話をして、やはり人口定着の効果も含めて地域をもっと体験するというか、実感をする。さっき言いたいところも悪いところも含めて、小学校の段階からそういう学びを取り入れていこうということと、中学校では、本年度、県の新しい事業としていわゆる業を起こす「起業」を実際に体験させることによって、その地域の中でどんな特産物があるかとか、その特産物を活かしてどんな産業活性化に結びつけるかという体験もできるように、モデル校方式ですが、やろうとしています。

おっしゃるように、小・中・高を通じてふるさとを思う心を育むことによって、その子どもたちが将来、進路の選択をする時に、地元のこと、長崎県のことを選択肢の中に大きな位置を占めるような対応ができるように、ふるさと教育を進めていきたいと考えております。

【山口(経)委員】 長与町の事例をご紹介しますと、ふるさと教育の中にもペーロン体験というのを小・中学校やるわけですね。そういった中で、社会人になったらペーロンの漕ぎ手になっていただくとか、ずっと誘い込みもしていくわけですが、やっぱり子どもたちにはペーロンを体験したという、海にも行ったという実感がわいてくるわけですね。ペーロンの競漕になれば、心わくわくしてくるわけですよ。そういった観点もございます。

そしてまた、球磨村との交流もやっております。そういう交流を離島部とやってみたり、また郡部、県内の離れたところとやってみたり、そういった交流というのも非常に子どもたちの心に残るわけですね。長崎県全体がいいところだなという実感も出てくるわけです。ですから、そういったことにも目を向けていただいて、これからもふるさと教育の充実を図っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時45分 再開

【ごう委員長】 再開いたします。

それでは、質問のある方はどうぞ。

【堤委員】 初歩的なところからお聞きしますが、2ページのところにある「ワークサポートオフィス」のことはわかったんですけども、特別支援学校2校に「ワークサポートグループ」を設置、非常勤職員として3名を採用ということは、これは県庁の非常勤の5人の方が業務をされているのと同じようなことでしょうか。

【中尾総務課長】 特別支援学校2校の「ワークサポートグループ」については、業務の内容は

学校で行う事務でございますので、全く一緒ではございません。例えば環境整備、清掃といったことも含めて、知的に障害がある方に業務を行っていただいているという状況でございます。

【堤委員】 知的に障害のある方が働いていらっしゃるということですね。学校の事務、環境整備など、清掃とか、そういうことであるということですね。わかりました。

それと、公立学校の教員の採用試験のところ、先ほど志願者数、倍率がかなり下がっているというお話がありましたけれども、「小学校を志願する他の自治体の本務者に対する2次試験の関東会場での実施などの制度改善を図りながら」というところですけども、これはいつから関東会場での実施ということが始められているのか。こういうところでの受験者とか、実際に他の自治体本務者であった人がどのくらい採用されているのか、お聞きしたいと思います。

【高鍋義務教育課人事管理監】 今お尋ねのありました関東会場での実施であります。これは今年度から実施をするものでありまして、これまでそういう実績はございません。

【堤委員】 他県等で教職経験があって、そして本県の方に採用されているという人たちがどのくらいいるかというのはわかりますでしょうか。

【ごう委員長】 暫時休憩します。

午後 3時48分 休憩

午後 3時49分 再開

【ごう委員長】 再開いたします。

【高鍋義務教育課人事管理監】 過去、他県で本務者をされて申し込みをされた方は、小学校で言いますと、平成30年度が31名、平成29年度が41名、昨年度が13名という実績がございます。

【堤委員】 今のはよくわからなかったんですけど

れども、小学校の31名が昨年度ですか。

【高鍋義務教育課人事管理監】もう一度説明をさせていただきます。

平成31年度の採用試験に申し込まれた方が13名おられました。その前の年が31名おられました。その前の年が41名おられたということがあります。

【堤委員】その中から実際に採用されたのはどのくらいでしょうか。

【高鍋義務教育課人事管理監】これも昨年度からさかのぼってまいります。昨年度が13名中10名でございます。その前の年が31名中25名、その前については41名のうち28名が採用となっております。

【堤委員】私は、先日、佐世保市内の小学校を訪問させていただきました、学校開放の期間だったので。その時に、4年東京での経験があってこちらに来た先生ですというお話があったりして、そういう経験のある方が長崎を受験して、他県から長崎の方に入ってこられるというのは非常にありがたいと思うんですけれども、今年度から2次試験が関東会場でも実施されるということで、そういう手だてを進めながら、ぜひたくさん受験していただけるような体制をつくらせていただきたいと思います。

それと、ブラックな職場ではないかとかいうお話も上がっていましたが、働き方改革として県教委がここ何年か力を入れてこられたと思うんですが、プラス1運動とかをずっとされてきましたけれども、今の時点での働き方改革はどんな取組を進めていらっしゃるのか、どういった効果が上がっているのかをお聞きしたいと思います。

【竹中福利厚生室長】今、教職員の長時間労働対策として、毎年1項目以上、学校で業務改善

を行うことをプラス1推進運動といい、本県独自の取組でございます。このことについては、毎年、小・中学校、県立学校から学校の取組の報告をもらうと同時に、学校から県教委に対しても改善等の要望を出してもらい、できることから改善を図っております。

平成30年度では、学校から県教委に対して要望が多いものは、「調査報告、文書量の削減」、「人の配置の増員」、「研修会、対外的な会議の削減」、「部活動における試合数や練習時間の削減」、「地域の行事等の負担軽減」というのが学校からの要望としてきております。

調査等の削減につきましては、県教委としては平成29年度から各課で連携し、調査等の削減、見直しを行っているところでございます。

なお、平成30年度の県教委の年間の全文書の内容を分析したところ、調査が約15%で、通知や会議の開催、募集等の文書が約85%となっております。調査については、国の調査を受けているものは削減が困難ですが、県独自調査については、各課連携して、引き続き改善を図るようお願いをしております。

また、通知等が多い状況ですが、児童生徒の安全確保や円滑な事務の遂行など、学校教育がさまざまな場面において注意喚起すべき点が多くなっているため、削減することは困難ですが、通知等についても要旨等を添えて、わかりやすく伝えるよう各課をお願いをしたところでございます。

また、人の増員については、定数改善等加配の要望を国に対して行っておりますので、引き続き定数の確保に努めていきたいと考えております。

あと、会議等や教員の研修の削減の要望については、平成29年度に教職員研修計画を抜本的

に見直し、初任者研修から15年経過研修までの経年研修を7割から8割に整理しているところでございます。

全国的にもノー残業デーの設定など、類似的な取組が行われておりますが、本県においては全国に先駆けて学校閉庁の小・中、県立の取組とか、その他免許更新は、教員の負担が大きいという声も聞いておりますので、そのため長崎大学と県教委が、離島も含めたその地区に出張講習を行いまして、教職員の負担軽減を図っているところでございます。

【堤委員】 ありがとうございます。

学校閉庁の取組などは、本当に全国に先駆けて県全体で取り組まれたということで、いろいろ意見はあったにしても、まとまって一斉に休めるという期間をつくるというのは非常によかったことだと思っています。

その中で、先ほど、採用試験の話がちょっとありましたけれども、非正規の臨時的任用の職員が教職員にはたくさんいるわけですけれども、そういう中で、ちょっと話はこっちにいきますけれども、本当に正規採用の先生たちと同じような仕事をして、担任もしながら、部活動も担当してとか、一生懸命仕事をされていて、そして、今年も採用試験を受験したりという人たちがいますが、そういう本当に教育に対して情熱を持って取り組んでいらっしゃる皆さんが、正規採用になって、そして長崎県の子どものために一生懸命頑張ってくれと、そうになっていけばいいなと思っているんですけれども、今、倍率は低くなっていますが、現場で働きながら、そして試験の勉強もしながらということで大変負担の重たいことで頑張っているんじゃないかなと思います。

やっぱり学校現場の働きやすさ、そういう非

正規で頑張っている皆さんが、本当に実際に希望どおりに上がっていきけるような学校での後押しといいますか、協力体制をつくったり、学校現場の働きやすさをもっと進めていくことによって、教職を目指す人たちがもっと増えていくような体制をつくっていかねばいけないのではないかと思います。

試験を受ける皆さんに対して職場での配慮とか、そういうところが何かありましたら教えていただきたいんですけれども。

【本村高校教育課人事管理監】統一した配慮というのはないんですけれども、各学校で、例えば臨時的任用の方がその学校にいらっしゃれば、ある時期から、例えば試験1カ月ぐらい前から「勉強に集中せんね」ということで業務の量を減らしたり、あるいは面接の練習を一緒にしてあげたり、小論文の指導を一緒にしたりということで、何とか臨時的任用で頑張っている皆さん方が受かるような環境づくりというのは各校で進めているのではないかなと思います。

【堤委員】進めているんじゃないかなではなくて、進めるような働きかけというか、そういうところもぜひしていただきたいと思います。

【木村義務教育課長】臨時的任用でキャリアを積むというのは、財産でありますので、ご承知のことかと思っておりますけれども、臨時的任用職員に対しましては、一定の年数を積みば1次試験の一部を免除しております。

また、当然のことながら、選考する場合については実績というのは大事なところでもありますので、そこは考慮しているつもりであります。

一方で、公平さを保たなければならない専門性のところにつきましては、きちっと見させていただいているところです。

一般的には1学期の一番最後に試験をしているわけですがけれども、その1学期の中で、十分その業務をやりつつ、試験を受けるということも想定しながら、各学校とも業務を進めております。これは間違いないことだと思っております。しっかり臨採を育てる、また、しっかり力をつけて受験させるという環境をつくるという上では各学校、また市町教育委員会にもお話はしていきたいと思っております。

【堤委員】本当に不安定な立場で学校で働いていますから、やはり周りの皆さんからのサポートや応援があると、本当に頑張ろうという気持ちの後押しになると思っていますので、そういうところに力を入れていただきたいと思っています。

それと、もう一つ質問です。勉強不足で申しわけないですが、7ページの令和3年4月の佐世保特別支援学校北松分校設置のことについて詳しくお聞きしたいと思います。

【分藤特別支援教育課長】令和3年4月の佐世保特別支援学校北松分校の設置に向けてということでのお尋ねがありました。

現在、北松農業高等学校内に佐世保特別支援学校の高等部の分教室が設置されております。令和3年4月に向けて、平戸市立田平中学校内に佐世保特別支援学校の小・中学部の分教室を設置するための準備と、小・中・高等部が揃いますので、こちらを分校ということで設置をするという動きをしております。

【堤委員】ありがとうございました。やはり県北地区、佐世保より北の方で北松農業高校の中の分教室というお話は聞いていましたけれども、小・中学校の方もあって分校として置かれるというのは、大変地域の皆さんは喜ばれることと思っておりますので、よろしくお願ひします。

最後に、先ほどご報告があった不祥事ですけれども、本当にショッキングな、あってはならないことだと思っております。一つは、先ほど道徳や倫理が欠如しているんじゃないか、足りないのではないかというお話がありましたが、私が思うのは、すぐの効果があるというものではないかもしれませんが、不祥事というのはあってはならないけれども、時々残念ながら起きてはしまうものですが、今回の場合は本当にひどいなと思っています。

そういう意味で、学校現場で、今、周りを見回すと、インターネットもあるし、子どもたちとかは見えないようにサイトを遮断することもできますけれども、性の商品化というのはどんどん氾濫をしていますし、国会議員で北方領土訪問団の一員として、顧問として行った国会議員が、発言の中身もあれでしたけれども、非常に不適切な、戦争して取り返すのはどうかというのとは別に、女の人がいるところに連れて行けとか何とかという話があったということも聞いています。そういうことを考えると、やはりそういった面での教育というのはもう少し力を入れていかなければいけないかと思っています。

自分の体も心も、それから相手の体も心も大切にするような教育、性の教育といいますが、今回の場合は本人がそういうことを起こしたということで、子どもたちが性的な被害を直接受けたということではないですけれども、そういう性犯罪の被害者にも加害者にもならないような教育といいますが、そういうところに力を入れていかなければいけないのではないかと考えています。

そういう性教育なんかすると、性行動が低年齢化するとか、そういうことを心配される方もいらっしゃるかもしれませんが、むしろ、科学的な

知識を持って、そして、先ほど言いましたように、自分も相手も大切に教育である、人権教育の中の一環であるということ、そして、対等な人間関係を築いていくことの大切さということなどを学ばせていく、教えていくということで、むしろ性行動は慎重になると、そういうふうに使われています。そういう意味で、県教委としての取組をお聞かせいただきたいと思いますが、どういうふうに取り組まれるか。

【松崎体育保健課長】学校においては、性に関する教育についてどのように取り組んでいるかというお尋ねかと思えます。

学校での性教育については、学習指導要領に基づいて、保健体育の授業を主に、教育活動、道徳や特別活動等において学習内容を関連づけて、学校の教育活動全体を通じて行っているところです。

具体的には、心と体の発育・発達に関すること、性情報への対応、エイズや性感染症などの予防、自己の行動に責任を持って生きることの大切さなどについて、子どもたちの発達段階に応じて行っているところであります。

また、産婦人科医を招いて、教職員や保護者、児童生徒を対象に、命の大切さや相手に対する思いやり、性感染症の感染防止等についての講義も行っているところです。

【堤委員】学習指導要領では、いろんなことに制限があって、子どもたちの発達段階でここは教える必要はないとか、教えられないというところがありますから、産婦人科のお医者さんとかにお話をさせていただくということは非常に有効かと思えます。

それと、性的マイノリティーが今まであまり取り上げられてこなかったのが、今、LGBTなど、いろんなところで性的マイノリティーに

配慮するということがありますけれども、学校教育の中では、そういった性的な少数者に対する配慮ということはどうなふうになっているのでしょうか。

【立木高校育課児童生徒支援室長】学校教育における性的な少数者に対する教育についてのお尋ねかと思えますけれども、例えば高等学校教育においては、家庭科の中でそうしたものに対しての言及がなされていたり、あるいは小・中学校においては道徳の教材の中でなされていたり、そうした形で、いわゆる自己と他の、先ほど委員がおっしゃったように自分を大切にするのと同じように相手も大切にする、そうしたことについても含めて言及がなされて、それをもとに教育がなされていくという形をとっているかと思えます。

【堤委員】高校の家庭科だけではなくて、小学校、中学校の段階で子どもたちの理解に合わせた取組を進めていただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

以上です。

【大久保委員】私は、全国及び県学力調査について質問をしたいと思えます。

去る4月18日に、これは県下一斉にその学力調査が行われたということで、県としてもこの学力調査を大変重視しているとのことでありました。

そこで、その結果がどうであったのか、我が長崎県の小・中学生の学力が上がっているのか、下がっているのか、あるいは全国的な中での比較等々わかりましたら教えていただきたいと思えます。

【木村義務教育課長】まず、県学力調査の推移をもって、上がり下がりについてお答えしたいと思います。

県学力調査は、正答率6割で、おおむね望ましい達成状況ではないかという認識を持っております。

平成26年から積極的に始めたわけですが、26年度の小・中学校の正答率は41%、その後、46.4%、45.2%、56.2%、57.0%、56.7%。本年度は昨年度より0.3ポイント落ちてはいるんですけれども、もちろん問題の難易度は年々違いますので、はっきりは比べられませんが、確実に成果が上がっているのではないかという判断をしています。

全国学力調査の件であります。これは昨年度の全国学力調査で申し上げますと、国語、算数・数学につきましては、全国平均正答率を1ないし2ポイント下回っております。理科につきましては、小・中学校とも全国平均と同程度であります。全国につきましては、ここ数年間を見ますと、全国平均よりやや下という状況が続いているというところであります。

【大久保委員】我が県としては、確実に学力を伸ばしているという結果であろうかと思えます。

全国の中でも、わずかに平均を下回るということでもありますけれども、この結果を受けて、どういうふうに分けて今後進んでいこうとしているのか、そこらあたりまで踏み込んで教えていただけたらと思えます。

【木村義務教育課長】教科それぞれで課題はあるのですが、ここでは教科を越えたところで話をさせていただきます。

全国の学力調査の平均正答率と比べたり、また、経年での県学力調査の結果を見ると、小学校低学年からの基礎学力の積み上げということにつきましては、まだまだ課題があるのではないかということです。これはどういうことかと申しますと、小学校の5年生、6年生、中学

校につきましてはかなり上がってきていますが、小学校5年生の前の1年生から4年生までの学習が土台になるわけです。ここの部分につきましては、まだまだ改善の余地があるのではないかということです。

もう一つは、全国的な傾向と全く同じなんです。新学習指導要領等でも求められている、多くの情報の中から適切に必要な情報を選び出したり、また、それを整理して自分の考え方としてまとめる。これはなかなか高度な内容ではありますが、この件につきましても課題であると考えております。

そうした時に、教科の学習内容については積み上げているんだけれども、根本的なところが成果が出ないということで、今年、特に課題として持っているのが読解力であります。例えば、文章自体をしっかり読み取る力、また、グラフや図と文章の関係をしっかり認識する力、こういうところに新たにメスを入れながら、教科を越えた底上げというのをしていかなければならないのではないかと分析をし、取組に着手したところであります。

【大久保委員】今、義務教育課長から、しっかり分析をしていただいて、我が県の小・中学校の子どもたちの課題というのも明らかになりましたので、あとはもうそれに向けて改善をどうしていくかということでもありますけれども、徹底的にやっていただきたいと思えます。

公的な教育として、これ以上はできないとか、ここまではできるけれどもとか、何かそういったものはないですね。もう一丸となって皆さんが頑張っていていけば何とかやれるというか、どうでしょうか、そういう感触は。

【木村義務教育課長】義務教育の使命、役割を考えた時に、それは児童生徒一人ひとりが自ら

の進路を実現するための学力をきちっと身につけることだと思えます。

そして、それは公教育、つまり学校に委ねられていること、もちろん、さまざまなところで学習されることは一向に構いませんが、公教育の大きな役目だと思っていますので、このことについては全教職員で一丸となって取り組んでいきたいと思っています。

【大久保委員】昨今は、親の経済的な格差が子どもの教育格差につながっているとか、そういうことも言われて久しいわけではありますが、ぜひ公的な教育の果たすべき使命、役割というのが、格差の是正というところで考えますと、まさにそういうところにもあるのではないかと思いますので、ぜひそういう調査をもとに、しっかりとした分析、そして改善ということで、子どもたちの学力アップに努めていただきたいと思います。

【ごう委員長】ほかに質問はありますか。

【山本(啓)委員】今の久保委員の質問に関連して、もう少しだけ用意していたのでお尋ねしたいと思います。

課題を分析しというところまで理解しました。その取組のところ、一丸となってというところまでは理解したんですけれども、その改善策について、学校訪問や研修等をというところなんですけれども、これは毎年されていることでしょうかから、恐らくルーチンもあるんだと思うんですけれども、これらが市町の教育委員会等々どのような連携をしながら今後落とし込んでいくのか。

あとは、勉強する環境づくりの中に教員の指導力とか、また、それ以外の環境の整備も必要になるんだと思うんですけれども、そういったことに踏み込んだ具体的な対策、取組について

少し説明をお願いします。

【木村義務教育課長】分析のところは少しだけ前振りをさせていただきたいんですけれども、数年力を入れているのは、市町教育委員会とともに分析をするということです。学校現場と一緒に分析をする、そこからスタートをします。

そして、その情報を、まずは教育委員会や校長会に直接話しています。そして、学校への落とし込みは、一般的にペーパーとウェブ情報で差し上げるんですが、今年から特に力を入れたいと思っているのは、市町教育委員会と一緒に、3年間という時間はかかるんですが、全ての学校を回ることです。学校で規模も違いますし、地域も違いますし、実態がありますので、取組は一緒なんですけど、そこにかかるウエートとか、配慮点というのを相談していきながら細やかに対応していきたい。そういうことをするために、新年度新たに学力向上推進班というのをつくっております。

また、研修の方でありますけれども、これは具体的な強化の内容になるのですが、先生方の理念はわかるけれども、具体的にどんな授業をするのかとか、どんな教材を持ってくるのかという戸惑いに対して、授業を見せたり、具体的な教材の内容とかを発信したりするような取組を進めているところであります。

【山本(啓)委員】具体的な説明をいただいたので、何となくイメージがわかりました。

ただ、何となくわかるんですけれども、全ての学校を訪問するというに至った経緯、すごい決意だと思うんですけれども、その部分についてもう少し説明していただけますか。

【木村義務教育課長】私どもというのは、学校の手助けをするというのが一番の仕事であります。今までもそういうつもりでやっているわけ

ですけれども、より一校一校に沿った手助けをするためには、実際に学校に行くべきであると考えています。

先ほどもお話をしたとおりであります。各学校がそれぞれ抱えている悩みが微妙に違っております。それにアドバイスをしたい。それを市町教育委員会と一緒にやることで、市町教育委員会の考えとか、また、市町教育委員会の取組も見直すところがあれば見直してほしい。そういうさまざまな思いを重ねながら行うことにしました。

【山本(啓)委員】この件については最後にしますけれども、3年という数字をさっきおっしゃいました。今、もう既に回っていらっしゃるんだと思うんですけれども、全ての学校を訪問するというスパンの具体的なスケジュールですが、また来年も試験はあるでしょう。また重なってきますよね。そういった部分の認識と、それと同時に、常に言われる、さっきも言っていましたけれども、現場の先生方の負担の部分、こういった部分のバランスというか、そういった部分についての認識をお願いします。

【木村義務教育課長】まず、3年間のスパンでありますけれども、さまざまなほかの取組と一緒にやっていきます。これだけで進めていくわけではありません。全部合わせて500校弱の小・中学校がありますので、物理的に3年間で割った時に、これくらいだったら実際に実働可能と計算をしながらつくり出しました。

これは先ほどの堤委員の話にもあったんですが、やっぱり働き方改革と連動していかなければ、学力向上に対して先生方が、例えば子どもと向き合うとか、それに時間を費やすというのはなかなか生み出すことができません。ですから、やろうとしていることは、働き方改革はさ

まざまあるんですが、先ほど上がらなかったことから言えば、統合型校務支援システム等を入れて、事務処理にかかる時間をぐっと減らすこととか、あと、先ほど学校訪問という話をしましたが、例えばそのための資料をわざわざつくってもらうのではなくて、学校にあるものをもとに検討していくとか、そういうものと一緒にしていきながら、学校にとって助けになる訪問の仕組みをつくっていきたいと思っています。

【山本(啓)委員】丁寧な取組であると同時に、離島・半島が多い本県においては、そういった直接動く取組も必要かなと理解しますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点ですが、先ほど宮本委員の質疑の中にあつた部活動の指導者等々についてですけれども、内容については概ね理解いたしました。現在の数字についても把握したつもりです。

ただ、その中に、長崎県の運動部活動の在り方に関するガイドライン、平成30年10月ですか、この中には運動部活動の方針の策定や、またその内容のホームページへの掲載等々、細かいところが書いてあります。これらが、今現在でどのように運営されているのか。同時に、そういったものを一つひとつ確認する作業が必要かと思ひますけれども、その取組はどのようになっているのか、説明をお願いします。

【松崎体育保健課長】県立学校については、県のガイドラインに則って、各学校が活動方針を決定いたしまして、既に実施しております。ホームページ等で公表するようになっているので、公表している状況であります。

市町立の中学校につきましては、これは市町の教育委員会がガイドラインを国のガイドラインに則って県のガイドラインを参考にして策定、

もう今、21市町全部しております。それに基づいて市町の中学校が活動方針を策定していくというものです。

そのガイドラインにもうたっておりますように、国がフォローアップを行います。我々も、もう間もなく県の運動部活動指導状況調査を行いますので、各県立学校には直接出向いて、そして市町教育委員会とは連携しながら、指導や是正、そういうのを厳格に行っていこうと思っております。

【山本(啓)委員】 始まったばかりで、今からまたそれぞれ出向いてと、学校訪問してということですから、これ以上は聞くこともないので留め置きたいと思います。

最後ですけれども、先ほどちょっとお伺いしてから話だったんですけれども、「SNSノート・ながさき」ということで、今年の2月ですか、2月定例会でも説明があったと聞いておりますけれども、LINE株式会社と長崎県教育委員会が製作をした冊子がございます。これがホームページ上でのダウンロードという形になっているそうなんですけれども、2月から始まって、今現在、まだそれほど時間が経っていませんから、どれだけ浸透しているかとか、そういった部分は調査されてないと思いますけれども、次の何かタイミングで、一定現場の声とか吸い上げをされるとと思いますが、それはいつになりますか。

【立木高校育課児童生徒支援室長】 「SNSノート・ながさき」の活用についてということのお尋ねかと思いますが、まず、今、ちょうどその期間に入っておりますけれども、5月から7月の「長崎っ子の心を見つめる教育週間」、全小・中・高、特支の公立学校を中心にやってまいっておりますけれども、その中で重点方針

の一つとして、この「SNSノート・ながさき」を使った情報モラル教育を各学校で展開していただきたいということをお願いしております。

もちろん、さまざまな行事の中でやっていきますので、100%の学校がこの期間にやれないかもしれませんが、それでも年度内にはということをお伝えしております。

情報モラル、ネットの中での話ではありますがけれども、ネットの中の話とは言いながらも、そのことというのが結果的には心の問題であったり、それから自分の、先ほどの話とも少し絡んできますけれども、人権の問題であったりします。そうしたものをしっかりと取り組むという意味でやっていただこうと思っておりますので、まずはその段階で終わって、一定経ったところでどのような形で活用されたかということについては把握をしてみたいと思います。その後、これは毎年ずっと活用をお願いしていくものですので、その後は定点的な形で年度に一度という形になるかもしれませんが、活用については把握をしていくことになるかとは思っております。

【山本(由)委員】 高校生の県内就職のことでお伺いをしたいんですけれども、不勉強で申しわけありません。県内就職推進員という方は、これはキャリアコーディネーターとは別に各公立高校に配置をされているということでしょうか。

【鶴田高校教育課長】 いろんな呼び方があるんですけれども、県立高校においては、従来就職支援員と呼んでいた時期もございますけれども、現在は「キャリアサポートスタッフ」という名称で22名雇用しております。主な職務としては、学校内での企業説明会の実施、企業との連絡調整、インターンシップの支援、県内企業への積極的な求人開拓などを中心に仕事をされてお

ます。

【山本(由)委員】 県内就職推進員という単独の方はいない、それはまた別なんですか。

【本田教育次長】 恐らく私学の方でも、同一の仕事をしているんです。

【山本(由)委員】 勘違いをしておりました。

若者の県内定着対策ということで、本年度から知事や県の幹部の方が各学校を訪問して行って、県の人口減少の現状であったり課題であったりと、そして、県内の企業、こういう企業があるんですよということを説明されて、ぜひ県に貢献をしてほしいと、県内で就職をしてほしいということを直接呼びかける取組を始めていらっしゃいます。

私の記憶だと、年度内に全校を回られると理解をしておりましたけれども、この点はいかがですか。

【鶴田高校教育課長】 その講演については、若者定着課の方が主体となって計画を立てて実施をされているので、詳細な部分はわかっておりませんが、委員ご指摘のとおり、年度内に高校や大学に出かけて講演をされると聞いております。

【山本(由)委員】 若者定着課のことについては質問しないように気をつけます。

その中で、私も一度お聞きしたんですけれども、何年か前から長崎県と福岡県と東京都で収入はこういう差がありますよ。だけど、生活コストがこれぐらいですよ。トータルで見た時には、東京と大して変わりませんよと。福岡だったら、逆に、残るお金は長崎県の方が多いですよというような資料をつくられている。それを今回の高校の説明会の中でも説明をされて、だから、ぜひ長崎県に貢献をしてほしい、長崎県で就職をしてほしいという新たな取組を始め

られていると。

ただ、一方で、いわゆる地元企業説明会の中で、先般、高校の指導主事の方の説明の中で、製造業では県外企業は初任給が幾らですよ、県内は幾らですよと、休日は何日と何日ですよと、ボーナスは何カ月と何カ月ですよ、これだけ差がありますよ、だから努力をしてくださいよというふうなご説明があっていると。もちろん、地元の企業が、初任給にしても、就労条件、就労環境にしても今の段階では劣っている。だから、それを少しでも改善をしなくちゃいけないということについては、若者定着課、産業労働部も含めて指導といいますか、要請をされて、少しずつ改善をされようとしているんだけれども、一方で、知事や幹部の方が、給料水準は違うかもしれないけれども、こういうよさがあるんですよと、通勤時間も含めてこういうよさがあるんですよ、人間らしく働けますよ、トータルの経済的なコストで言っても変わりませんよと言いながら、一方ではそういう説明が変わっていないと。だから、一歩踏み込んでいるのに、学校現場の方が変わっていないということで、やっぱりちょっとちぐはぐではないのかというご意見をいただいています。

この辺のところ、先ほど県内就職推進員という方が公立高校にもいらっしゃると思ったものですから、特にそれに特化した形で、一歩踏み込んだ形で県自体が取り組んでいるのであれば、そこは現場まで浸透をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【鶴田高校教育課長】 委員ご指摘のとおり、知事をはじめ、今、高校、大学を回っていただきまして、その中の話で本県の暮らしやすさ、委員がおっしゃったような生涯の収支等も話をさせていただいて、高校生も一定の理解を深

めているところでございます。

一方で、県内就職を今後ますます増やすためには、やはり県内企業のより良いといえますか、良質な雇用条件も必要ではないかと考えております。今の割合をさらに増やすために、どうしたらいいのかということについて、要は、双方からの歩み寄りだとは思いますが、そういった部分で企業側にもこういうふうにしてほしいということは産業労働部や労働局を通して、そういった要望については我々も伝えていきたいという考えも持っていることをご理解いただければと思います。

【山本(由)委員】 企業もそれはわかっている、わかっているから何とかして少しでも頑張るって、待遇を上げようという努力をされている。

だから、努力をしてほしいと言われたことが悪いことではないんです。それは当然のことだし、受けた企業側もわかっている。だけど、そういう新たな取組をしているんだということに対して、参加企業の方からどうかなというご意見がありましたものですから、ちょっとご紹介をさせていただきました。

それで、先般、長崎労働局が来年度の高校生の就職希望ということで資料を出していたので見ましたけれども、学校紹介の就職者の中で県内希望者の割合が48.6%と、県外が37.3%、いわゆる未定と言われる方が14%ということで、この中には、これは今、学校紹介の就職希望者の数字ですので、これ以外に縁故等で地元就職をする人、それから公務員の方等々を入れますと、もしこの未定の方がそのまま就職を県内でされたということになると60%台の後半という形になる、非常に短絡的な数字かもしれませんが。

ですから、県内を希望されている方というのは、県内はかなり住む気が非常に強いのだろうと。県外の方というのは、比較的県外の志向があられるんだろうなと思うんです。だから、この未定と言われる方、県内を強制するものではないんですけども、特に、そういった方に対して県内の魅力ということを伝えていただくような取組を各学校でもご協力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。もう結構です。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ほかに質問がないようですので、続いて意見書の審査を行います。

改革21より、「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

それでは、堤委員から、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【堤委員】 「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」を提出した会派、改革21です。説明をさせていただきます。

いろいろな論議がこの委員会でもありましたけれども、教職員の働き方改革を進めていかなければいけない。今、教育現場は課題が山積をしていて、そして、大変多忙を極めている。その中で、新たに小学校においても外国語教育が教科化されたり、プログラム教育が新たに加わったり、専科の教員の配置も必要となってきています。

そういう中、働き方改革を進めて、そして子どもたちの豊かな教育を実現させていくためには、やはり定数改善が必要であるということ。

それと、本県は島を多く抱え、そして小規模校もたくさんあります。そういう中で、どんな地域に住んでいても、一定水準の教育を確保していかなければいけないということでは、この義務教育費国庫負担制度をこれからも堅持をしていかなければいけないということで、2点、「計画的な教職員の配置に向けた新たな教職員定数改善計画を策定すること」、もう一つ、「教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること」、この2点について、意見書として掲げていますので、ぜひご理解、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、提案をいたします。

【ごう委員長】 ただいま、堤委員から説明がありました「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(案)」について、ご質問はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 4時35分 休憩

午後 4時35分 再開

【ごう委員長】 再開いたします。

【山口(経)委員】 国の施策として、定数改善にむけた財源保障ということがありますけれども、現在の「定数の改善にむけた財源保障」という言い方なんですけれども、定数改善をすれば、その財源の保障というのはどの程度と見込んでいらっしゃるんですか。

【堤委員】 すみません、今ちょっとそこまで具体的にどのくらいの定数改善で、何人で幾らということを持ってきていないんですけれども。

【山口(経)委員】 財源の保障をしろというのであれば、その点の資料がちゃんと必要だと思うんですけれども、いかがですか。

【堤委員】 次の機会までに準備をさせていただ

くということによろしいですか。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午後 4時37分 休憩

午後 4時41分 再開

【ごう委員長】 再開いたします。

審査の途中ですが、意見書の審査につきましては、本日はこれにてとどめ、月曜日の午前10時から改めて再開したいと思います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時42分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年7月1日

自 午前10時 1分
至 午後 4時23分
於 委員会室 2

薬務行政室長 本多 雅幸 君
国保・健康増進課長 小田口裕之 君
国保・健康増進課企画監
（健康づくり担当） 永峯 裕一 君
長寿社会課長 峰松 茂泰 君
長寿社会課企画監
（地域包括ケア担当） 山口 美紀 君
障害福祉課長 桑宮 直彦 君
原爆被爆者援護課長 橋口 俊哉 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) ごうまなみ 君
副委員長(副会長) 中村 一三 君
委 員 前田 哲也 君
" 山本 啓介 君
" 大久保潔重 君
" 山本 由夫 君
" 山口 経正 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 堤 典子 君
" 北村 貴寿 君

こども政策局長 園田 俊輔 君
こども未来課長 濱野 靖 君
こども家庭課長 今富 洋祐 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 中田 勝己 君
福祉保健部次長 安永 留隆 君
福祉保健課長 渡辺 大祐 君
福祉保健課企画監
（福祉保健総合計画
・企画予算担当） 岩崎 次人 君
監査指導課長 磯本 憲壮 君
医療政策課長 伊藤 幸繁 君
医療人材対策課長 石田 智久 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 1分 開議

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

6月28日に引き続き、教育委員会の審査を行います。

改革21より提案がありました「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書（案）」について、山口(経)委員より質問があっておりましたが、これに対するの回答をお願いいたします。

【宮島委員】 先日の委員会で、提案文章の10行目に「定数改善に向けた財源を保障し」という部分がありまして、山口(経)委員から、具体的にどのような財源が必要かというご質問がありました。

この文言につきましては、定数改善の計画を進めるに当たっては財源保障が必要であろうという方向性を示すものでありまして、具体的な数値を示すものではございません。

しかしながら、誤解を生む部分もあろうかと思いますので、文言を修正いたしまして、「財

源保障」という語句を削除し、「定数改善に向けた努力をし」という言葉に書き換えまして、改めて提案をさせていただきたいと思っておりますので、ご協議をよろしくお願いいたします。

【ごう委員長】この件で、ほかにご質問はございませんでしょうか。

【山口(経)委員】訂正した文書はないんですか。

【ごう委員長】この後に、訂正をさせていただくようにお諮りしようと思っております。

【山口(経)委員】文言訂正という形で、具体的なことではないということでありましたのでといたしますけれども、毎年、この意見書が出るわけですけれども、その背景はどういうことでしょうか。

【堤委員】予算というのは毎年毎年、単年度で決められていくものですから、その都度、毎回提出をさせていただいていると、そういうことです。

【山口(経)委員】定数改善に向けて、いろんな取組がなされているようです。改善計画を策定すること、そしてまた教育の国庫負担制度を堅持することという形で毎年出ていて、ちょっとずつ進展が起きていると思っておりますけれども、それではいけないということですか。

【堤委員】毎年、若干の増はされているんですけれども、加配であったり、いろいろ少しずつ増やしてはありますけれども、抜本的な改善にはなっていない。

それと義務教育費国庫負担制度のところではありますと、長崎は、もうご承知のとおり離島が多くて、小規模校が大変多くて。

何年か前に、西海市の江の島で、たった1人の小学校の卒業生という新聞報道がされたことがあります。たった1人の卒業生が、今度は中学校に入学します。中学校は、何年か生徒がい

なくて休校になっていました。今度中学校に進むということで、職員も配置されて、学校も改めて受け入れの準備をされた。だから数千万円、人件費でもかかります。そういうことで中学校に職員が配置されて、そのしまで教育が受けられる環境整備がされました。そういうものは国がきちんと保障している。義務教育を、どこに住んでいても一定水準の教育が受けられるということを保障されていることで、そういうことが可能になっているわけです。

もしそういうものがなければ、たった1人であれば、極端な話、例えばですけれども、本土の学校に来なさいとかですね。そういうことになれば、しまでの教育はできなくなりますし、大変な負担を強いることになりまして、そういう面で、本当に長崎県にとっては欠かせない制度である。

そして定数改善も、今、多様なさまざまな保護者のニーズもありますし、いろいろな支援などが必要な子どもたちも増えてきていますし、そういう中で子どもたちのためにきめ細やかな教育を進めていくためには、やはり定数改善によって教育の質を一定に保っていかなければいけない、向上させていかなければならないと思っておりますので、そういうことを求めているということです。

【山口(経)委員】教育に対してしっかりとやっていただくことは我々としても求めていることでもありますけれども、意見書が唐突に金曜日に出されたものですから、そういったことを我々が承知していなかったというのが、こういうお尋ねの理由になるわけで、事前にもうちょっと我々の会派にも、そういうご説明をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【ごう委員長】 ほかにご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、しばらく休憩をいたします。

午前10時 7分 休憩

午前10時 8分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり意見書を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」については、提出することに決定されました。

なお、意見書の文言についてですが、まず、6行目にあります「プログラム教育」の部分「プログラミング教育」に修正することと、10行目の「財源保障」の部分「努力」に改め、「国の施策として定数改善に向けた努力をし」と変更することといたします。

そのほか、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「一任します」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で意見書の審査が終了いたしましたので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前10時 9分 休憩

午前10時 9分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

次に、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩をいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時10分 再開

【ごう委員長】 それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【ごう分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び報告議案を議題といたします。

福祉保健部長より、報告議案説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】 福祉保健部関係の議案につきましてご説明いたします。

福祉保健部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、報告第13号知事専決事項報告「平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の2件であります。

はじめに、報告第1号「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入予算は、福祉保健部合計で10億5,567万7,000円の減、歳出予算は、福祉保健部合計で8億4,213万円の減となっております。

なお、各科目につきましては、1ページから2

ページに記載のとおりであります。

歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定による国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、韓国在住被爆者に対する医療助成費の実績減等によるものであります。

次に、報告第13号「平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で8億4,824万2,000円の減となっております。

これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】次に、こども政策局長より、予算議案及び報告議案説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料のこども政策局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分、報告第1号知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分、報告第2号知事専決事項報告「平成30年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」の3件であります。

はじめに、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分に

ついてご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で5億318万9,000円の増、歳出予算は、こども政策局合計で17億62万5,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の内容につきましては、幼児教育・保育の無償化への対応について、子ども・子育て支援法の改正等により、本年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に要する経費として17億62万5,000円の増を計上いたしております。

次に、報告第1号のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で1億1,039万8,000円の減、歳出予算は、3ページに記載しておりますが、こども政策局合計で2億8,519万円の減となっております。

なお、各科目につきましては記載のとおりであります。

補正予算のうち、歳入予算の主なものにつきましては、年間の収入額の確定に伴う国庫支出金の減によるもので、歳出予算の主なものにつきましては、保育士修学資金貸付等事業補助金の内示減等による児童福祉費の減であります。

次に、報告第2号につきましては、歳入予算、歳出予算ともに1,223万2,000円の減となっております。これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう分科会長】以上で説明が終わりましたの

で、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】ご説明いただいた中で、こども政策局の説明資料の3ページになりますが、歳出予算の主なものは保育士修学資金貸付等事業補助金の内示減等による児童福祉費の減であるというご説明をいただいて、横長資料の平成30年度専決補正予算の15ページに4,980万円の減とあります。これは保育士人材確保等事業、要は保育士修学資金貸付等事業費補助金の実績減となっております。これについてお聞きしたいんです。

これは国庫支出金がマイナスになっていますが、予定していた分よりも事業がなかなかできなかった、確保できなかったということなのか、もうちょっと詳しくご説明ください。

【濱野こども未来課長】保育士修学資金の関係ですが、国の経済対策による補正予算を活用いたしまして、平成30年度の2月補正において、国の貸付原資の増額を要望したんですけれども、結果として内示減ということで、15ページに書いてありますように国庫財源4,900万円落としています。

この内容につきましては、要望額を8,812万8,000円としたところ、内示額が3,906万9,000円ということで、横長資料15ページの国庫支出金マイナス4,905万9,000円に突合します。そういう形で、内示減の結果、予算額が減らされたものですので、当初予定をしていた実績が大幅に減ったなどというものではございません。（「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり）

【ごう分科会長】 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

【ごう分科会長】 再開いたします。

【宮本委員】わかりました。内示減ということですね。当初、約8,800万円要求していたものが約3,900万円になったということです。

これに関連して、保育士人材確保の事業がどれぐらいの方々に該当したという実績等々、今わかれば教えていただければと思います。

【濱野こども未来課長】保育士修学資金貸付等事業の実績についてですが、この事業は平成28年度から実施しております。平成28年度から平成30年度までの貸付実績については、306名の方に貸付けをしております。そして、今年度につきましても貸付決定を97名行っておりますので、合わせますと403名の方に貸付けを行っております。

【宮本委員】わかりました。また引き続き尽力いただければと思います。

【ごう分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【北村委員】 よろしくお願ひします。2点ほどお伺いしたいことがございまして。

平成30年専決補正予算のこども政策局の説明資料の14ページに、ながさき少子化対策強化事業費等で710万2,000円の減、その内訳で少子化克服戦略作成業務委託の実績減437万4,000円と記載があります。業務委託分の減ということ、これについてちょっと詳しい説明をお願いいたします。

【濱野こども未来課長】これは、国の少子化対策の交付金を活用して市町で事業をしていただいているんですけれども、当初、10の市町で実績が上がりました、その実績減ということで437万4,000円を減額しております。

【北村委員】他の自治体から上がってこなかっ

たという理解でいいですかね。（発言する者あり）やってくださいと言って、いろんな自治体からということですね。

【濱野こども未来課長】10の市町でそれぞれ結婚支援関係の事業をやっておりますけれども、その中で実績が落ちております。それを合計した数がそういう形です。

【北村委員】主体は県ではないということですね。

もう1点、幼児教育・保育の無償化の対応についてということで、本会議でもさまざま議論が行われたかと思えます。

報道等でも県内で副食費についての格差があるというようなことで、いろいろペーパーもいただきまして、主体としては各市町がやっていただかなければならないことだろうというのは十分理解できるんですが、それでは県の役割というのは一体何なのかというようなお話もあつたらうと思えます。

県としては、知事の答弁にもあつたように格差がない方がいいんだというようなお気持ちはあられるだろうと思えますし、我々もそのとおりだと思えます。

改めて、県の指導というか、立場というか、そういったことについてのご説明をお願いいたします。（発言する者あり）

【ごう分科会長】 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

【ごう分科会長】 再開いたします。

北村委員、もう一度、この部分を整理して質問してもらっていいですか。

【北村委員】10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に対する経費としての17億円

と、関連というようなことでの質問とご理解をいただければと思います。

【濱野こども未来課長】副食費の取扱いについて、県内市町が違うことに対してというお話だったんですけど、今回の17億円余りの補正につきましても、それぞれ幼稚園、保育所、認定こども園、私学助成の幼稚園というカテゴリー別に、国の基準で一定、低所得者に対して、副食費は無償化となります。一方、360万円以上の所得の方の副食費については施設が保護者から徴収をするということになっております。国の基準どおりで積算をしたのが17億円になっております。市町ごとの不均衡、格差については、この予算の中では、国の基準どおり積算をしたということになっております。

【北村委員】ありがとうございます。質問をです、関連というような表現をして、少し離れているかなというようなことではありましたが。

無償化については、主体としては21市町のそれぞれの判断だろうとわかっているんですが、ぜひ県としても市町を指導していただきたいというような声が上がっておりますので、要望として聞いていただければと思います。

【ごう分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

【ごう分科会長】 再開いたします。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第76号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分、報告第2号及び報告第13号については、原案のとおりそれぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【ごう委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

それでは、福祉保健部長より総括説明をお願いいたします。

【中田福祉保健部長】 予算決算委員会分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

福祉保健部の文教厚生委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、1ページ目に記載の第84号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」の1件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第84号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

引き続き、議案外の報告事項につきましてご説明いたします。

1ページの中段をご覧ください。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち、和解が成立した1件につき、損害賠償金合計6万8,764円を支払うため、去る6月10日付で専決処分をさせていただいたものであります。

引き続き、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

2ページの中段をご覧ください。

若年性認知症について。

本県の認知症の人の数は、2015年時点で約6万4,000人と推計されておりますが、このうち65歳未満である若年性認知症の人の数は、これまで詳細を把握していなかったことから、今回初めて実態調査を行いました。

本調査は、昨年11月から本年2月にかけて、既に独自で実施されていた大村市を除く県内20市町、1,084の医療機関を対象に、平成29年度の状況を調査し、852の医療機関から回答をいただきました。

この結果、認知症と診断された人のうち、65歳未満だったのは54機関の197人であり、大村市による同様の調査結果の21人と合わせて218人の若年性認知症の人がいることを把握いたしました。

また、一次調査の実施に当たり、二次調査として、若年性認知症の人やその家族へ、日常生活面に係るアンケート協力をお願いしたところ、43人からの賛同をいただき、最終的に8人から回答を得ることができました。

この中では、やはり就労や経済問題など高齢者の認知症と異なる課題があり、県といたしま

しては、若年性認知症の人やその家族から相談があった際に、医療・介護・福祉・雇用等の関係機関との円滑な連携を図り、適切な支援へつなげるとともに、今年度、若年性認知症の人同士が集える場を設置してまいりたいと考えております。

続きまして、3ページ目中段の長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定についてであります。

ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を、新たに策定することとしております。

策定に当たっては、平成31年4月に策定された国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、「長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会」等においてご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、8月末頃をめどに素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、本年12月末の策定を目指してまいります。

そのほかの所管事項につきましては、長崎県ねんりんピックの開催について、障害者のスポーツ振興について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてで、記載の内容のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】次に、こども政策局より所管事項説明をお願いいたします。

【園田こども政策局長】文教厚生委員会関係議

案説明資料のこども政策局をお開きください。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

長崎県子育て条例行動計画の策定について。

長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、平成27年3月に策定した長崎県子育て条例行動計画につきましては、本年度、計画期間の終期を迎えるため、令和2年度から6年度までを計画期間とした新たな計画を策定することとしております。

策定に当たっては、現在の計画を基本としつつ、本県における少子化の現状や具体的施策を整理のうえ、長崎県子育て条例推進協議会等においてご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、11月末ごろをめどに素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、令和2年3月末の策定を目指してまいります。

長崎県こどもの生活に関する実態調査について。

県内のこどもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的にこどもの貧困対策等を推進するため、小値賀町を除く県内の20市町において、小学5年生及び中学2年生の子どもとその保護者を対象に、「長崎県こどもの生活に関する実態調査」を実施し、去る4月25日、その結果を公表いたしました。

今回の調査結果では、世帯の収入や家族形態により、こどもの規則的な生活習慣、学習機会や理解度、気持ちや体調等に差が生じており、こどもの居場所づくりなど子どもへの直接的な支援とともに、保護者への支援も含めた総合的な対応が必要であると考えております。

また、就学援助費や貸付制度など既存の支援

制度を知らない世帯が一定数存在しており、利用可能であるのに利用まで至っていない世帯が存在する可能性が考えられることから、既存制度の周知を含め、確実に支援につなげるような仕組みづくりに取り組んでいく必要があると考えております。

現在、県及び市町において、調査結果に基づき地域の实情に応じた効果的な施策の検討を行っているところであり、検討に当たっては、県と市町で構成する長崎県子どもの貧困対策推進協議会で情報共有を行うとともに、庁内連携会議を設置し、関係各部署と連携しながら、既存制度の周知方法や各事業の見直し、さらには今年度が計画期間の最終年度である「長崎県子どもの貧困対策推進方針」の見直し等を進めてまいります。

こども政策局の追加1をお開きください。

児童相談所と警察との児童虐待に関する情報共有について。

児童相談所と警察との児童虐待に関する情報共有については、国が示した基準に基づき、昨年11月に、本県の「児童相談所から警察への児童虐待に関する情報提供に係るガイドライン」を改定し、情報提供の範囲を拡大したところであります。

一方、国が示した基準以外の虐待事案の情報共有については、これまで、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の場で定期的に情報共有することができないか、検討を進めてきたところですが、先般、関係機関との協議が整い、児童虐待と認定した事案全てについて、市町が主担当機関となる事案も含めて、同協議会の場で共有することといたしました。

引き続き、警察等関係機関と連携しながら、児童虐待への対応に万全を期してまいります。

その他の所管事項につきましては、旧優生保護法一時金受付・相談窓口の設置について、児童福祉週間の行事について、合計特殊出生率についてで、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第84号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第84号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料及び政府施策に関する提案要望の実施結果について、説明をお願いいたします。

【渡辺福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、

ご説明をいたします。

文教厚生委員会提出資料福祉保健部の1ページをご覧ください。

はじめに、補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・関節の補助事業者に対し内示を行った補助金について、平成31年2月から令和元年5月分の実績を記載しております。

直接補助金は、資料1ページから6ページに記載のとおりで計52件、間接補助金は資料7ページに記載のとおりで計7件でございます。

次に、8ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、平成31年2月から令和元年5月分の実績を記載しております。資料8ページから11ページに記載のとおりで、計18件であります。

次に、12ページをお開き願います。

附属機関等会議結果について、平成31年2月から令和元年5月の実績は、長崎県感染症審査協議会など計29件となっており、その内容については資料14ページから42ページに記載のとおりであります。

引き続きまして、去る6月12日及び13日に実施いたしました令和2年度政府施策に関する提案・要望について、福祉保健部関係の要望結果をご説明いたします。

福祉保健部関係におきましては、厚生労働省に対し、「原爆被爆者援護対策等の充実について」の重点項目と一般項目の5項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、特に重点項目については、厚生労働大臣ほか10名に対し、平田副知事、西川副議長、福祉保健部長により要望を行っております。

原爆被爆者援護対策等の充実については、国

の責任において、被爆者の実態に即した援護対策を実施するよう求める必要があることから、厚生労働省宮川審議官に対して、高齢化する被爆者の声や地域の実情を伝えるなど強く要望を行い、「被爆体験者支援事業における対象合併症について医学的、化学的な根拠が認められるものを拡大してきたところであり、さらなる手続の簡素化についても実施状況を踏まえ検討していきたい」などのご意見をいただいたところであります。

このほか、離島・僻地における医師、看護師確保の充実についてや、介護人材の育成確保に関する施策の充実強化についてなど5項目の一般項目について、厚生労働省の所管課長に対して要望を行いました。

以上が福祉保健部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き、取り組みを行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【濱野こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係の資料について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、内示を行った補助金について記載をしております。

平成31年2月から令和元年5月分の実績は、直接補助金が2件、次の2ページになりますけれども、間接補助金が2件であり、内容は記載のとおりでございます。

次に3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件について、実績は4

件であり、内容については記載のとおりでございます。

次に6ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、実績は1件であり、その内容については7ページに記載をしているとおりでございます。

次に、令和2年度政府施策に関する提案・要望の実施結果についてですけれども、1枚ものの「令和2年度政府施策に関する提案・要望について(こども政策局関係)」をご覧ください。

去る6月12日及び13日に実施をいたしました令和2年度政府施策に関する提案・要望について、こども政策局関係の要望結果についてご説明をいたします。

こども政策局関係におきましては、私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化についてと、私立学校幼稚園施設の耐震化にかかる財源の拡充についての2つの重点項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、要望先が文部科学省であり、丸山審議官に対し、平田副知事、西川副議長、こども政策局長により要望を行いました。

このうち私学及び県立大学に対する財政支援の充実強化については、本県の私立学校は小・中規模が多く財政基盤が脆弱であることから、経常費助成費補助金の拡充を要望いたしました。

これに対して丸山審議官からは、「大変重要な問題であると認識している」とのご意見をいただきました。

また、私立学校幼稚園施設の耐震化にかかる財源の拡充については、本県は他の都道府県と比べて耐震化が遅れていることから、必要とされる事業費の確保及び国庫補助率を公立学校と同率まで引き上げることについて強く要望をい

たしました。

これに対し、「県と一緒に取り組んでまいりたい」とのご意見をいただきました。

このほか、一般項目の更なる少子化対策の充実について、内閣府、文部科学省、厚生労働省の所管審議官等に対して要望を実施いたしました。

以上がこども政策局関係の要望結果でありませんが、今回の政府施策に関する提案要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【ごう委員長】以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。対象は12番、14番、15番です。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【前田委員】陳情番号の14番、福祉保健部に対する精神障害者の交通運賃割引を求める意見書採択のお願いという陳情書についてです。内容は、最終的には長崎県議会において、国に対して意見書を採択していただきたいというお願いであります。

まず理事者に聞きたいのは、現況、本県における精神障害者の交通運賃割引が、民間事業者においてどういう状況にあるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

【桑宮障害福祉課長】お尋ねの精神障害者手帳をお持ちの方に対する交通運賃割引の状況であります。

まずJR、有料道路、それと一部の旅客船におきましては、身体障害者及び知的障害者には割引が適用されておりますが、精神障害者には適用されていない状況であります。

なお、JR以外の島原鉄道、松浦鉄道、長崎

電気軌道につきましては、精神障害者にも運賃割引があるという状況でございます。

その他、バス、タクシー等につきましては、同様に精神障害者についても割引があるという状況でございます。

【前田委員】今ご答弁いただいたように、県内の民間事業者の中では割引が進んでいるということですが、この団体の方からお話を聞く中で、県によってばらつきがあること、なおかつ、全国的な流れの中で、精神障害者に対しても当然交通運賃割引が障害の状況に関係なく求められるべきで、民間事業者に対して積極的に働きかけをしてほしいということで、全国の中で既に33の都道府県が意見書を採択していることも確認ができました。

そういうことも含めまして、本県においては民間事業者が推進されている状況であります。そのいかに問わずして意見書を上げることは大変重要なことだと思いますので、委員会発議として、もしよろしければ、案をつくりましたので、意見書の採択についてご協議をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【ごう委員長】ほかに、陳情についての質疑はありますか。

【山本(啓)委員】陳情番号の12番、医師等の確保についての陳情が佐世保市からございます。1番は医師不足と診療科の偏在の解消について、2番は救命救急センターにおける医師の養成確保についてと。

まず率直に、この要望内容の認識について、ご説明いただきたいと思っております。

【石田医療人材対策室長】佐世保市につきましては、この要望にございますように、医師の確保ということで、宇久島ですとか、黒島ですとか、こういった診療所の医師が足りないという

ことをご要望をいただいているところでございます。

県といたしましては、ながさき地域医療人材支援センターを長崎大学に設置しまして医師の派遣に努めているところでございまして、今後とも医師の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

【山本(啓)委員】県下どこでもこういった課題を抱えている中で、その下の理由の部分が佐世保市の特徴なのかなというふうに思っています。

まず、県北エリアで佐世保市が多くの患者さんを担っているという特徴が一つあります。

もう一つは、その下の方に、県においては佐世保市立総合病院救命救急センターの運営に係る負担について、医師等確保対策についてもご支援くださいますことをご回答いただいておりますが、1回やり取りを随時やられているんですね。

この県北エリアにおける地域の医療についての考え方、そして医師不足に対する取り組み、もう少し踏み込んだ回答をお聞かせいただきたいと思うんですが。

【石田医療人材対策室長】医師の確保につきましては、今年2月に、国から医師偏在指標というものが出来まして、圏域ごとに見て医師が多い地域、少ない地域を相対的に見て、医師確保計画を今年度中につくるようになっております。

そうした中で、2月に公表された指標では、県北地域は医師多数地域となっているところでございます。ただ、委員が指摘されましたように、圏域内においても多いところ、少ないところがございますので、そういったところについても、今後、条件を設定して対応していこうと考えているところでございます。

ただ、本県全体を見ますと、県自体も医師多

数県とされたところをごさいます、優先度としては、離島がどうしてもまだ確保できていない状況にごさいますので、まずは県としては離島医師を確保したいということで、これまでも取り組んできましたし、現時点ではそのようなことで保健医療対策協議会の中でも協議をさせていただきたいと考えているところをごさいます。

それから、救急医の確保につきましては、貸与金を設けておりまして、救急科につきましては平成27年度から希望される医師がおられた場合には、その方々に資金を貸与して、指定した病院に行かれた場合には、その返還を免除するというような制度を設けて、現在、医師の確保に努めているところをごさいます。

【山本(啓)委員】 本県における医師の偏在という説明があったんだと思います。海を隔てているわけですから、とにかくまずは離島にしっかりと確保を行っていききたいと、離島出身ですから、十分わかるんですけども。

この陳情の内容でいえば、医師の確保の向こうに見えるのは、恐らく、今の運営のあり方について、どうやって地域内を回していくのかと、どうやって現状、目の前の患者に対して対応していくのかというところが少し、今の答弁からは漏れているような気がしますので、もちろんお医者さんがその場所にいなければ、医療は担保できないわけですから、それはわかります。

けれども佐世保市の要望は、そのほかの地域から、またいでやってくる患者さんに対してどう対応していくかという部分の対策を県に求めているのだというふうに理解しますので、そういった部分についてしっかりと受け止めをしていただきたいと思います。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山口(経)委員】 陳情番号15番、町村会から出ている14ページの9番であります。

幼児教育・保育無償化という形で、先ほど、議案の中で審議したわけでありまして、無償化が図られることはいいことですが、財政基盤が弱い町村においては、一定額の財源補てんをやっていただかないと、公立の保育所等の運営が厳しくなると。先ほど副食費の件もありましたけれども、そういったことが町村会としては求められているわけですが、こういった現状にありますか。

【濱野こども未来課長】 委員がおっしゃったように、今度の無償化等で財源の確保というのは非常に重要なことをごさいますので、県としましては、国に対して、幼児教育・保育の無償化などの子育て支援策の円滑な実施を図るため、地方負担分を含め必要となる財源を確実に確保していくように求めていくということで、具体的には、全国知事会とか九州各県と合同で、無償化にかかる地方負担を含めた必要財源の確保を国に要望しているという状況であります。

【山口(経)委員】 財源確保をとという形でありませうけれども、交付措置等によって十分、満額交付ができていない現状があるということです。それについてはいかがお考えですか。

【濱野こども未来課長】 財源の負担方法につきましては、今回の無償化に関しては、国庫補助金、特別交付金、地方交付税で措置をするという3つのやり方で、今年度につきましては国が全額負担をするということで、財源は確保されておりますけど、次年度以降につきましては地方交付税の中で措置をされていくこととなりますので、そこは確実にきちんと保障されていくかどうかというのは、ちゃんと私どもも注視しながら、必要に応じて要望していきたいという

ふうにご考えております。

【山口(経)委員】 国の交付税措置ですけれども、その点がしっかり保障されていないからこういった要望が出るわけで、それについては県の方でもしっかりとご支援をいただきたいと、お願いをいたしておきます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】 陳情書の12番、ページでいいますと38ページですかね。3番の12の3の「佐世保市子ども発達センター療育部門に対する支援について」で、ちょっとだけ確認をさせていただきます。

佐世保市の子ども発達センター療育部門は、県北唯一の拠点施設であって、次のページ等に書いてありますけど、利用者実績につきましては、年々かなり多くの方が利用していらっしゃるという傾向にあります。

この中で、1番、2番につきましてはもちろんですが、理由のところ、平成31年4月に西九州させば広域都市圏が形成されたということがあります。私も参加いたしましたけれども、広域都市圏ビジョンの具体的取組として、今後、県北地域を含む西九州北部地域の療育の拠点として当センターはけん引していくということがあるんです。

佐世保市に確認をしておりますけど、佐世保市から何かこういった形で、今後はこういう圏域全体をけん引していく施設になるんですよというようなお話が県の方に上がってきているのかどうかだけ確認させてください。

【桑宮障害福祉課長】 委員お尋ねの佐世保市の子ども発達センターの療育部門に対する支援があります。この理由のところでございます県北地域を含む西九州北部の療育の拠点という位置づけですが、私どもも詳しくは何ってはいない

んですが、佐世保市内だけではなく、平戸市、松浦市等ございますけど、そういった県北地域全体の拠点として人材育成等も力を入れていきたいと、そのための支援をお願いしたいという話は、以前お伺いしたことがございます。

【宮本委員】 わかりました。これを見ると非常に大きいようなイメージで、県北以外も、下手をすると有田とか伊万里もみたいなイメージで出てきたものですから、そうなればかなり大変になるんじゃないかということがありました。もしも市の方から何かありますならば確認させていただければと思います。

同時に、佐世保市が中核市になって、3年前でしたかね、財源の問題等々もあったかと思いますが、現在の状況を確認できればと思うんですが。

1番、2番、挙げていらっしゃる事業について、県の支援は何か大きく変わったようなところがありますか。現状は今までどおりですよと、しかし、中核市になってここが変わりましたというものがあれば、お聞かせいただければと思いますが。

【桑宮障害福祉課長】 佐世保市子ども発達センターにつきましては、中核市になってどういうことを支援したということにはございませんが、大きく言うと2つございまして、1つは医師の派遣ということで、発達障害を診られる小児科の医師、それから整形外科医を月1回、派遣をしております。

それと、要望の2番に運営費の補助というお尋ねがあったんですけど、この佐世保市子ども発達センターは平成26年に移転建て替えをしております。その際に、移転建て替えの経費につきまして、平成26年度より20年間、総額3,400万円程度の補助を、これは施設整備に要する佐

世保市の実負担額の2分の1という考え方ですが、それを20年間かけて補助をしていくということを行っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村委員】陳情番号15番で、その中の14番、長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金の継続について。

平成32年度に補助制度が終了するという記載がありますが、この件について長崎県としてはどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

【永峯国保・健康増進課企画監】お尋ねのフッ化物洗口推進事業につきましては、まず幼稚園、保育所、小学校、そういったところに先行的に補助を実施してきたところでございます。

平成25年度から平成30年度まで、幼保施設及び小学校に対する補助を実施してきておりまして、この間、小学校においては、実施校率100%を達成いたしております。そしてまた、保育所・幼稚園においても80%の実施となっておりますので、幼保施設、小学校につきましては平成30年度で補助を終了したところでございます。

引き続き、中学校でも定着化を図っているところでございまして、中学校につきましても、令和2年度までに100%の実施校率を達成したいということで、そこまでの事業期間という形で補助制度を設けているものでございます。

【北村委員】ある程度、目標が高いレベルまで達成したから終了なんだということで理解をしましたがけれども、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校とずっと生徒さんは入れ替わっていくわけですよね。ずっとやらなきゃならないので、あとは財源は市町村で頑張ってくださいよというような見解ですか。

【永峯国保・健康増進課企画監】今後につきま

しては、歯科保健の実施主体と考えています市町の方で実施をお願いしたいというふうに考えております。

【北村委員】これは、もう県はしないということなんですね、わかりました。続けてほしいなと思っているんですが、よろしくお願いします。要望ですね、要望はだめなのか。すみません。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時 2分 休憩

午前11時 4分 再開

【ごう委員長】委員会を再開します。

【永峯国保・健康増進課企画監】直接的な補助につきましては、先ほど申し上げたとおり平成30年度で終了、あるいは令和2年度で終了予定といたしておりますけれども、昨年度から、国民健康保険の給付費等交付金といったものを活用いたしまして、市町に対するインセンティブ制度というものを設けています。それ自体は、食あるいは運動、歯科の分野で評価項目を設けて、それに応じた交付金の配分を行うものでございますが、その中の評価項目といたしましてフッ化物洗口につきましても設けていますので、実施がなされている市町に対しては交付金の配分を実施していくというようなことではございません。

【北村委員】すみませんね、しつこくて。インセンティブで、ほかの制度で交付金が、補助があるんだということでありますが、今後インセンティブ制度に移行するとして、これまで交付してきた補助金と同額程度の補助が行われるという理解でいいんでしょうか。それとも、やっぱり減らされるというような理解でいいんです

ようか。

【永峯国保・健康増進課企画監】直接的に金額がどうなるかというのは、先ほど申し上げたとおり、ほかの項目もございますので、なかなか比較は難しいところがございますが、昨年度の実績で申し上げますと、幼保施設、小学校に対する県からの補助額の実績は、全市町合わせまして613万7,000円でございます。

先ほどの交付金額につきましては総額で1億円と考えておりますので、どちらが多いかという比較は、今、手もとではできませんが、一定程度の財政支援にはなるものと考えております。

【北村委員】わかりました。各市町にしっかりと説明と周知を図っていただければと思います。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前11時 6分 休憩

午前11時 7分 再開

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【宮本委員】政策等決定過程の透明性等の確保に基づく提出資料の福祉保健部の6ページにあるんですが、これについて確認をさせていただきます。

自殺対策事業を行う民間団体に対する助成と

ということで、36万円となっております。これ、一律になっておりますが、事業の内容をご説明いただけますか。

【桑宮障害福祉課長】6ページに記載しております補助金につきましては、民間団体自殺対策事業費補助金と申しまして、1件当たり45万円を上限といたしまして、民間団体が実施します若者の自殺対策事業についての補助でございます。45万円が上限で、事業費が45万円以下であれば、その事業費の額まで補助するというスタイルになります。

今回の場合、補助金として採択しましたのが、ここに記載しております5件であります。事業費自体は全て45万円以上なんですけど、予算額が決まっておりますして、それを均等に割りまして各団体に36万円ずつの補助をいたした次第であります。

【宮本委員】具体的には、どういった形になりますか。

【桑宮障害福祉課長】具体的に各団体が実施する内容につきましては、一番上の一般社団法人長崎県作業療法士会は、若者の不眠の改善によるうつ病予防を、専門学校と連携しまして、それぞれの生徒さんの睡眠の状態をチェックしたり、その改善に対する助言をしたりという事業でございます。

2番目のフリースペースふきのとうにつきましては、自殺を考える「青い鳥」という映画があるそうで、これを佐世保市内の中学校で上映をしていくという事業です。

その下の長崎ダルク、一番下のドリームカムホームの事業につきましては相談事業です。それぞれの団体の特徴を生かした相談事業を実施されているところであります。

【宮本委員】ありがとうございます。非常に大

事な事業ですね。

これは、所在が佐世保市と長崎市しかありませんが、手挙げ方式なんですか。全県域やっていただきたいという思いはあるんですけど、手挙げ方式であるかどうか確認させてください。

【桑宮障害福祉課長】この補助金につきましては、公募を行いまして、委員おっしゃいますように手挙げ方式で実施しております。

【宮本委員】わかりました。

これは継続でされているんでしょうけれども、実績としては県内くまなく、この事業はされている状況にあるのか、今わかれば教えていただければと思います。

【桑宮障害福祉課長】この事業を実施している団体につきましては、所在が長崎市、佐世保市になっております。民間団体が所在する市町はどうしても大都市圏の方が多いものですから、補助についても大体毎年度、長崎市、佐世保市に所在する団体が申請をなさっている状況が多いように認識しております。

ただ、事業の実施に当たりましては、長崎市、佐世保市以外、例えば川棚町とか、この所在地以外のところで事業を実施される団体もございますので、必ずしも所在市町の中だけで事業を実施している状況ではございません。

そうは言いましても、離島部等ではなかなか民間団体の自殺対策事業を実施している状況ではございません。逆に離島の方が自殺率が高いというデータもございますので、ぜひ離島の方でも民間団体の事業が実施できるような環境づくりといいますか、支援等も必要なのかなというふうに、課題として認識しているところでございます。

【宮本委員】ありがとうございました。民間団体に対する助成だから、少ないということにな

るんですね。

大事な事業であると思いますので、45万円が上限ということでありましたけど、県内にくまなくこういったものができるような仕組みづくりも大事じゃないかと思いますが、何かあればお願いします。

【桑宮障害福祉課長】1点、修正をさせていただきます。

下から2番目の長崎県メンタルヘルス研究会の事業は、五島市でも実施を予定しております。委員のご指摘にありましたように、県内くまなく事業が実施できるような取組は必要だと認識しておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

【宮本委員】ぜひともお願いしたいと思います。

その次の7ページ、これも確認いただければと思います。長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金として内示がありますが、実施箇所名が「今後決定」となっているんです。内示額は決まっているのにもかかわらず、実施箇所は今後決定と。

これは市に一つということなんでしょうか。県内示額は決まっているにもかかわらず、実施箇所は今後決定、この考え方をお示しいただけますか。

【峰松長寿社会課長】ご指摘の長崎県医療介護総合確保基金事業補助金を使いました事業につきましては、確保基金を使いまして、地域密着型の特別養護老人ホームとか、認知症の高齢者グループホームを設置していただくというような事業でございます。

補助の流れといたしましては、県から市町に内示をいたしまして、市町が実施の事業者を公募して募集するという形になっております。

市町につきましては、第7期の介護保険支援

事業計画がございますので、その事業計画の中で、どれだけそういった施設を整備するかということが決まっておりますので、その施設の整備状況について、計画に載っている分について今回手を挙げていただきまして、市町から手が挙がってきたものについて、県がまず市町に内示をさせていただきます。内示をしたものについて、今後、市町の方で事業者を公募して決定していただくという形になりますので、事業箇所というところは「今後決定」という形にさせていただきますまして、県から補助をする市町は決定しておりますので、各市町の名称を今回はお示しをしているという状況でございます。

【宮本委員】例えば諫早市を見ると3億9,000万円と、これは施設が一つ建つようなイメージと捉える。施設の整備というとらえ方でよろしいのでしょうか、そこを確認させてください。

【峰松長寿社会課長】詳細につきましては、佐世保市は4,600万円で、施設といたしましては認知症高齢グループホームを1事業所設置するということです。

また諫早市は、地域密着型の特別養護老人ホームを2施設、小規模多機能型の居宅介護事業所を1施設、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所を1施設、合計4施設を設置するということで内示をいたしております。

【宮本委員】わかりました。こういった形で今後決定とあったものですから、確認の意味で質問をさせていただきます。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(由)委員】福祉保健部の40ページ、地域包括ケアシステム構築支援部会の2月の分です。この中で、平成29年度の構築状況について審議を行って18圏域を決定したということになっているんですけれども、昨年12月に一般質問で

お聞きした時には35圏域だったと理解をしております。

この流れとして、最終自己評価をする、そしてヒアリングをして再自己評価というんでしょうか、それをする。その段階が35圏域であったのか。そして最終的には、平成29年度ですから、約1年後になるんでしょうか、ここで決定をされるのかということをお伺いしたい。

【山口長寿社会課企画監】地域包括ケアシステムの構築に関する、先ほど委員がおっしゃいました35圏域といいましては、当初の自己評価の段階での圏域数でございます。構築しているかどうかの流れにつきましては、その後、県が全市町に有識者とともにヒアリングに行きまして、その後、再度市町が再自己評価をいたします。そして、それを構築支援部会で諮りまして、最終的に構築済みかどうかという判断をさせていただきます。

また、市町におきましては、関係する機関、団体とも協議をしまして、我々の市町においては構築済みとしてよろしいかどうかというところの検討を踏まえた上で、市町としての構築済みという判断をさせていただいているところでございますので、最終的に構築済みとなりましたのが平成29年度分は18圏域、そして既に構築済みでありました佐々町を加えまして、平成29年度末時点で19圏域が構築済みとなっております。

【山本(由)委員】自己評価をして、ヒアリングをして再自己評価をした段階では35、確かにあったんだということで、審議事項ですから、この段階では35上がってきていたんですね。35上がってきて、構築支援部会の中で、ここは足りないとか、ここは違うんじゃないかというふうな形で18に絞られたという理解でよろしいん

でしょうか。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午前 11時 20分 休憩

午前 11時 21分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開します。

【山口長寿社会課企画監】先ほど委員からご指摘のありました35圏域は、最初の構築部会に上がってきた構築済みと判断した圏域でございます。その後に各市町で関係機関、団体と協議を改めてしていただきまして、構築済みと判断し、構築支援部会のその次の回に上げていただき、最終的に構築済みとしましたものが18圏域ということでございます。

【山本(由)委員】細かいことで申し訳ないです。要は、10月に構築支援部会があって、その時に35圏域が出てきた。最終的には2回目の2月で決めるんだということで、構築支援部会の中で協議をしたということではなくて、市町の中でのいろんな意見を出す中で18に絞って、この構築部会に出して、それが了承されたというふうな流れでしょうか。

【山口長寿社会課企画監】委員のご説明のとおりでございます。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。(発言する者あり)

暫時休憩します。

午前 11時 22分 休憩

午前 11時 22分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

今、福祉保健部に対しまして要望のありました資料の提出を、後ほどお願いをいたします。

審査の途中であります。午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開いたし

ます。

しばらく休憩いたします。

午前 11時 23分 休憩

午前 1時 30分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料についてのご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 続きをするのであれば、午前中をお願いをしました資料の配付と説明を求めます。

【ごう委員長】 では、資料の配付をお願いいたします。

(資料配付)

【ごう委員長】 それでは、説明を求めます。

【濱野こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料、こども政策局分の3ページに関する部分の補足説明資料として、今、お手元に配付をしております。3ページの1番と2番の契約の内容について、補足説明資料としてお手元に配付をしております。

まず、1点目の平成31年度「長崎県婚活サポートセンター運営事業」業務委託についてですが、既に提出をしております資料には、契約金額、契約相手の名称、そして契約方法について書いておりましたが、委員からお話がありました、それぞれの業務の内容と平成30年度の実績について、1枚の表にまとめたものをお出ししております。

サポートセンターの業務の内容としましては、センター運営業務と、長崎県がしております結婚支援事業としましてデータマッチングシステ

ム運營業務、それに関連する縁結び隊に関する業務、そして「ながさきめぐりあい」に関する業務という4つの事業を委託しております、それぞれの内容についての実績は表に記載のとおりでございます。

それと、2点目の長崎県子ども・若者総合相談センター事業業務委託でございますが、業務の内容につきましては、不登校、ひきこもり、ニート等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を総合的に支援するために相談窓口を開設し、地域においてこれらの子ども・若者及び家族等を支援するためのネットワークづくりや情報収集を行うために、NPO法人心澄に委託をしております。その平成30年度実績については、ここに書いていますとおりでございます。

説明は以上でございます。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。

これらについては2月議会で既に、予算の時に審査をされていると理解をしておりますが、今お示しいただいたそれぞれの実績について、どのような評価をされているのか、そここのところをお尋ねします。

【濱野こども未来課長】 実績に対する評価でございますが、1つ目の婚活サポートセンターの業務は、婚活支援としましてデータマッチング、縁結び隊、そしてながさきめぐりあい事業ということで、お手元にある資料の2番、3番、4番について取り組んでいるところですが、実績としては、会員数が少し落ち込んでいたのが伸びるとか、めぐりあい事業につきましてはイベントの回数を増やしたとか、一定、婚活支援に関する事業自体の実績は上がっているというふうに考えております。

2つ目の子ども・若者総合相談センター、通

称「ゆめおす」につきましては、新規の相談件数については概ね300人前後でずっと推移をしておりますけれども、心澄さんの方できめ細やかな相談にのって次のステップにつないでいくということで、実績は非常にあるものだというふうに認識をしております。

【山本(啓)委員】 契約状況一覧表の中にある随意契約ということで、私も尋ねるきっかけにしております。1番は3年目ですかね。次が2年目になるんですかね。事業は何年目ですか。

【濱野こども未来課長】 まず婚活サポートセンターの方は、今回は随意契約で上げておりますけれども、平成28年に始めまして、これまでは全て総合評価の一般競争入札でやっております。

先ほどの表の5番目に、今年度新たに企業間交流事業を取り組むようにしてございまして、これまで県がしていました婚活支援事業と一緒にすることによって相乗効果が期待できるんじゃないかということで、今回随意契約にしたものでございます。

そして、子ども・若者総合相談センターにつきましては、契約自体は平成23年から行っておりますけど、一旦随契でやっていたものを、平成28年にプロポーザル方式で業者を選定しまして、今4年目という形で、この心澄さんと契約をしたものでございます。

【山本(啓)委員】 透明性の資料についての質疑は、ここにとどめたいと思います。必要であれば議案外でお尋ねします。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

【山口(経)委員】 2ページの間接補助金でお尋ねをしたいと思います。

今回、幼保連携型の認定こども園が2園、間接補助しておりますけれども、認定こども園の現在の状況はどうなっていますか。また、これ

から増えそうにありますか。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【濱野こども未来課長】 認定こども園の状況についてでございますが、平成26年9月1日現在に57園だったものが、これまでの間に数が増えていきまして、平成31年4月1日現在で154園という状況になっております。

今後につきましては、若干また増えていくのではなかろうかというふうに見込んでおります。

【山口(経)委員】 幼保という形でありますので、保育の方で0～2歳児に対する保育士の手当てというか、保育士を増やさなければならないという形でありまして、その辺の保育士の充足についてはいかがですか。

【濱野こども未来課長】 保育士の確保の問題につきましては、私ども、これまでもずっと保育人材の確保事業に取り組んでおりますが、認定こども園化することに伴っての増の対応というよりもむしろ、今現在の保育所等での保育士不足の状況を、それぞれ現場とか関係団体の方からお聞きをしておりますので、そこについては確保対策を進めていきたいというふうに思っております。

【山口(経)委員】 子育て支援という意味で保育関係が増えていくことは望ましいわけですが、一方でそういう問題点もはらんでいるということでもあります。

そしてまた、幼稚園の会計から認定こども園の会計に移す時に、そこら辺にちょっと問題があるということ、その点のご指導はいかがですか。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時42分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【濱野こども未来課長】 私学助成の幼稚園と施設型給付という認定こども園とは、園側に対する補助の仕方が違いますので、恐らく委員が言われた会計上の問題というのは、従来の私学助成の幼稚園が認定こども園になろうとした時に取扱いが変わるので、その辺がなかなか難しいというお話だろうかと思います。

その辺は私ども、幼稚園や認定こども園の団体からの意見もお聞きしながら適切に指導、助言をしている状況でございますので、引き続き、認定こども園に移行したいという私学助成の幼稚園があれば、適切に対応していきたいと考えております。

【山口(経)委員】 早いうちに認定こども園になったところが、会計制度の違いをしっかりとご理解なさっておらんで、今、さかのぼって変えなさいというようなご指導があっているということで、当初から、認定こども園になる時にはこういうことですよと、会計の制度が違いますということをしっかりとご指導をしていただきたいわけですが、いかがですか。

【濱野こども未来課長】 先ほども申しましたように、各それぞれの団体等の中で園長会議等の会議がございますので、その中で制度に関しての説明はこれまでもやっておりますけれども、認定こども園への移行をしようという園に対しては、その辺を詳しく丁寧に、しっかり説明を重ねていきたいと思っております。

【山口(経)委員】 事例として、公認会計士がおられても、そこら辺の理解が少なかったという

ことで、さかのぼっての改定をしなければならなかったという事例もあります。公認会計士ですから、そこら辺はちゃんとわかっておかなければいけませんので、そこら辺に対しても指導をしていただきたいと思いますので、いかがですか。

【濱野こども未来課長】それぞれの園の状況をお伺いしながら、直接公認会計士さんへの指導というよりも、園の方に状況をお聞きしながら、適切にその辺はしっかりご説明をしていきたいと思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】ほかに質問がないようですので、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてのご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

質問のある方はどうぞ。

【宮本委員】それでは、議案外の所管事項について質問をさせていただきます。まず初めに、福祉保健部の部長説明資料の2ページ、若年性認知症についてお尋ねをいたします。

若年性認知症については、私も、一番最初に所属した平成27年の文教厚生委員会の時に、県としても今後5年間、若年性認知症をしっかりと支援していくべきだと質疑をさせていただいて、総合計画チャレンジ2020の中に「若年性認知症に対する相談支援体制の強化」という文言を入れていただいた経緯があります。

ここにも書いてありますけれども、認知症の人数が県内で約6万4,000人ということでありまして、65歳未満で発症する若年性認知症につ

いて実態調査を行って、218名の若年性認知症の方がいることを把握されています。

まず、この数について、県として分析といたしますか、どのようにお考えなのか確認させていただきます。

【山口長寿社会課企画監】昨年度実施いたしました若年性認知症の実態調査の218名についてでございますが、厚生労働省が平成21年度に若年性認知症の人口10万人当たりの推計値を示しておりまして、それでいきますと、本県では300～400人の若年性認知症の方がおられるというふうに考えておりました。

昨年度の実態調査で218人という結果でしたが、これは平成29年度中に医療機関に通院、もしくは入院された方の中で若年性認知症という診断のある方ということでございますので、例えばそれ以前に受診をされていましたが、受診が中断された方とか、まだ医療につながっていない方はこの数字にあらわれておりませんので、実際には218人よりも数が多い、この数字にあらわれていない方々もまだおられるというふうに考えております。

【宮本委員】私も同感で、もうちょっといるんじゃないかなというのが考えとしてあったものですから、確認をさせていただきました。推計で300人から400人ぐらいと、比率として出ているという現状も確認させていただきました。

65歳未満で発症するわけですから、老齡の認知症の患者さんと違って、就労の問題であったり、家族の問題であったり、一家の大黒柱の方がかかるわけで、いろんな問題が出てくることはもうわかっていることであります。

そういったことを踏まえて、県では、若年性認知症に対する相談窓口を、去年だったですかね、設置されていると思います。どのくらい相

談が寄せられているのか、そしてまたその内容について確認させてください。

【山口長寿社会課企画監】 県では昨年度から、長崎県すこやか長寿財団に委託をしまして、長崎市茂里町に長崎県認知症サポートセンターを開設いたしております。

昨年度1年間の相談述べ件数は57件で、そのうち若年性認知症に係る相談が20件となっております。若年性認知症に関する相談で最も多いものが制度やサービスに関する相談で、就労や経済の問題など、やはり高齢者の認知症の方とは異なった課題がございます。

サポートセンターでは、お一人お一人の状況に応じて、必要な社会資源や制度、サービスの紹介を行い、行政や医療機関、家族の会などにおつなぎをしているところでございます。

【宮本委員】 57件で、そのうち若年性認知症が20件ということですね。サービス、制度、就労についての相談があったと確認させていただきました。

こういったものが出てくるということは、当事者にとっても家族の方にとっても大事であると思っていますから、継続していただいて、そしてまた、それ相応のつながりをしっかりとしていただければと切に要望するわけでありませう。

そして、2ページの最後に、若年性認知症の方々同士が集える場を設置すると書いてあります。これは非常に大事なことであると思っています。

私の地元の方に、昨年、新聞にも出ていらっしゃいました、その方がいらっしゃるわけです。その方と今年、話をしたら、やっぱりいろいろ相談したいと、ほかの患者さんとの結びつきを強くしたいというご要望もいただいたところでございます。

これについて、今後どのような形で設置していくのか、考えがありますならばお聞かせいただければと思います。

【山口長寿社会課企画監】 若年性認知症の当事者の方の集いにつきましては、既に集いの場を開催している大分県の方に、県と認知症サポートセンターと認知症の人と家族の会の三者で一緒になって視察をしに行くことにしております。

先行事例を参考にしながら、楽しく集える場のメニューや実施方法について、一緒に協議を進めますとともに、昨年度、実態調査でつながりのできました若年性認知症の当事者の方のご意見なども踏まえながら、作業を進めてまいりたいと思っております。秋ごろをめどに設置をしてみたいと考えております。

【宮本委員】 ありがとうございます。ぜひとも患者、当事者の方々のご意見を聞いていただいて、いい集いの場になれるようにしていただきたいと思っております。

ちなみに、今、県内で患者の会とか家族の会というのが、私が把握しているのは1つ、2つしかありませんけど、県内でそういったものが幾つありますか。それがわかれば教えていただければと思います。

【山口長寿社会課企画監】 認知症の人と家族の会の設置状況ということだったと思っております。

地区会の設置状況としましては、6圏域に12カ所設置をしている状況でございます。県でも、認知症の人と家族の会と連携して、さまざまな取組をしているところでございます。

【宮本委員】 今後も若年性認知症については、県としても体制づくり、まずは構築していただいて、認知症の早期発見、早期治療ですね、ぜひとも推進していただきたいと要望させていただきます。

次に、僻地医療における血液製剤の供給体制についてお伺いいたします。個別になりますけれども、病院企業団の島原病院の血液製剤の管理状況について、お尋ねをいたします。

今回、島原市議会でも取り上げられているんですけれども、非常に危機迫った状態であると認識しております。

まずは、今年4月から血液製剤に対する供給体制が変わった、変更になったと、県として認識をしているのかどうかについて確認させてください。

【本多薬務行政室長】島原地区における血液製剤の供給体制についてということですが、これまでは島原病院の方に一定量備蓄とありますが、保管をさせていただいて、その血液製剤を地域に配布、供給していくと、日赤が責任をもってやっていくという方法をとってございましたけれども、4月からは直送方式という形に変わっております。

直送方式に変わりました、前日までの注文は翌朝の午前中までに各医療機関に配達すると。当日につきましては、11時から15時までにつきましてはできるだけ早期に配送するというところで、定期便を2便から3便出して配送するという体制をとっております。11時から15時までの注文であれば、定期便が出ている間だと、予備を持ってありますので、予備が適合すれば1時間以内に配送すると、適合しなければ2～3時間で配送するという体制をとっております。

夜間につきましては、血液センターに救急車輦がございますので、救急車輦を使いまして、大体2時間近くで到着するような体制をとっていると聞きしております。

【宮本委員】平成29年4月から、日赤の血液センターが、全ての医療機関への血液製剤供給体

制を、先ほど室長がおっしゃったとおり委託配送から直送に切り替えられたと。いろいろ背景があったみたいですが、直送配送に切り替えられたと。そして、病院企業団の病院での備蓄体制を構築されていたけれども、島原病院ではなかなか難しい状況になっていると。

今までは血液製剤を備蓄していたと、そこから地域内の医療機関に供給する仕組みを続けてこられたけれども、若干これが薬機法に抵触するのではないかと日赤から指摘されたということで、今までの運用が困難となって、今現在、新たな血液製剤の供給体制の検討がなされているという状況までは確認しております。

聞くところによりますと、今年の10月から体制が変わるとということで、県も、島原病院、日赤長崎支部といろいろ協議をされているかと考えていますが、現在の状況、そして今後の展開はどのようになっていくのか、今わかっていることがありますならばお聞かせいただければと思います。

【本多薬務行政室長】委員ご指摘のように、4月からシステムが変わったということで、日赤から6カ月間はこれまでの備蓄時に近いような在庫体制を維持していただくように島原病院にお願いをさせていただいております。

10月以降については現在のところはまだ決まっていないということですが、地域の医療機関の方が不安を抱かないような形で供給体制を整えないといけないと思っておりますので、血液センター、島原病院ともお話をさせていただいて、不安がないような体制づくりを進めていきたいと考えております。

【宮本委員】体制が変わるとなると、いろんな問題が出てくると言われています。期限切れの問題とか、緊急時に、例えば夜間に大量出血し

た場合に地域医療に対する血液の供給をどうするのかというような問題もさまざま出てくることとなります。僻地医療を守るためにも、特に血液製剤の供給体制はしっかりと構築していく必要があると考えるところであります。10月からの新体制ですので、あと少ししかありません。

部長、この件について、島原病院、島原市を含め、そして日赤の長崎支部とも再再度、いろんな連携をとって、一番いい方法を確立していただきたいと思いますが、部長のお考えをお聞かせください。

【中田福祉保健部長】ただいま委員からご指摘がありましたとおり、地域の安定供給をしっかりと守っていかなければならないと、県としてしっかりと対応していかなければならないと考えております。私も先頭に立って、日赤と島原病院、あとは現場で分娩を担当されている医師の意見もきちんと確認して、今後、調整に努めてまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】わかりました。長崎には離島もあり、そしてまた僻地ももちろんあり、いろんなところに病院が点在し、血液製剤の配送に相当な時間がかかることもあるという現状であります。機関病院を守り、そこから発する地域の医療を守ることからしても、この血液製剤、今回は個別案件、島原病院のことで出しましたけれども、しっかりと体制づくりを、できるだけ早急にさせていただきたいと要望させていただきます。

それともう1点。一般質問でもさせていただいたんですけれども、県北地域の医療的ケア児の支援について、特に佐世保共済病院のレスパイト事業についてお尋ねをいたします。ちょっと深掘りをさせていただきます。

一般質問でも申しましたが、今の佐世保共済

病院においては、レスパイト事業について、若干とまっているという状況があります。看護師の体制確保が困難であることが理由に挙げられるという部長答弁があっただけで、今後、広く意見を聞いたり、関係医療機関とも連携をとっていくと、そしてまたご家族などの意見も伺ってというような答弁もありましたけど、これはぜひとも早急にやっていただきたいと思えます。

併せて、佐世保には佐世保総合医療センターという大きい基幹病院があるんですけど、ここはレスパイト事業をやることはできないのかなと、ずっと前から思っております。佐世保総合医療センターとも協議を続けていただきたいと思いますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

【桑宮障害福祉課長】県北地域のレスパイト事業の今後の進め方についてのお尋ねでございますが、今、レスパイトを実施しておられる佐世保共済病院のお考えを聞く必要もありますし、先ほど委員からお話がありました佐世保市総合医療センターや他の医療機関のお知恵やお考えをお伺いしながら、佐世保市とも連携して検討を進めたいというふうに考えております。早速、今週にでも佐世保市ともお会いして、今後の進め方等を議論していきたいと思えます。

また、ご家族の意見をお聞きしてはどうかというお尋ねにつきましても、今後のレスパイトのあり方を検討する上で、利用対象となるご家族に対して、今の利用状況とかご希望を聞いていくことも大事かと考えておりますので、それにつきましても佐世保市と、進め方等意見交換していきたいというふうに考えております。

【宮本委員】ぜひとも、利用者の方々の意見を聞いていただいて、早速、佐世保市との協議も

していただけるということですので、どうやっていけば再開できるのかをさぐっていただくことを要望させていただきます。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村委員】何点か、よろしく願いいたします。

まず、特定医療費指定難病受給者証の更新の手続についてのお尋ねであります。ある方が、この更新の手続で長崎県に必要書類を求められて、マイナンバー付きの住民票を求められたということがありまして。

私は確認していないんですが、更新の提出書類はさまざまありますけれども、全国统一ということではないという理解でよろしいですか。

【小田口国保・健康増進課長】マイナンバーを使って手続における書類を省略できる場合というのは、国のマイナンバー法の中に挙げられてはいるんですけども、今ご質問がありました特定医療費の更新申請において、どの書類を省略しているかということについては、現実のところ各都道府県で違いが出ている状態にあります。

本県の場合におきましては、課税所得証明についてはマイナンバー利用により省略ができる書類としておりますが、住民票につきましては、確認の内部的な、例えば住民基本台帳システムの確認等が必要だということですので、受給者証の交付に支障を来す、時間がかかるということもありまして、今の段階では住民票については省略できる書類とはしていない状況にあります。

【北村委員】それぞれ都道府県独自でやっているということ。

県民の利益を考えると、そういった必要書類はできるだけシンプルなものがないし、他府県

の状況も調べていただいていますね。住民票も提出しないでいい都道府県もあるというお話を伺っておりますので、それは間違いがないようにしなくてはいけないですけども、できるだけ更新については簡略化をしていただきたいと思います。

これは窓口の対応が県ではなくて、市でマイナンバー付きの住民票を求めた時に、非常に何かセンシティブになっているというか、何に使うんだというようなことで、さんざん根掘り葉掘り聞かれたというようなお話でした。難病をお持ちの方ですから、そういったことはなかなか話しにくいというようなこともあられるので、ぜひ、簡略できる部分は簡略化していただければと思います。他府県の状況も、時間がある時に調査をしていただいて、お知らせいただければと思います。要望しておきます。

それと、先ほど関連ということで無理やり、質疑の中でお尋ねをいたしました。10月からの給食の無償化の件について、再度ですね。

一般質問でも話題になっておりまして、非常に格差が出るから、どうにかしてくれというような保育関係の方からお声が上がっているところでございます。制度的には各首長の判断ということになるかと思いますが、県の役割として、これを調整したり指導をしたりというようなことがあろうかと思いますが、できれば、そういったところの指導や助言、アドバイスというような中で、ぜひ横並びに、要は保育についての環境の格差が出ないようにしていただきたいと考えているんですが、見解をお聞かせいただければと思います。

【濱野こども未来課長】副食費の減免の取扱いについて、市町間の取扱いが不均衡であるということで、県としての指導、助言をしてはどう

かというお話でございます。

今回の無償化の関係で副食費の話題がかなり出てきておりますけれども、基本的には副食費を含めた保育料につきましては、国が定めました額の範囲内で市町が定めることになっておりますので、現在、県内の全ての市町で独自に軽減措置を行っております。そういう意味では、既に市町ごとに不均衡が生じている状況にあるというふうに思っております。

この前からの一般質問等でご議論があったように、県としては、市町に対して、今回の無償化に伴って軽減された財源を使って副食費を無償化するようにと、一律取扱いをするよう指示はできませんけれども、国としては、今回の無償化によって世帯負担が増えることがないように、これまで独自の財源で軽減措置をされていた市町に対しては、配慮をしてほしいというようなことを通知いたしております。

したがいまして私どもは、今は市町の方でそれぞれ取扱いを検討されているところもございますので、状況をお聞きしながら、決して今回の無償化に伴って世帯負担が増えるようなことがないように、話はしていけると思っております。

【北村委員】わかりました。要望を訴えられている方々からは、県が半分持つとか、インセンティブを何かしたらどうかというようなお話もいただいているんですが、そこについては財源が必要になるのかと思いますし、また、各自治体の、何というんでしょうか、人の財布に手をつき込むみたいな話になりかねないので、慎重にするべきところだろうとは思いますが、県民の願いとしては、どこの自治体にいても10月からは保育料が無償なんだというような状況をつくり上げていくのが我々の仕事かなと思ってお

りますので、ぜひ、しっかりとしたアドバイスとか助言とか、各自治体をお願いしたいと思います。

それから、事前にお話ししておりませんでしたけれども、説明資料の中でお尋ねしたいところがありました。

虐待について、非常に今、胸がつぶれるような事案が報道されておりまして、今般から警察との情報共有を進めていくというような説明がありました。共有の方法等々について、もう少し詳しいご説明をいただければと思います。

【今富こども家庭課長】児童虐待に関します警察との情報共有につきましては、昨年11月に、まず基準というものが国の方から示されまして、この部分に該当するものは、既に昨年度、県のガイドラインを改定しております。

これまで警察と情報共有をしていた案件は、事件に発展するような重篤な事案についてのみ情報共有していて、その部分が年間大体10件程度だったんですが、改定によって100件ほどになるというふうに見込んでおります。

今回、その上で対応について取り決めをしたのは、国が示した基準以外の部分について、市町とか警察と情報共有するものを決めたものでございます。

内容的には、協定に基づくものは、いわゆる一時保護をするような案件になります。それに対しまして、今回取りまとめたものは、一時保護に該当しないような案件であり、件数で申し上げますと、平成29年に630件の児童虐待の案件があるんですけれども、そのうちの100件程度が、協定書で取り扱います。

ただ、協定書で取扱うものは警察の方から通告がきたものを除きますので、一時保護の案件でいきますと大体230件で、そのうちの100件程

度になります。そうしますと、一時保護をしないような案件は400件程度になりますので、今回のこの取り決めによりまして400件程度が、また新たに要対協の場を活用して警察と共有することになると思っております。

【北村委員】わかりました。非常に細やかに情報共有がなされるということで、いいことだろうと思いますが、反面、非常に事務量も増えてくるのかなと心配をいたします。

共有の体制というか、そういったところはさらに強化する必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

【今富こども家庭課長】今回の情報共有というものにつきましては、そもそも市町が行います要対協の中で、3月に1度ほど行います実務者会議と、個別の事案に応じて随時開きます個別検討会議という2種類がありますが、もともと、この場で市町と情報共有を行っております。その場に、警察が参画している場合、参画していない場合がございますので、そこを徹底することによって情報を警察と共有すると、そういう形で考えております。

ですから、そういう意味でいきますと、これまできちんと対応されていた市町におきましては、それほど事務量は増えないのかなと、そこがこれまで少し曖昧になっていた市町においては、少し業務が増えるのかなと思っております。ただ、その部分については本来やるべき業務と考えておりますので、今の体制でも十分対応ができるものではないかと考えております。

【北村委員】わかりました。関連として、お手元に数字があればですけど、先ほど、虐待の件数、直近の数字を教えてくださいましたが、過去3年、5年ぐらいの推移は、大体どういったトレンドになっているのか、今、数字があれば教

えていただければ。

【今富こども家庭課長】平成29年度が630件で、平成28年度が665件で、平成27年度が495件です。

トレンドで申し上げますと、今、手元にございますのが平成2年からで、平成2年当時30件程度だったものが、その10年後には300件に増え、その後の10年間はそれほど変わらずに、平成23年ぐらいから急激に伸びまして、現在の630件ほどになっているという状況でございます。

【北村委員】わかりました。報道等でも注目がされて、なおかつ提供される情報が多くなってきて、表に出てきた部分が増えてきたのかなというような気がいたしますが、ぜひしっかりと、注目を今浴びている部分でもございますので、虐待の根絶に向けて力を尽くしていただきたいと思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はございませんか。

【山本(由)委員】ファミリーホームの関係で、新しい社会的養育ビジョンとファミリーホームについてという観点でお伺いをしたいんです。

平成28年の児童福祉法の改正によりまして、今後の社会的養護のあり方ということで、新しい社会的養育ビジョンが取りまとめられています。その中で、都道府県においては、従来の計画を全面的に見直して新たな社会的養育計画を策定することになっています。

この計画の前の段階では、施設の割合が大体9割以上、里親とかファミリーホームが1割と、これを3分の1ずつにしましょうと。これが平成27年度を始期として、平成41年度の15年間で、長崎県家庭的養護推進計画を策定して、年度ごとの計画をされていたと。

その中で、ちょっと唐突な感じがしたんですけども、新しい社会的養育ビジョンというも

のにおいて、里親とファミリーホームの合計の比率を乳幼児については5年ないし7年以内に75%、学童期以降の児童については10年以内に50%以上だという形で、比率も高くなっているし、期間的にも非常に短くなっていると、非常に高いハードルになったというふうに認識をしております。

そこで、今の段階ではまだ前の計画でされているんだと思うんですけども、現在の以前の計画における施設本体、それからグループホーム、里親等の比率が、直近の目標値と現状がどうなっているのかということについて、まずお尋ねをいたします。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時18分 再開

【ごう委員長】 再開いたします。

【今富こども家庭課長】 里親とファミリーホームを加えた委託率で、3分の1、3分の1ずつにするという計画がございます。

現在の里親とファミリーホームを加えました委託率につきましては、平成31年3月現在で17.3%になっております。

【山本(由)委員】 これは、たしか平成41年度の段階で3分の1ということで、平成31年度の段階では、そこまでなかったと思うんですけども、いかがでしょうか。

【今富こども家庭課長】 平成31年度末の目標で17.6%で、現状が17.3%になっております。

【山本(由)委員】 たしか長崎県の総合計画の中でも目標を立てていて、長崎県はその目標はクリアしていて、ある程度高くなってきているという認識はあったんですけども、里親とファミリーホームと分けた場合に、ファミリーホー

ムについては多分、目標を下回っていたんだろうというふうに認識をしています。

先般、ファミリーホーム協議会の方とお話をする中で、定員が6人のところが4人、多くて5人というところも一つあったんですけども、3人であったり、あるいは1人であったりというふうな現状のファミリーホームがあるということでありました。

現在の県の計画で見ても、今年度末までにはファミリーホームの数を10、定員を60、入居者を40という目標になっていますけれども、現時点の施設の目標が6ではないかと思います。この4年間で1つしか増えていないんじゃないかと思います。

この現状に対する県の認識、ファミリーホームが増えない原因、そして既存のファミリーホームについて、どういう言い方をすればいいですかね、子どもさんの数が増えない原因についてどういうふうに県は認識をされているのか、ご見解をお尋ねいたします。

【ごう委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時22分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

【今富こども家庭課長】 ファミリーホームにつきましては、ファミリーホームを開設する職員の要件としまして、養育里親として2年以上とか、同時に2人以上の委託児童の養育とか、そういう要件が幾つかございます。実際にそれを開設しようとなると、なかなかそういう方がいらっしゃるという現状がございます。

県が現行計画を立てるに当たって、この3分の1を達成するために、目標を関係者の皆様方と話しながら計画を立てたところですけども、

そういう事情でここが目標を達成できていないということについては重く受け止めております。

こういう課題に対して今後どうしていくかという点につきましては、今の社会的養育の推進計画を、現在、見直しを行っているところですので、ファミリーホーム協議会の意見をお聞きしながら、どのような形にしていくのか今後、検討していきたいと考えております。

【山本(由)委員】長崎県としては、前計画の目標に対して、里親等というくくりで言うならば、ある程度進捗をしていると認識をしているんですけれども、そうは言っても2割ない状況です。その中で5年とか7年とか10年とか、前の計画に比べて短い期間ですよ。2029年ですかね、それぐらいの間に乳幼児は75%、学童では50%だということで、かなりハードルが高いというふうな認識があります。

無理にこれを達成しようとする、質の問題というんですかね、非常に厳しい。特に厳しい子どもさんたちを受け、受けない、そこがうまくいかないとかというふうな形で、量と質が伴わないという懸念があると思うんですけれども、これをどのように進めていこうとされているのか、今後の方針について、もう一度お伺いします。

【今富こども家庭課長】新たな計画を立てるに当たりましては、国から示されておりますガイドラインの中でも、先ほど委員がおっしゃいましたビジョンの方向性というものは認識しつつも、地域の実情に応じて計画を定めるようになっております。

ですから、そういう期間というものはありませんけれども、達成のカーブといいますか、いつまでにそれを達成するかというのは、地域の実情に応じてしっかり検討していきたいと思いま

すので、関係者の皆様方のご意見をしっかり聞かせていただいた上で目標を立てていきたいと考えております。

【山本(由)委員】今度の新しい計画は、地域の実情に応じてとはいえ、ある程度の高い数字が掲げられていると、家庭的養育を優先だという形の中で、里親とかファミリーホームの質を伴った委託率の向上のためには、大変だと思いますけれども、児童相談所自体の機能の強化であるとか、この計画に書いてありましたポスタリングの機能の強化であるとか専門人材の育成、それに加えて、既にやっていらっしゃると思うんですけれども、やはり地元である市町との連携、それから市町の主体的な協力、そして里親とかファミリーホームの方と行政との信頼関係の強化が今まで以上に必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

特に、先ほど来申し上げているファミリーホームについて、進捗が遅れていると認識しておりますので、近年は県とファミリーホーム協議会の方との意見交換をかなりやっていらっしゃると思いますけれども、若干まだそこにずれがあるなというのを2～3年前から感じています。もっと本音の部分でやり取りをした方がいいんじゃないか。

こういうのは受けきらんですよというふうな話をされてみたり、あるところでは、もっと早くから、ある程度絞り込む前の段階から紹介をしてほしいですよというふうな意見のやり取りが行われています。その辺のところを。

逆に行政の側からしたら、それぞれのファミリーホームに対して、もう少しこういうふうにしてもらえませんかというふうな形のところが本音で進んでいかないと、なかなか新たなファミリーホームは出てこないし、それ以前にファ

ミリーホーム自体も、預かれるお子さんの数がなかなか伸びてこないだろうというふうに思いますので、さらなる信頼関係の構築をですね。市町、それから里親、ファミリーホームの方との信頼関係に取り組んでいただきたいと思いますので、最後にこの点についてもう一度、こども政策局長、よろしいでしょうか。

【園田こども政策局長】おっしゃいますとおり、児童養護の関係におきましては、里親とともにファミリーホームというものは非常に大切な位置づけにあると思います。個人で受け入れていただく里親だけで、新しいビジョンに示されているような多くの受入れ枠を全て賄えるということは我々も考えておりません。そういった形で、ファミリーホームと里親の育成も併せて、支援も併せて、ファミリーホームも十分協議をしながら、これもまた増やしていかなきゃいけないと思っております。

委員のご指摘のとおり、十分に市町と関係団体と連携して、その支援と増加に向けて努力してまいりたいと思います。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【山口(経)委員】健康長寿日本一の長崎県づくりという形で、知事も先頭になって進めていらっしゃいます。そしてまた、今般の一般質問におきまして、同僚議員から質問がございました。

私も一般質問をしたものですから、興味がありまして、パンフレット等をいただきました。宮本委員もおっしゃっていましたが、血圧の高さが全国ワースト1、高血圧性の循環器系疾患も全国ワースト1という形で、このパンフレットに載っております。

そういったことを見て、年に1回健診を受けてください、毎日にここに9,000歩、毎日3回野

菜を食べましょうといった県民の皆さん向けのパンフレットを示されていますけれども、これがなかなか。

血圧の高さということを表に出して、こういう原因だから、この3つをやりましょうねというふうな展開になっていない状況があると思うんです。ですから、そういった原因をはっきり前に出して、そしてこうしましょうと。そうしないと、なかなか県民運動には発展しないんじゃないかと思うんです。

長野県が県民運動に展開していったのは、減塩運動からですね。そこら辺をしっかりと表現なさった方がいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

【永峯国保・健康増進課企画監】血圧の部分をもっと強調すべきではないかということでございますが、この「ながさき3MYチャレンジ」につきましては、健康診断、食事、運動の部分を県民の皆様方にわかりやすくお示しするといったことで、今年2月に策定し、現在、周知を図っているところでございます。

その趣旨といたしましては、委員からご指摘がございましたとおり、血圧が高いという背景を踏まえまして、血圧が高い原因、要因というものはっきりしない中で、本県の県民の方々の生活習慣の中で少し数値的に課題があるというところを、ポイントを絞ってお示しをしているところでございます。

今後も県民の皆様方に、こういった形で、こういったところを強調して取組の重要性をご理解いただくかということは、私どもといたしましても課題であると考えていますので、そういった部分につきまして、今後さらなる改善を図ってまいりたいと思っています。

【山口(経)委員】昨年度から取り組んでおられ

まして、県民会議、健康メイト、そして表彰制度という形でありますけれども、今年度はどういった展開をなさるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

【永峯国保・健康増進課企画監】昨年度は、今お話がございましたとおり県民会議を、基盤となる枠組みとして設置をいたしまして、健康長寿メイト、あるいはサポートメンバーの募集等を始めたところでございます。

今年度につきましては、それらの取組に加えて、県民の皆様方に、ご自身の健康により関心を持っていただいて行動につなげていただくためのものとしたしまして、ご自身の生活習慣等が将来の生活習慣病にどれぐらいリスクがあるのか、また、それを改善すればどれぐらいリスクが低減するのかと、そういったものを手軽に確認できるような仕組みをつくってまいりたいと考えています。

併せまして表彰制度につきましても、県民の皆様方に優良事例を横展開していくというような目的をもって、新たに創設をしたいと考えています。今年度は、そういった取組に注力していきたいと考えております。

【山口(経)委員】県民運動というのが一番のキーワードでありましてですね。やっぱり県民運動にしなければならないということで。

長与町で始まっております健康ポイント事業は、インセンティブの付与もありますけれども、歩くことに対して、あれが非常に大きなインパクトをもって、長与町に行けば歩く人が多いですとと言われるぐらいに今はなっております。ですから、やっぱり健康のために歩くんだと、そういう意識づけです。

先ほど言いましたように、高血圧が全国でワースト1ということで、それを改善して健康に

なりましょうよという形の県民運動の展開をしっかりとお願いたしたいわけです。ちょっとこれは横に置いておきまして。

長寿社会課によりまして長寿者慶祝事業というのが行われておりまして、平成27年からは、年度内に100歳になった方に1万円相当の慶祝品をおあげするという形で、今年度は約600人が対象になるんじゃないかという資料をいただいております。

そういう中において、慶祝費について、各自治体が今、縮小ないし廃止の状況にあるわけです。この考え方について、お聞かせいただけますか。

【峰松長寿社会課長】高齢者の長寿慶祝者事業の考え方についてということですが、委員ご指摘のとおり、この事業は昭和の時代から続けている事業でございまして、平成27年には100歳の祝い金を廃止いたしまして、100歳の方に対して1万円相当の祝い品をお贈りするという形で現在も継続している事業でございまして。

この事業についてどう考えるのかというところでございまして、実際に100歳に関しましては、内閣総理大臣から祝状と祝い品の銀杯をお贈りいただいているところでございまして。そういうことに併せまして知事の祝い品も、100歳になられた方、一人ひとりお届けしている事業でございまして。高齢者の方から感謝のお気持ちをいただいている事業でもございまして、できれば、予算がある部分については継続をさせていただきたいと考えております。

ただ、ご指摘のとおり、他県もしくは県内市町におきましても、慶祝について見直しをしておりますので、各地の状況を見ながら、こういった事業をどういう形で継続させていくのかというところは検討していかないとけないという

ふうには考えております。

【山口(経)委員】 人生100年時代と言われる中で、100歳になった方をお祝いするのは大変喜ばしいことなんでしょうけれども、そういう社会的な傾向があるということで。

予測をいただきましたが、令和4年度ぐらいが一番、100歳の推計人数が多いわけですね。それから徐々に減るのかなというふうに推測されているわけで、いろいろな形で見直しなり、前に進める形をとっていただきたいわけです。

そして、健康長寿日本一と連動させた形で、そういったこともやっていくべきではないかというふうに思うんです。

健康長寿を实践なさせて、90歳でも自立して生活している方はいっぱいいらっしゃいます。そういう方々に知事から、健康長寿の实践者という形で、これからも励んでくださいと、100歳を目指して頑張ってくださいというメッセージをお送りして、これを健康長寿日本一の県民運動に仕立てるのも一つの考え方じゃないかと思うんです。横の連携をしながら、長寿社会課と国保・健康増進課との連携をとりながらやっていくのも一つの考え方じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

【峰松長寿社会課長】 90歳でのお祝いのメッセージというお話でございます。

平成27年の国勢調査で年齢ごとの分布を見た時に、例えば89歳、今度90歳になられる方の人数が、平成27年度は7,100人ぐらいいらっしゃいまして、お祝いのメッセージを送り届けるようになりますと、県だけでは、その方たちのご住所とか生活状況を把握できませんので、市町のご協力をいただかないといけないのかなと思っておりますので、まずは市町のご意見とか、これまで慶祝について見直しをさせていただいて

おりますので、委員からご指摘を受けましたように見直すべき時期というところと、健康長寿日本一という施策が動いておりますので、どういったことができるのかということにつきましても議論をさせていただきたいと思っております。

【山口(経)委員】 健康長寿の实践者ですよ、その方々は。90歳にしてまだ自立していらっしゃるといことは、やっぱり实践者でございます。知事から「よく頑張ってくられたね」というふうなメッセージがいけば、その方々も喜んでできるだろうし、そしてまた秘訣を聞いたりといったこともできるわけです。そういうお金がかからないでできることもあるんじゃないかと思うんです。そういったことを検討いただければと思います。

そしてまた、健康長寿に対しては生きがいスポーツというのが一番大事だろうと思います。私の周りにも、以前はゲートボールが盛んだったですけど、今はグランドゴルフです。グランドゴルフの協会ないし、そういう団体に所属していなくても、地域の広場で何人かでグループを組んで週に1回、2回、そういうことをなさっている方がいるんです。そうしたら、引きこもりにならないで誘い出して健康になる、そういったことが実際にあっているわけです。

調べていただきましたら、なかなか競技者数がわからなかったですけども、地域の老人会の方々、老人クラブの方々もいらっしゃいますので、そういったところに調査なり協力なり依頼して実数を把握しておく必要もあるかと思えますけど、いかがでしょうか。

【峰松長寿社会課長】 グランドゴルフの県内の競技人口はどうかとのお尋ねですが、我々も、県のグランドゴルフの競技連盟に確認をい

たしましたところ、市町ごとの人数は把握していないということでした。

市町ごとの人数が、実際の市町の老人会、もしくは市役所、役場で把握できているのかというところを今、確認をしているところですが、委員がおっしゃいますように、連盟とかクラブとかに入らずに趣味でされている方までいらっしゃるみたいなので、どこまで数を把握できるのかというところ。

我々も、市町と話をしながら調査をしていきたいと思っておりますので、少し時間をいただきまして調査をさせていただきたいと思っております。

【山口(経)委員】老人クラブの結成率もだんだん下がってきております。ですから、高齢者が引きこもりにならないように、いろいろな生きがいを、スポーツに限らず文化活動などでもできるわけですから、そういったことも、ご指導とまではいかないかもしれないですけども、結成率を上げるために知恵を出していただければと思うんです。

健康長寿日本一の中に運動ということを入れていらっしゃるから、高齢者に対する運動、年齢別にいろんな運動があると思うんです。そういったことに対してしっかりと、この運動が健康長寿にはいいかもしれないという形で皆さんに紹介することもやっていくべきだと思うんですけれども、いかがですか。

【峰松長寿社会課長】高齢者につきましては、国も、介護予防という観点もございまして、特に通いの場とか、社会と交流する部分について促進する、そういったところに参加していただくというところを国としても進められていまして、そういったところで運動をしていただくことも重要になってくるというふうに国も見解を

出していますので、我々といたしましても、健康長寿日本一の視点、もしくは介護予防の視点におきまして、高齢者の活動、運動について促進をさせていただきたいと思っております。

【山口(経)委員】生活習慣というのは、なかなか変えられないものでありましてですね。私も一大決心をいたしまして、昨年の秋から食生活の改善とか運動とか、ちょっとずつやっておりますけれども、なかなか続かないものであります。これを県民運動という形で進めていくのに、難しさも多分にあります。ですから、そういった難しさを一回検証なさせて、どう進めていくかということを課内、あるいは全庁的に議論をしていただければと思うんです。

最後に部長の見解をお聞きして終わります。

【中田福祉保健部長】ご指摘ありました健康づくりにつきましては、世代ごとで取り組んでいただく必要があると思っております。

健康づくりの非常に難しい点といたしましては、今回、健診・運動・食事という3つの大きな柱をもとに県民全体への啓発を図っているところですが、では、それを自分のこととしてどういうふうに生活習慣の中に取り入れていくのかと。健康づくりにいいということは皆さんご理解いただけと思うんですけども、では、それを自分のこととして日常生活に取り入れるためには、いま一步どうしていったらいいのかという対策が非常に重要になってくるのではないかと思っております。

そういった点で、今行っている事業につきましても適宜、効果検証をして、皆様方が取り組みやすい、楽しんで取り組んでいただくような対策も重要ではないかと思っております。

また、先ほど高血圧のお話もありました。これは、県全体での県民の傾向としてはそのよう

なデータになっております。

私どもも今、各市町のそれぞれの地域分析を一方では進めておりまして、それぞれの地域ごとの病気の状況とか、それぞれの地域の生活習慣、それぞれ特色があると思いますので、地域の皆様方に納得して健康づくりに取り組んでいただけますよう、それぞれ地域ごとの分析も併せて行いまして、そういったことも市町と連携して、健康づくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】北村委員の関連にもなるんですけども、給食費、副食費の問題です。関係団体とも少しすり合せをしながら臨んでいるし、担当部署も関係団体とやり取りをしていると思うんですけども、まず、そもそも確認として、これまでの議論を確認すると、給食の副食費というのは保護者が払うべきだということ、今までもずっとその方針できていたんですかね。

【濱野こども未来課長】これまでも、基本的には保護者の方に負担をいただくものということで整理がされております。

【前田委員】関係団体からの聞き取りの資料では、現在まで全国どこの市町村でも、国でも、本来副食費は保護者が払うべき費用であるとか、保育料の中に副食費が入っているなどという説明は一切行ってこなかったにもかかわらず、無償化に伴い副食費を保護者負担とする前提として、平成30年11月に初めて、国から今までも保育料の一部として保護者が負担してきた費用だと言い出したというふうに団体の方は主張しているわけですが、これは事実じゃないということですか。

【濱野こども未来課長】私どもは、国からの通知の中で、従前も保育料の中に副食費が含まれ

ていたという説明を受けているんですけども、保育関係団体の方の認識、あるいは保護者の方の認識として、そこが明確にあったのか、あるいは、今回示された4,500円は一つの目安ですけども、そういったものがしっかり認識をされていたかについては、私どもとしては把握はできておりません。

そこは確認はとれていないんですけども、国としての整理は、あくまでも保育料の中に副食費というのは従来から入って入って、それを保護者に負担をしていただいていたという整理をしていると言っております。

【前田委員】極めて大事なことだと思うんです、そこに認識違いがあればですね。そこは、それぞれで受け止め方が違ったということではなくて。

これからどう進むにしても、今後もしかすると、この案件というかこの課題は、引き続き要望があるかもしれないので、そこはうやむやにせずに、どちらが言っているものに県として認識できるかということは確認をしておいてほしいと思います。

その上で、今は金銭の負担の件だけ出ていますが、もう一遍確認しますけれども、県下では徴収するところが7市町で、減免、自治体が持つということですかね、そのあたりをもう一度説明してください。それと、何らかの手立てをするのが7市町と私は記憶していますが、その内容について、少しお知らせをいただきたいと思います。

【濱野こども未来課長】今、21市町の中で国の基準どおりというのが7市町で、免除あるいは減額ということで減免をするところが7市町、残り7市町が検討中という状況です。

先ほどもちょっと答弁いたしましたけれども、

これまで保育料の中の一部に副食費が入っていたという認識は行政側はあるわけですし、それを含めたところで、それぞれ独自に減免をしていましたので、今回の無償化に伴って副食費だけという捉え方ではなくて、3号認定といいまして、0～2歳の保育所に預けていらっしゃる方の360万円以上の部分だけが有償化として残るんですけれども、ここにつきまして国の基準の保育料ではなくて、それは市町独自で減免を考えていらっしゃると思いますので、その一環として、これまでの流れを踏まえて副食費も含めてどういう取扱いをするかというのを考えられていると思います。

【前田委員】 そうしたら、これから各市町の中で検討されると思うんですが、7市町については、国の指針のとおり園と保護者の間でお金のやり取りをしてくださいという話になりますよね。

そうなった時に、金銭的なことは別として、その食事の質の担保について、行政としてチェックとか指導は、これからどうやっていくんですか。

【濱野こども未来課長】 4,500円という目安を国が示しています。今後、徴収の方法が変わり、それぞれ施設の方で金額を定めて利用者、保護者から徴収をするということで、その金額に見合ったものが果たして出されているかどうかについて行政として細かにチェックをするというのは、なかなか厳しいかと思うんですけれども、食というのは保育、教育の中で非常に重要な部分であります。

先週、6月27日木曜日に、副食費の徴収の仕方について具体的な取り扱いというのが、さまざまなお意見がある中で正式に国の方から通知がきまして、その中で私どもも市町にはお知ら

せをしたんですけど、それに関連するご質問なのでご説明をします。

国の通知の中では、「施設が副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまで施設が徴収していた費用と同様に、その用途、額、理由の書面での明示、保護者への説明、同意が必要となる」というふうにされておりますので、施設が保護者との信頼関係の中で、施設側が決めた副食費に対して、これこれこうといったものを提供するという中で、保護者がちゃんと十分なチェック機能といたしましうか、そこをお互い、施設側と話をしながら納得いくものを、質のしっかりしたものを子どもたちに提供していければいいのかなというふうに思います。

【前田委員】 私自身の子どもが、もう保育園とかの未就学ではないので、自分たちも経験がないのでわからないんですけれども、今までは食事の質の担保については、行政として多分、指導とかチェックができていたという理解を私はしているんです。そうじゃなかったら、そうじゃないというふうにご指導いただきたいんですけれども。

その上で、今言われている自治体ごとに格差があるのが望ましいのかということが一つ、基準額として4,500円を示しているけれども、その基準額もあくまで基準であるから、園ごとにその額も多分変わってくるんだと思うんです。なおかつ、今のご説明のように、その内容とか質、徴収する金額の妥当性については、施設側と預ける側の親御さんたちの信頼関係の中できちんとやってくださいということになるんだと思うんです。

そうなった時に、各市であったり県であったりの行政として、格差の是正は置いておいても、少なくとも質の担保については、行政がもっと

積極的に関与すべきだと思うんですが、関与できないですね。

それは、今は各自治体の判断に任せると言っているけれども、その減免とかをする7自治体は、補助、減免をするわけですから、行政としてはそこで関与ができると思うんですよ。でも、国の指示どおりにやる自治体は、全く関与ができない状況が発生するのかなと思って、その違いが果たしていいのかということも私自身は疑問に感じているんです。

併せて、徴収するのは園ですよ。副食費を払えないということで徴収漏れとか滞納があった場合は、これはどんな対応になっていくんですか。

【濱野こども未来課長】 まず1点目の、施設側が、それぞれ決める副食費の金額に見合ったものを提供しているかどうかのチェックについては、従来は保育料の一部に副食費が入っていましたので、市役所の方で保育料として副食費も含めて徴収をしていたんですけど、今回、保育料から外に出されまして、保育料が無償化になると。

だから、今までの主食費と一緒に副食費についても園が徴収をしてくださいとなりますので、私的な契約になっていくので、そこを行政がチェックをするのはなかなか厳しいかなというふうに思います。

それと滞納につきましては、国の説明としては、一定所得水準があるところについての負担なので、低所得者については無償化をしている、公費負担をしているということで、滞納というのはあまり考えていないようなお話でした。

現実、滞納が出た場合にはどう取り扱うかという、それは施設側が徴収するわけですので、施設側にご負担がかかるようになるんですが、

制度としては、皆さんに払われている児童手当の中から、滞納した場合には差し引きすることができるといって制度にもなっておりますので、そういったところも含めて今後検討が必要なのかなというふうに思います。

【前田委員】 スタートする中で、それぞれの自治体の実情を見極める中で、いろんな声が出てくると思いますよ。だって、やり方が全部違うんですから。格差のこともしっかり、私が懸念するようなことも含めて出てくる中で、これは初年度ですからいたし方ないとしても、2年目以降、そういう声に対して、県として市町としてどう対応するかというのは、しっかり見極めをしながら、まずは保育の質を下げないんだということを前提としながら、今後も対応について協議することを要望しておきたいと思います。

さっき、県としては、副食費の補助については各自治体に任せているから、今度の無償化に伴って今まで独自にやっていた市の子育て支援の財源が浮くはずだから、そこを使ってくれとお願いをしていきたいということですが、北村委員も言ったように、今までやっていた中で足らざる部分があったから、各市町も財政が厳しい中で優先順位をつけて、それでもやむなくそこに財源を突っ込んでやっていたことですよ。それはまさしく人の財布であって、浮いたからそこを使ってくれというのは非常に何というか、県としてそういうことが言えるのかなという思いがあってですね。

それだったら、本当に無理してやってきているんだから、まだほかにも使いたいところがあるよというのが各市町の主張だと思うので、それについては、団体の方が要望しているように、そういうことをするのであれば県としてもインセンティブを与えるというか、それに対して応

分の補助制度を、これは給食費だけじゃなくてですね。無償化した上で、まだまだ質を上げたいんだということに対しての県としての対応を、今後検討してほしいということも要望しておきたいと思います。

それと別件で、子どもの生活に関する実態調査ということで、今後の対応について、先ほど所管の中で説明がありました。

来年以降の支援策について、ワーキングチーム等の中で検討していくとご報告がっていますが、もう一つは、制度をなかなか知られていなかったんだということが今回の調査でわかったと。まず、その制度周知を徹底したいというふうな報告があったわけですが、この実態調査のアンケートの結果のどこの部分からそれが出ているんですか。

【今富こども家庭課長】子どもの生活に関する実態調査の本体部分の36ページをお開きください。こちらの問24からが、その対象の案件となっております。こちらで一つひとつ調査しております。

【前田委員】すみません、見落としていました。

その上で、たまたま今ご指示いただいたページのところに出てきている、児童扶養手当と就学援助を知っていますかという話の中で、あまり知らない人はいないのかなと思っていたんですが、児童扶養手当は所管はどこで、就学援助の所管はどこになるんですかね、市町という窓口というのは。

【今富こども家庭課長】児童扶養手当は、こども家庭課が、ひとり親の対策ですので所管になります。就学援助は市町の方がやっておりまして、県でいきますと教育庁が所管になります。

【前田委員】一例を挙げて恐縮なんですけど、この2つだけとっても、市町において多分、担当

の部署が違うと思うんですが、これがワンストップで一本化されている自治体は、21市町の中でどれだけありますか。

【今富こども家庭課長】今、手元に、そこを調査したものはございません。ただ、所管等を考えますと、一緒にやっているところはなかなかないのではないかと考えております。

【前田委員】じゃあ、9月議会というか、次までの中で調べてほしいと思うんですけども。

制度を知らないということよりも、ひとり親の方も多い中で一番よく聞こえてくるのは、児童扶養手当と就学援助手当の窓口が別々になっていて、なおかつ、児童手当が受けられるからといって就学援助が受けられるとは限らない、イコールではないという話と、児童手当は基準額が明記されているけれども、就学援助は子どもの数とかいろんな状況の中でそこが不透明と、2つのことが同時に進んでいかないということが、働いているお母さんたちとかからずっとよく相談があっっていて、これこそまさにですね。制度を周知するよりも、窓口を一本化していくようなことを今後検討すべきだと思うんです。

例えば就学援助一つとっても、決定は4月末から5月というところが多くて、その年度の手前で就学援助の申請をしても、決定は行政の都合で年度が明けて4月末から5月になるので、最初から給食費が免除とならずに、一度納付して、またそれを返すという作業をやっている自治体が結構あるというんですよ。

そういうことを考えた時に、制度の周知もさることながら、そういった申請のワンストップ、一本化ということについて今後早急に検討し、市町と調整する中で、ここを図ってもらうことの方が、より有効だと思うんですけども、その点について、9月議会まででいいので、私が

言っているような状況があるのかどうかということを含めて、検討できるのかできないのか、その辺だけ簡潔に結構なのでご答弁いただきたいと思います。

【今富こども家庭課長】委員ご指摘の件につきましては、市町と一緒につくっております協議会の中でしっかり議論してまいりたいと思います。

【ごう委員長】審査の途中でございますが、ここで一旦、休憩をとらせていただき、3時25分から再開したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 3時 8分 休憩

午後 3時25分 再開

【ごう委員長】委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務に対する質問を行います。

【大久保委員】私も、こども政策局に、長崎県子どもの生活に関する実態調査についてお尋ねをします。

今回こういう調査をされたと報告がありました。目的は貧困対策等推進ということでありませう。

一応確認ですけれども、このデータ、所得階層による世帯数と割合ということで、所得階層を大きく1層と2層に分けてありますけれども、これは、それぞれの家計の世帯の等価可処分所得の、どういう基準というか、最低の半分というところで分けたのか、確認させていただきたいと思います。

【今富こども家庭課長】今回、所得の階層を分けるに当たりまして、貧困線という考え方を採用しております。貧困線は、厚生労働省がOECDの作成基準を用いまして国の調査の中でも使

っているものでございます。

ただ、その中身としましては、国がやっている調査と今回本県が行った調査では、アンケート形式でやっておりますので、精度の差というものがございます。そういった意味で、国の貧困線との比較はなかなか難しいと考えております。

貧困線とはどういうものかといえますと、等価可処分所得ということで、世帯の収入から税金とか社会保険料等を除いた可処分所得、いわゆる手取りの収入を世帯人員の平方根で割りまして、その中央値の半分の額を貧困線と申します。この貧困線よりも上の層にあるか、下の層にあるかということで、今回は1層と2層に分けております。

【大久保委員】ちょうど私も、去年の暮れでしたか、一般質問で、県民の皆さんのそれぞれの世帯というか、家計の状況と子どもの状況のデータが欲しいと言っていましたので、この調査は有益ではなかったのかなと思います。

その上で、子どもの貧困の状況が今どういう傾向にあるのかとか、あるいは県民の皆さんの家計の状況がどうなっているのかということも実は知りたいんですけど、そこはこちらの部署じゃないかもしれませんが、横断的に県庁内でもぜひ協議をしていただいて、そういったデータもわかればお示しいただきたいと思います。そこはいかがですか。

【今富こども家庭課長】当課が行っております調査はあくまでアンケート調査、その中での分析という形ですので、委員ご指摘の部分については、活用できるデータ等がないかを関係部署とも協議しながら検討してまいりたいと思います。

【大久保委員】ぜひ、よろしく願いをいたし

ます。

そのことが長崎県の大きな政策、人口減少とか県民所得、知事が言われている政策に大きく関係をしてくるので、やっぱりきちっとしたデータが必要になるので、そこらあたりもぜひ、こども政策局から全庁的に投げかけていただきたいと思います。

今回の調査報告を見まして私が一番気になるのは、所得階層や家族形態により、例えば「経済的理由による衣食住及び医療に影響が出た経験がある」という割合に非常に差が見られるということです。

1層と2層におきまして、例えば「必要な食料品が買えなかった経験がある」というのが10%近く差があるんです。2層のところがとても高い割合です。それから、医療機関を受診できなかった経験がある割合もまた、1層と2層では10%ぐらい差があるんですね。

こういう傾向、10%も違うって、かなり大きな差かなと思うんですけど、そこらあたりはどのように分析をされているのか、お尋ねしたいと思います。

【今富こども家庭課長】今回の調査におきまして算出されました、いわゆる貧困線につきましては、本県の場合は97.2万円となっております。これは、先ほど申し上げましたとおり単純な比較はなかなかできませんけれども、厚生労働省が発表しております全国の子どもの貧困線122万円と比べると、県民所得と同様に大きく下回っている状況でございます。

現在の暮らしの状況につきましても、本県の子育て世帯全体の約4割の世帯が、「大変苦しい」とか「やや苦しい」と感じておりまして、特に経済的に厳しい世帯に分類されております2層では、その割合が約8割にも上り、家計の状

況としても、「借金をして生活をしている」と「赤字であり貯蓄を取り崩している」を合計しますと、赤字の家計は約6割に達しているという状況でございます。

そういう状況が子どもの生活等にも影響を与えておりまして、衣食住とか医療、生活基盤そのもの、必要な食料品が買えなかった経験があるとか、電気・ガス・水道が止まった経験があるとか、そういった影響を与えていると考えております。

【大久保委員】さらに1層と2層では、本や絵本が買えなかった経験がある割合も10%近い差がありますし、習い事に通わせられなかったとなりますと15%ぐらい差があります。こういったデータが今回はっきり出たので、ぜひ、そこらあたりの対策をですね。

子どもたちは非常に可能性を秘めているわけでありまして、小さい時にいろんなチャンスを与える必要があるのではないかと思った時に、今回出たデータをしっかり分析をして対策を打っていただきたいと思います。

この対策の上で、今後、協議会をとということでもありますけど、どのようなスケジュール感で、どういうふうな対策を打っていく組織をつくられていくのか、お示しいたきたいと思います。

【今富こども家庭課長】今回の調査の結果をどのように施策に反映していくかということで、2つの協議会等を立ち上げております。

1つは、まず庁内においてでございますが、貧困対策としまして、長崎県子どもの貧困対策推進方針という5カ年計画がございまして、今年度見直す年になっておりますので、この計画を見直すことも含めて庁内連携会議を立ち上げております。この庁内連携会議におきましては、計画を見直す部分と、現行の施策におきまして

見直すべきところがないか、見直すものがあれば、速やかに新たな施策につなげていくということで今、検討をしております。

既に5月に1回目の連絡会議を開催し、それぞれの課題ごとにワーキンググループをつくっております。10月初旬まで検討を重ね、それをまた連携会議の中で情報共有し、新たな施策につなげていきたいと考えております。

2つ目の市町との施策の検討につきましては、市町と県子どもの貧困対策推進協議会というものを立ち上げております。既に4月には、今後の進め方とか検討項目について市町と情報を共有して、市町ごとに今回のこの結果のデータをお渡ししておりますので、そのデータに基づいて各市町の方で、課題は何であるとか、どういう施策が必要かということは今、検討してもらっております。その結果を7月の下旬に一度バックをしてもらって情報共有し、その上で再度検討を進めていただいて、10月中旬に第2回の協議会を開催したいと考えております。

その結果をもって、各市町の施策に反映させるとか、また、今回、法令改正がございまして、市町も子どもの貧困対策の推進に関する計画を、努力義務ではありますが策定する必要がありますので、その検討にも活用していただきたいと考えております。

【大久保委員】先ほど言い忘れましたけれども、子どもの虐待と親の家計の相関関係あたりも、世の中の的には、社会的には指摘を受けているケースもありますね。特にネグレクトという保護の怠慢というのはですね。

だから、そういった意味も含めて、今回こういう有益な調査をされましたので、今のスケジュール感でしっかり協議会を立ち上げていただいて、調査から約1年間でそこがしっかりでき

上がるという力強い答弁をいただきましたので、今後の議会の中で私も追って質問をさせていただきたいと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】ギャンブル等依存症対策推進計画を策定されるということでした。本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を新たに作成するとなっておりますけれども、本県の実情について、今現在どういった実情があるとかんでいらっしゃるか、お聞きしたいと思っております。

【桑宮障害福祉課長】平成29年に国が行った調査によりますと、最近1年間にギャンブル依存症状態だったと疑われる人の割合が、全国で約70万人、長崎県の人口に当てはめると男女合わせて7,000人程度いると推計されております。

また、実際に本県の医療機関にギャンブル等依存症で診療を受けた方は、精神病床での入院患者数が平成28年度で16名、外来患者で継続的に治療を受けた方が約30名という結果となっております。

こうした数字を併せて考えますと、医療が必要な方を適切に医療機関につなげていくという課題が一つと、精神疾患としてギャンブル依存症と診断されなくても、日常生活や社会生活においていろんな問題を抱えている方がいらっしゃいますので、その方も含めた総合的な対策が必要ではないかと考えて、今回、ギャンブル等依存症対策の推進計画を策定したいと考えている次第です。

【堤委員】ギャンブル等依存症対策となっております。「等」ということは、ギャンブル以外の依存症も含めて計画をつくるということでしょう

うか。

【桑宮障害福祉課長】ギャンブル等依存症につきましては、「ギャンブル等依存症対策基本法」で「ギャンブル等」という言葉が使われています。この定義につきましては、法律の定めるところにより行われる公営競技、それからぱちんこ屋に係る遊戯、その他の射幸行為というふうに定義をされておりますので、公営競技でありますギャンブル以外にもぱちんこ等を含んでいると理解をしております。

【堤委員】先ほどの答弁で、国の調査では全国で70万人ほどいらっちゃって、そうすると県では男女合わせて7,000人程度と推計をされるというお話でした。

また、入院された方16名、外来で30名程度いらっちゃったということで、なかなか実態がつかめていないのではないかなと思ったり、ぱちんこなどは身近にありますから、そういうことを考えますと、ギャンブル依存症の人は、数字にあらわれているというか推計される以上に、もっとたくさんいるのではないかなと思っています。こういう計画は必要なものだと思いますし、今までこういうことがされていなかったのであれば、もっと早めに取り組むべきことだったのではないかなと思っています。

それで、今年の4月に策定された基本計画を踏まえて、長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会等で意見を聞いていくということですが、この専門部会のメンバー構成はどうなるのでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】長崎県依存症対策ネットワーク協議会の依存症部会のメンバーについては、今、人選を進めているところであります。

メンバーとしましては医療機関、精神科病院とか大学の医療関係者、教育関係者、それと当

事者団体に参加していただく。あとは、ギャンブルに係る事業者の方に現在のネットワーク協議会のメンバーにも入っていただいておりますので、そういった事業者にもお声かけをして議論を進めていきたいというふうに考えております。

【堤委員】現在、ネットワーク協議会のメンバーには、事業者としてはどういった方が入っていらっしゃるんですか。

【桑宮障害福祉課長】ネットワーク協議会のメンバーとしましては、ギャンブル関係でいいますと、長崎県遊技業協同組合と佐世保市の競輪事務所、大村市の競艇局、あとはウインズ佐世保さんにもオブザーバーとして参加をいただいている状況です。

【堤委員】今、人選中であるけれども、医療機関や大学、教育機関、また当事者の団体も含めて専門部会を組織するということです。

当事者の団体は、もう大体考えていらっしゃるのか。依存症の当事者の団体というのは、県内に幾つぐらいあるのでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】依存症の当事者の団体につきましては、幾つかございます。全国的な団体でもあります「ギャンブル依存症問題を考える会」とか、「ギャンブラーズ・アノニマス」といまして匿名で自助活動をやられるGAさん。それから、長崎ダルクさんという依存症を全般的に支援なさっている団体もございます。グラフ長崎というギャンブル依存症に係る回復を支援する施設等ございます。

こういった当事者の団体とか支援者の団体ですね、正確に申し上げますと。そういった団体に、この依存症ネットワーク協議会に関わりをしていただいているところであります。

【堤委員】本当にギャンブル依存症というのは、本人もものすごく苦しみを味わいながら、なか

なか依存症から抜け出せないというのがありますし、周りのご家族の方も大変苦しめられたり、家庭が崩壊したりとか、そういういろいろな問題を含みますので、ぜひ実効性のある計画がつくれるように取り組んでいただきたいと思います。

それから、旧優生保護法の一時的受付けのことです。法律ができて、一時金が支給されることになりましたけれども、相談件数は6月10日現在で12件で、実際に請求されたのは4件となっています。

この相談件数12件のうち4件が請求に至ったということですが、12件の相談の中身はどういったものだったのか、4件から外れた8件についてはその後どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

【今富こども家庭課長】 相談がございました12件のうち、4件が申請までつながったという状況でございます。この12件というのは延べの相談件数になります。申請があった4件の方が7回相談をしてきておりますので、12件のうち7件が申請につながった方で、残りの5件が申請まで至っていない方の分です。

内容としましては、その方の状況などを話し、これが該当するのとかかという質問であり、幾つかは該当しない状況ですとご説明したり、もしくは申請につながるような相談もございました。そういう状況でございます。

【堤委員】 実際に長崎県内で、該当すると記録などに残っている方の数はどのくらいあるんでしょうか。

【今富こども家庭課長】 実際に手術したという記録が残っている件数が51件でございます。

【堤委員】 そうしますと、記録に残っていない対象者もあるかもしれないということですか。

【今富こども家庭課長】 実際、記録が残っているのが51件でございます。それは限られた期間のものが残っているという状況でございますので、それ以外の方も当然いらっしゃると思っております。

実際、今、申請があっている方には、そういう書類が残っていない方も含まれております。そういう状況でございます。

【堤委員】 記録が残っていないけれども相談があった方については、やはり記録を重視されるんですか。それとも、ご本人からの、ご家族からの申し出によって申請に進んでいくものでしょうか。

【今富こども家庭課長】 今回の申請及び認定につきましては、記録が絶対に残っていないとだめということは全然ございませんで、手術を受けたことがある場合には、国の審査会での審査なしに認定がされる案件になります。

ですから、書類が残っていないものについては、当時の様子とか、どこで手術を受けたとか、そういうことを申請書の中に記載していただいて、また、できればですけれども、医師にいわゆる手術の跡などを診ていただいて診断書を添付すると、こういうものを含めて総合的に国の審査会の中で判断して認定をしていくと、そういう手続になっております。

【堤委員】 記録が残っている51件の中に、ご本人がそれを把握していらっしゃるということもあるかと思えます。それから、家族も本人も、相談とか請求をするのが難しいという状況があるかと思えます。プライバシーの問題もありますので慎重にしていかなければいけないと思いますが、なかなか申請請求に至らない方に対して勧める手立てとかなんとかというのは難しいかと思えますが、どんなふう考えてい

らっしゃるのかお聞きしたいと思います。

【今富こども家庭課長】手術の記録の書類がある51名の方に対して、例えば直接連絡をとるなど、そういう手段はどうかというお尋ねだと思います。

その件については国から通知がきておりまして、個々人の置かれている状況はさまざまで、例えば、家族には一切伝えていない場合や、当時のことを思い出したくない場合も想定されることから、個別に通知することは慎重に考えるべきというような内容の通知が出されております。

県としましては、そういった国の考え方等も踏まえながら、通知等については慎重に対応していきたいと考えております。

【堤委員】本当に慎重に扱わなければいけませんけれども、受けられるのに、そこは難しいんですけど、何かいい方策、手だてがありましたら進めていただきたいと思います。他県の状況なども聞き合わせて取り組んでいただきたいと思っています。

最後に、先ほどから出ている子どもの貧困の調査ですけれども、就学援助費や貸付制度などの支援制度について、利用可能であるのに利用まで至っていない世帯があって、それを全く知らない世帯が存在する可能性が考えられるとあります。確かにこれは存在していると思います。

全く知らないところには、周知をもっとしっかりしていく必要があると思うんですが、制度を知っているのに利用しない世帯が、また別に存在をしていると思うんです。そういう世帯について、なぜ知っていて利用しないのか、そのところをどういうふうに捉えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

【今富こども家庭課長】今の件につきましては

先ほど前田委員からも少しご指摘がありましたが、制度として存在は知っているんだけど、自分に当てはめた時にそれが該当するか、そういう詳しいところまで情報がいていない、そういう課題があるものと認識しております。

そういった状況の中で、今回、関係課と、そういった課題にどのように対応していけばいいのか、周知の方法、窓口の対応も含めて検討をしていきたいと考えております。

【堤委員】該当するかどうかというところが、詳しくそこまで情報が伝わっていないという問題もあるかと思えますけれども、それと別に、そういう援助を受けることに対して後ろめたい気持ちを持っていたり、あるいは、親御さんの中には、そういう手続をするのに。

先ほど、一本化とか、もっと簡略化する必要があるのではないかというお話がありましたけれども、確かに面倒な手続、書類を用意したりということは非常にハードルが高くて、なかなか申請にまでいかない家庭もあるように私は思っています。だから、そういうところの支援とかですね。必要な支援はちゃんと受けて、そこはちょっと難しいのかもしれませんが、周りに対する啓発といえますか。

子どもの貧困をなくして、子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況によってその後の未来が左右されることがないように、可能性を広げていけるように、必要な手立て、周りに対する啓発、そして、支援が必要な人に対する手続上のサポートなども力を入れていただきたいと思っています。

【山本(啓)委員】ほかの委員が質問されていますので、今の子どもの生活に関する実態調査について少しだけ、できれば局長にお答えをいただければと思うんですけれども。

今、いろんなところで事件が起きている、子ども痛ましい事件が起きていますね。それは、現場が家庭内であったり、いろんなところであったり、関係者が家族だったり。

先ほど、大久保委員からも指摘がありましたけれども、今回の調査が、そういったものに対するアプローチの切り口にもなっていると、私もそう思うんです。

家庭というのは、家族を守るというところで非常に強いものがあるんですけども、今のそういった事件を見ると、社会から家庭を見えにくくするのも家庭のくくりであったり家族であったりと、そういうふうな観点が大分浮き彫りになってきているのかなと。

この調査をすることによって、関わりを持つことで、今後、県がそういった計画を見直していく、そして各市町が同じように計画をつくっていく。そうすることで一定、行政がそれぞれの家庭の状況に目を向けるという流れになるかと思うんです。しかし、今のイメージすると、そこまでのような気がするんですよね。

そこから先、どう対策を打つかというところに入ると、得られた情報だけで止まってしまって、それに対する対策だけを講じていくと。今の既存の制度をどう拡充していくか、または新しい制度の対象範囲を広げていたり狭めていたり、そういったものに終始していくような気がするんですよ。

今回のこの調査が、先ほどの指摘のような切り口、要するに子どもたちを守るんだと、子どもたちの人生を守るんだというしっかりとした理念を持ってやられているところを、長崎県としての考えというか認識を少し答弁いただきたいと思います。

【園田こども政策局長】なかなか難しいご質問

ですけれども、子どもの貧困に関する今回の調査については、その目的等々は、今までお知らせしたとおりなんです。ただ、實際上、そういういろんな困難を、問題を抱えている子どもさんとか、その家庭が、それを原因として、またいろんな困難につながっていくということは、おっしゃるとおりあるんだと思っています。

我々は、最終的には子どもの健やかな成長、育むための施策を打っていく部局でございますので、いろんな関連は当然考えながらも、今回の貧困調査につきましても、そういう視点も含めて直接的に貧困対策推進方針でうたうものは、全部が全部そこに盛り込める話ではございませんけれども、今回のこういう調査で明らかになった部分で、先ほど言った例えば虐待予防の計画でもありますけれども、そういうことに活かせる部分は当然活かしてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】まさしく今おっしゃったように、情報というのは、共有していく過程においてそれをどう活用していくか、情報をとったセクションが、それ以外の人たちにどのように発信していくかによって変わってくると思うんですよ。

今回は、この調査の中に理念が、県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握して云々かんぬんと書いています。それに基づいたものであろうかと思いますが、担当の責任者である局長の中に、それ以外にも大きくながっていく、その一つだよという認識があるのであれば、県庁内の、教育を主体としてもそうでしょうけれども、子育ての環境を中心にする局を中心にして横断的に、これらの情報についての活用と共有のあり方については、こういった切り口もあるんだと、しっかりとこれらを今

後のものに活かしていこうと、そういうアナウンスもしっかり含んで市町との共有をしていくべきだというふうに思うんです。もう一回、お願いします。

【園田こども政策局長】委員が今おっしゃいました視点は本当に大切なことでございまして、先ほど課長からも説明しましたように、子どもの貧困の状況というのは、いろんなところに影響を及ぼす大変重要な問題だと思っています。そのために今回、庁内の連携協議会もやりますし、ワーキンググループもやって、しっかりと庁内連携も図るとともに、市町とも連携をとって施策を進めてまいりたいと思っております。

【山本(啓)委員】そこで、大きなところが確認できた上で、最後に一つだけ課長に質問したいんです。

さっきも少し申し上げましたが、この調査結果は、既存の制度や事業に対する、何とゆうんですかね、度合いというか基準というか、または対象の範囲とかといったものに影響するものなのかどうか、その部分について明確にいただきたいと思えます。

【今富こども家庭課長】現行の計画は、先ほどご説明しましたとおり今年度に終期を迎えるので、見直しで新たな計画は策定します。一方で新たな計画においても、今実施している事業は、引き続き実施していくものは当然多いものと考えており、今回、ワーキンググループ等においても、今の事業、今の制度が本当にそういう支援を必要な方々に届いているのか、そういう視点の中で、もう一度そこをしっかりと、全ての事業について、確認し、検討を行っているところです。

今の事業の見直し等を含めて、支援が必要な子どもたちにしっかりと届くような仕組みにし

ていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】ぜひ、今調べた結果を現在の立ち位置に照らしていただいて、新しい形が生まれるのであれば、既存のものにとられることなく進めていただきたいと。

もう一つは、先ほどのアンケート、貧困の話があるので、可処分所得とか所得の階層で分けていくことは一つの方法として、その枠組みは否定するものではないんですけれども、しかしながら、アンケートの結果と所得にそこまで関連性があるのかなと、所得の多寡によってアンケートの結果が影響しているかと。今回は貧困のあれですが、その辺は少し落ち着いて分析する必要があるのかなということの一つ指摘しておきます。

もう1点ですけれども、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について、こども医療福祉センターの地域への機能移行と効率的な運営についてということで説明をいただいております。

結論から申し上げます、本県のように非常に地域間が隔絶された特異な地形を持っている部分においては、人材の共有は非常に厳しいです。または、そういった必要なサービスを他市町と連携をしていく、共有していくことは厳しいです。離島・半島が多いですから。

その中で、この取組について、もう少し深い説明をいただきたいと思えます。

【桑宮障害福祉課長】部長説明にあります行財政改革推進プランに基づく取組の中のこども医療福祉センターの地域への機能移行は、地域の療育体制の機能強化と分担を図るために、児童発達支援センターという地域の中核的な療育の機関、自らが児童発達支援を行いながら地域の中の事業所とか保育所の支援を行っていく機能

を持った児童発達支援センターを、今後、各地域に設置をしていただいて、こども医療福祉センターは児童発達支援センターを支援する機関という位置づけを進めていきまして、機能の強化と分担を図るところでございます。

現在の設置状況につきましては、県内で13カ所設置されております。委員のお話にもありましたように、離島地区にはまだ児童発達支援センターが設置されておられませんので、今後、離島地区におけるセンターの設置が課題となってくるというふうに認識しております。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。その上で私の地元の話をするんですけども、彦岐市において、こどもセンターという名称で、発達障害や療育の機能を担っている機関がございます。先日からご相談申し上げておりますけれども、要するに結論は、人が足りない。

なかなか市町では賄いきれないものを、利用者は、情報が発達していますからご存じなんです。発達障害ともしっかりと早くにわかればよかった。今はわかるんだから、わかる場面が欲しい。子どもたちが多く集まる広場ですか、ああいうものがある時に、自分の子どもはほかの子どもとちょっと反応が違うようだと気づく場所が欲しい。そして相談する場所が欲しい。そういった人とか、スキルとか、空間とかといったものの必要性が、離島や半島に住むお母さん方やお父さん方も十分わかっているんです。だから行政に求めるんです。

行政は、一度、その求めに応じて対応する。そうすると継続性が求められる。しかし、そこにはやはり人材も、財政的なものも、またスキルも、そして空間もなかなかないと。そういった部分をそれぞれの市町が担うのは、非常に厳しいものがあるんじゃないのかなと。

もちろん必要な空間や設備は市町がやっても、人材はなかなか厳しいものがあると。それが、先ほど冒頭に申し上げた結論なんですけれども、いま一度こういった分野においてしっかりと。

例えば子育て環境の充実や人口減少対策、そういったものをうたいながら、本県はそれぞれの市町において取組を支援していくと最後には書いていますね。技術支援や助成を行うことにより地域の療育体制の機能強化を図ってまいります。機能強化イコール、人や空間のしっかりとした設備だと私は思うんですけども、その部分について県がまだできることがあるんじゃないか、むしろ県が行うべきであろうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【桑宮障害福祉課長】 委員のお話にありました彦岐市の取組の話は、委員からもお伺いしましたし、彦岐市にも確認をさせていただいて、非常にご苦労なさっているという話は私どもも聞いています。

県の支援としましては、委員がおっしゃる空間の支援としまして、児童発達支援センターを施設整備する場合の補助金がございますし、人材育成あるいは人材的な支援の面で、現在行っていることとしましては巡回療育相談とか、地域の療育担当者を対象としました研修があります。これは、お伺いしてやる場合と、諫早のこども医療福祉センターで実際の療育の場面を見ていただきながらスキルを高めていただくといった研修があり、どういうスキルを身につけたいかということも意見交換しながら研修の組み立てをしているところでございます。

委員のご意見にもあります、そこをどこまでやっていくかというのは、県の方も、人的にも財源的にも限られた資源でございますし、

地域のご意向も、地域の自立支援協議会で障害児・者の支援といったところの話し合いもなされておりますので、そういった地域の議論の状況も踏まえながら、あとは吉崎市の方ともう少し密に、どういったところをさらに考えておられるか、どういった支援が必要かと意見交換をする必要があるのかなというふうに考えております。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。ぜひですね。

もちろん21市町それぞれが同じ課題を抱えている本県でございますので、自らが立つという立場で行っていることは前提です。しかし、それに輪をかけてぜひ、人材の共有やスキルの研修を。

巡回は年に何回あるんですか。そういった部分の長崎県としての取組を今、求めているんですけれども、何回ありますか。

【桑宮障害福祉課長】巡回療育相談につきましては、平成30年度は県全体で21回、延べ50日実施しております。相談述べ件数につきましては258件となっております。

【山本(啓)委員】それが吉岐に何回来たのかというところだと思います。

それで、中・長期的には、そういったスキルを持った人材を育成していくことは本県として取り組むべきだと思います。それは、造船業が盛んであったから重工業のスキルを持った高校生をといた分野と同じだと思うんですね。本県に必要な人材をしっかりとつくっていくと。

短期的には、潜在的にそういったスキルをお持ちの引退をされた方々とか、さらには共有していくこととか、そういった部分をしっかりと果たしていく必要があるかと思っておりますので、引き続き。

要するにお父さん、お母さん方が子育てで何を求めているかと、そこに施策を打ち込むというシンプルな話であれば、そういったところが私どもの地域では求められているということをお聞きして、質問で申し上げましたので、部長、大きくうなずかれていますけど、最後にまとめていただければ終わりますが。

【中田福祉保健部長】今、ご指摘いただいておりますこども医療福祉センターにおきまして、特に発達障害を例にとりますと、診断ができる医師が県内で不足している状況もあり、県としても体制支援を考えていかなければならないというふうに認識しています。

私も、こども医療福祉センターのあり方そのものも含め、先ほどご指摘がありましたように県内全域に継続的に事業をやっていかなきゃいけないという観点から、できる限りの仕組みを考えていきたいと思っています。

例えば、私がセンター長からいろいろとヒアリングする中では、最初に見極める、診断をするのは高度な技術が必要なんですけれども、そこでしっかり診れば、あとは地域の医療関係者にきちんと診てもらえるような体制を考えられるのではないかと、いろいろなアイデアもいただいておりますので、何とか今ある資源を有効活用しながら対策できるようなことも考えていきたいというふうに思っております。

【ごう委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村委員】すみません、2巡目ですけど、1点だけ。

血液事業についてお伺いをいたします。

昨今、池江璃花子さん等の報道で、骨髄ドナーの登録とかがかなり伸びているのではないかなというふうなお話も聞きます。また、その推進協会の方々から、手続をする人間が足りなくな

っているという話を聞いたりするんですけども、献血等ドナー登録の状況、そして、非血縁者間の移植の数等々が今、お手持ちでわかればお答えください。

【本多薬務行政室長】委員お尋ねの件ですけども、長崎県の登録者数は、5月末の数字で7,446人でございます。

池江璃花子さんの病気の発表があってから増えたかどうかという点では、その前の4月の段階、3月の段階と比較していませんので、伸びたかどうかというのはちょっとわからないところですけども、現時点としては7,446人が登録しています。

6月に、青年会議所のご協力をいただきまして、九州大会がございましたので、その場で登録会を開くなどして、登録者数を増やすような取組をしていただいている現状でございます。

非血縁間の実績ということですけども、すみません、ちょっと休憩をお願いします。

【ごう委員長】 暫時休憩します。

午後 4時12分 休憩

午後 4時13分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開します。

【本多薬務行政室長】 申し訳ありません。後ほど資料を提供させていただきたいと思います。

【北村委員】 ありがとうございます。ぜひ。

私、この事業をずっと追いかけていまして、これは要望とか提案になってしまうんですが、ドナー登録の推進について、自治体が支援事業をやっております。大村、佐世保がやっている。これを広げていくことが、白血病でお悩みの方、苦しんでいる方を救うことにつながるんだというようなことを思いながらやっているわけですが。

国内では埼玉県が、各自治体にインセンティブを出して、全ての市町村に支援制度をやっていますので、長崎県としてもですね。

実績がなかなか上がっていかないというようなお話もあるんですけども、費用対効果と数字を追いかける政策と、メッセージを県民に発する政策と、私は別に考えるべきだと思っていて、これは、人のために何かをしたいというようなことを長崎県は応援しますよという政策、メッセージ性の高い政策につながっていくのではないかなと思っているところでありまして、ぜひ、今後ともご検討いただければと要望しておきます。

【ごう委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 質問もないようですので、議案外所管事項に対する質問を終了いたします。

次に、自由民主党・県会議及び自由民主党より、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（文案配付）

【ごう委員長】 前田委員から、意見書提出についての提案趣旨説明等をお願いいたします。

【前田委員】 お時間をとっていただきまして、ありがとうございます。

午前中に行われた陳情審査の際に、精神障害者の交通運賃割引を求める意見書を県として国に対して提出してほしいという陳情に賛同する立場で、意見書案を両会派から出させていただきました。

中身については、採択のお願いの中にあらずとあり、障害者の権利に関する条約の締結国となって、平成28年4月から障害を理由とする

差別の解消推進に関する法律が施行されたこと、日本国憲法第14条で法の下での平等がうたわれている中で、国連の障害者権利条約第4条は、障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、または廃止するための全ての適当な措置をとること。この条約と両立しないいかなる行為、または慣行も差し控えることを明文化していることをうたわせていただいております。

そして、陳情の際にも申し上げましたが、こういう趣旨の内容の意見書が既に全国で33件提出されておりますので、本県におきましても、この内容の意見書の提出を提案するところであります。よろしくお願いいたします。

【ごう委員長】ただいま前田委員から説明がありました、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書案について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、しばらく休憩いたします。

午後 4時17分 休憩

午後 4時17分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

意見書の提出について、採決を行います
本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任を願います。

それでは、福祉保健部・こども政策局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時18分 休憩

午後 4時18分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

この後、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。
理事者の皆様、お疲れさまでした。

午後 4時19分 休憩

午後 4時20分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

本定例会で審査いたしました内容について、7月8日月曜日の予算決算委員会における文教厚生分科会長報告及び7月10日水曜日の本会議における文教厚生委員長報告の内容について、協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 4時21分 休憩

午後 4時21分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

文教厚生分科会長報告及び文教厚生委員長報告については、協議会における委員の皆様の意見を踏まえ、報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩をいたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時22分 再開

【ごう委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【ごう委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時23分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年7月1日

文教厚生委員会委員長 　　ごう　まなみ

議長　　瀬川　光之　　様

記

1 議 案

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 |
|------------|--|------|
| 第 80 号 議 案 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第 81 号 議 案 | 会計年度任用職員の報酬等に関する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第 84 号 議 案 | 長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 95 号 議 案 | 財産の処分について | 原案可決 |

計　　4 件（原案可決　4 件）

委員長（分科会長） ごう まなみ

副委員長（副会長） 中村 一三

署名委員 山本 由夫

署名委員 堤 典子

書記 佐原 昌子

書記 菅 達郎

速記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和元年6月定例県議会
予 算 決 算 委 員 会
文教厚生分科会関係説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、
報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」
のうち関係部分
であります。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することをあらかじめご了承いただいております平成30年度予算の補正を、3月29日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

総務部所管の補正予算額は、

歳入予算は、

| | | |
|-------|------|-----|
| 国庫支出金 | 417万 | 円の増 |
| 合 計 | 417万 | 円の増 |

であります。

この歳入予算の内容は、

| | | |
|------------|------|-------|
| 私立学校振興費補助金 | 460万 | 3千円の増 |
| 教育総務費委託金 | 43万 | 3千円の減 |

であります。

歳出予算は、

| | | | |
|---------|----|--------|-------|
| 大 学 費 | 1億 | 47万 | 9千円の減 |
| 私立学校振興費 | | 5,284万 | 9千円の減 |
| 合 計 | 1億 | 5,332万 | 8千円の減 |

であります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

大学費の減額の主なものは、

県立大学佐世保校建設整備事業費 9, 8 9 4 万 6 千円の減
であります。

私立学校振興費の減額の主なものは、

高等学校私立学校助成費 3, 9 4 3 万 9 千円の減
であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総務部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(私立高校の就職状況について)

私立高校における今春卒業生の就職率は、平成31年3月末現在で96.1%と前年度と比べ1.2ポイントの減となっており、就職した生徒の中での県内就職者の割合は67.5%と前年度比1.7ポイントの減となっております。

県内就職割合が減少した要因としては、都市部における人手不足感が顕著であるため、工業科において県外から条件の良い求人が増加してきていることや、県内に就職する生徒の割合が高い普通科で就職希望者が減少したことなどが考えられます。

県といたしましては、今年度からの新たな取組として県幹部職員による高校3年生に対する講演等を行い、多くの若者に地元長崎の魅力や暮らしやすさを知っていただけるよう情報発信に努めるとともに、各学校の進路指導担当教員や県内就職推進員と、連携をより一層深め、県内企業へのインターンシップや県内企業説明会・見学会等、県内企業の情報を生徒や保護者に知ってもらう機会を増やすなど、県内就職の促進に取り組んでまいります。

(県立大学の就職状況について)

県立大学における今春卒業生の就職率は、平成31年4月末現在で99.2%と前年度と比べ1.2ポイントの増となっており、学部別では、経済学部が99.5%で1.8ポイントの増、国際情報学部が97.8%で0.1ポイントの増、看護栄養学部は前年度と同じく100%となっております。

また、就職者のうち県内就職者の割合は34.4%で、前年度比0.2ポイントの減となっております。

県立大学においては、就職ガイダンスによる基本的な知識の習得、就職課での進路相談や学内業界セミナーの開催など、学生へのきめ細かな就職支援を実施しております。

また、県内就職率の向上に向け、学長、副学長、学部長等をメンバーとする「県内就職プロジェクトチーム」を設置し、学生の県内定着の推進に取り組んでいるところでもあります。

具体的には、県内企業を直接訪問する「企業見学会」や企業担当者と学生が意見交換をするセミナーの開催など、学生に県内企業の業務や働き方などを知ってもらうための取組を行っております。

さらに、県内の経営者等が日常の企業活動を踏まえ、働く意味、経営の理念、企業の戦略などについて具体的事例を挙げながら講義を行うリレー式講座や県内企業での長期インターンシップなどの実践的な教育を通じて、県内企業を理解するとともに、地元産業界から求められる人材の育成を図ることとしております。

県立大学においては、引き続き、産業労働部の取組や長崎大学を中心とするCOCプラス事業とも連携しながら、求人支援サイトを活用した県内企業情報の提供や、県内企業との交流会や見学会への参加を促進するなど、県内就職率の向上に取り組んでまいります。

(体罰に係る実態調査について)

体罰の実態を把握し、その根絶を図るため、平成30年度における私立学校の教職員、児童・生徒及び保護者を対象に調査を実施いたしました。その調査結果では、体罰と認知された件数は9件で前年度より5件減少、体罰を行った教員数は9人で前年度より5人の減少、体罰を受けた児童・生徒数は9人で前年度より11人減少しております。

県といたしましては、平成29年度に体罰が発生した学校の教頭・副校長に対する聴き取り調査を行い、再発防止策を確認し、確実に実施されるよう指導するとともに、さらなる研修の依頼等、体罰防止の徹底を図ってきたところですが、依然として私立学校における教職員の体罰に対する認識が不十分であるということを示すものとして

重く受け止めております。今後とも、体罰根絶に向け、校長会・教頭会や各種研修会等のあらゆる機会を捉え、私立学校教職員の体罰防止に係る意識の徹底を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

(追加1)

総務部

【文教厚生委員会関係議案説明資料（総務部） 3頁3行目の次に、次のように挿入する】

（長崎県立大学の大学院再編について）

大学を設置・運営する長崎県公立大学法人は、平成28年4月に再編を行った新学部の教育研究を基礎とした新たな大学院を令和2年4月に開設するため検討を進めておりましたが、去る4月23日に学校教育法第4条の規定に基づき、文部科学大臣へ大学院再編の届出書の提出を行い、正式に受理される見通しとなりましたことをご報告申し上げます。

新たな大学院では、既存の3研究科を1研究科3専攻に再編し、研究科共通科目を配置し各専攻の学生が互いに学ぶことで、専門知識の修得に加え、地域社会の複雑かつ困難な諸問題に取り組むうえで必要な俯瞰的かつ多面的な視点を持ち、領域横断的な専門応用能力を備えた人材を養成することとしております。

今回の大学院再編により、学部・大学院での教育を通じて、地域社会が抱える問題を把握し地域創生を担う人材の育成など、これまで以上に県民が求める大学になることを期待しております。

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第7号)」

のうち関係部分

であります。

先の2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、「平成30年度長崎県一般会計補正予算」について、平成31年3月29日付けで知事専決処分いたしましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では、

| | | | |
|----------|---------|---------|-------|
| 使用料及び手数料 | | 2, 223万 | 1千円の減 |
| 国庫支出金 | 1億 | 5, 961万 | 円の減 |
| 財産収入 | | 420万 | 3千円の増 |
| 寄附金 | | 5万 | 円の増 |
| 繰入金 | | 445万 | 8千円の減 |
| 諸収入 | 4, 962万 | | 9千円の減 |
| 合計 | 2億 | 3, 167万 | 5千円の減 |

歳出予算では、

| | | | |
|-------|----|---------|-------|
| 児童福祉費 | | 19万 | 4千円の減 |
| 教育総務費 | 8億 | 1, 825万 | 9千円の減 |
| 小学校費 | 1億 | 332万 | 6千円の減 |
| 中学校費 | | 4, 525万 | 2千円の減 |
| 高等学校費 | 1億 | 9, 641万 | 2千円の減 |

| | |
|------------|------------------|
| 特別支援学校費 | 3億 7,555万 1千円の減 |
| 社会教育費 | 1億 3,008万 円の減 |
| 保健体育費 | 6,730万 3千円の減 |
| 県有施設等災害復旧費 | 3,000万 円の減 |
| 合 計 | 17億 6,637万 7千円の減 |

であります。

歳入予算の主なものは、

| | |
|---------------------|--------------|
| 特別支援学校施設整備費補助金 | 6,242万 9千円の減 |
| 日本スポーツ振興センター災害共済給付金 | 3,591万 8千円の減 |

歳出予算の主なものは、

市町村立学校県費負担教職員、県立学校教職員及び教育委員会事務局職員の

| | |
|------|-----------------|
| 退職手当 | 6億 1,633万 3千円の減 |
| 給与費 | 1億 5,036万 円の減 |

県立高等学校及び特別支援学校の

| | |
|-------|-----------------|
| 施設整備費 | 3億 8,012万 1千円の減 |
|-------|-----------------|

であります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第80号議案 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例」のうち関係部分

第81号議案 「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」のうち関係部分

第95号議案 「財産の処分について」

であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第80号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」及び第81号議案「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」は、地方公務員法及び地方自治法が改正され、地方公務員の特別職非常勤職員及び臨時的任用職員に係る任用要件が厳格化されるとともに、現行の臨時・非常勤職員について、適正な任用・勤務条件を確保するために、一般職の非常勤職員とする会計年度任用職員制度が新設されることから、会計年度任用職員の勤務条件や期末手当などの報酬に関する事項を条例で定めようとするものであります。

第95号議案「財産の処分について」は、旧県立ろう学校跡地を大村市が計画する新幹線新大村駅（仮称）周辺整備事業用地とするために同市へ売払うことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(障害者雇用について)

障害者の雇用を促進するため、今年度の障害者を対象とした採用選考試験の内容を見直すとともに、障害のある方にとって働きやすい職場としていくための環境整備を進めているところであります。

その取組の一つとして、障害のある職員等からの相談窓口を設けるとともに、知的障害のある方が県庁で働く経験を通じてスキルアップを図り、民間企業などへステップアップする場として「ワークサポートオフィス」を設置しました。現在、非常勤職員として採用した5名の方が、業務に従事しております。

また同様に、特別支援学校2校に「ワークサポートグループ」を設置しており、非常勤職員として3名を採用したところです。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

(県立学校の耐震化について)

県立学校の耐震化については、全ての学校において建物の耐震化対策を完了したとしておりましたが、今般、諫早特別支援学校の改修工事の設計を行う中で、一棟の校舎が耐震基準を満たしていないことが判明いたしました。同校舎は、設計終了後、今年度末から改修工事に着手し、長寿命化・耐震化を図る予定です。

また、児童生徒につきましては、現在新築工事を行っている校舎が来年1月には完成する予定であり、工事完了後、速やかに新しい校舎に移動することとしております。

なお、他の県立学校においては、全ての建物で耐震基準を満たしていることを改めて確認しております。

(全国及び県学力調査について)

本年度の全国学力・学習状況調査につきましては、去る4月18日に、国語と算数・数学、英語の3教科が実施され、県内全ての公立小学校6年生・中学校3年生が参加

いたしました。

また、本県独自の県学力調査につきましては、同日、小学校5年生と中学校2年生を対象として、これまでの国語と算数・数学の2教科の実施に加え、新たに小学校6年生を対象に理科の調査を実施いたしました。

県教育委員会としましては、学習指導要領が目指している資質・能力を子どもたちがどの程度身につけているのかを見とる検証軸として、これらの学力調査を重視しております。それぞれの学力調査で得られた本県児童生徒の課題を分析し、その改善策について、学校訪問や研修等を通して教職員へ具体的に伝えるとともに、学力向上に向けた市町の取組を支援するなど、今後も学力向上対策を力強く推進してまいります。

(教科書採択について)

小学校では来年度から新学習指導要領が全面実施されることに伴い、新たに文部科学省の検定を経た教科書を使用することとなります。

そこで、県内12の採択地区において、新たに教科化された外国語をはじめ、小学校で使用するすべての教科の教科書を採択することとなります。

県教育委員会としましては、市町教育委員会が実施する採択業務への指導、助言等を行うとともに、採択の公正確保についても引き続き指導を徹底してまいります。

(教職員の体罰について)

県教育委員会では、体罰の根絶を最重要課題の一つと位置付け、平成24年度から毎年教職員及び児童生徒・保護者に対して体罰の実態調査を実施しております。

平成30年度の調査結果では、体罰件数が38件、体罰を受けた児童生徒は74人で、前年度と比較し、件数で6件、児童生徒数で36人増加しました。件数の増加は、生徒の反抗的な態度や、やる気のない態度に冷静さを失い体罰に及んでしまうなど、体罰によらない指導の未熟な教員がまだ一部にいたためであります。また、体罰を受

けた児童生徒数が大きく増加した理由は、生活指導や部活動指導の場面で1人の教諭が10名程度の児童生徒に対し、頭部を叩くなどの行為に及んだ案件が複数あることによるものです。児童生徒の心の耐性や精神状態によっては、このような行為により、心に深刻な影響を与え、大きな傷を負わせてしまう事案であり、児童生徒にとって最も安全であるべき学校でこのような体罰が発生したことを大変重く受け止めております。

県教育委員会としましては、体罰根絶に向け、平成29年度から体罰によらない指導について、全ての教員が目標を設定し、校長面談において成果を確認する取組や、体罰で指導を受けた教員に対してアンガーマネジメント研修を義務付けるなどの取組を行っています。

今後も引き続き、各種研修会等のあらゆる機会を捉えて体罰根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、体罰を許さない環境づくりを目指し、教職員の意識改革を進めてまいります。

(令和2年度長崎県公立学校教員採用選考試験について)

教員の採用については、勤務成績の優秀な臨時的任用等教員及び国公立学校本務教員に対する第1次試験の全て又は一部の免除や、小学校を志願する他自治体本務者に対する第2次試験の関東会場での実施等の制度改善を図りながら、優れた資質と豊かな人間性を備え、強い使命感と情熱あふれる人材、さまざまな分野の専門性の高い人材の確保に努めているところです。

また、県民センター等で試験問題のほか解答例や配点を公開するとともに、試験結果の開示を希望者に行うなど、採用試験の透明性を担保しているところです。

令和2年度の教員採用予定者数は、児童・生徒数の増減に伴う学級数の推移状況や退職者数の推移等を見込んで、昨年度と同数の420名としております。

なお、これまで「若干名」としていた障害者特別採用選考による採用予定者数につ

いては20名としております。

今後とも、受験者の教科指導力及び人間性や社会性等がより正確に把握できる選考を実施し、優秀な教員の確保に努めてまいります。

(高校生の進路状況について)

文部科学省が去る5月17日に公表した平成31年3月末現在の公立、私立を合わせた高校生の就職率は、全国では、98.2%と前年を0.1ポイント上回っており、本県でも、98.6%と前年より0.1ポイント上回る結果となっております。

なお、公立高校の就職率においては、平成元年度以降、最も高い99.4%と前年より0.6ポイント上回っており、各学校の粘り強い進路指導や各種支援事業によって、昨年度に引き続き全国平均を上回る高い就職率を維持しております。

また、公立高校の県内就職の割合については、全国的な人手不足を背景に県外求人が増加したことなどにより、59.2%と前年より0.8ポイント下回っていますが、平成元年度以降、過去2番目に高くなっております。

県教育委員会としましては、引き続き、キャリアサポートスタッフを県立学校に配置し、県内企業の求人開拓や進路相談への対応など、生徒の就職を支援してまいります。併せて、長崎労働局や産業労働部など関係機関と連携を密にして、各種説明会において県内企業に関する情報を積極的に提供するなど、高校生の県内就職率の向上に努めてまいります。

今春の公立高等学校における大学等への進学については、卒業者数に対する進学者数の割合が、前年比0.1ポイント増の65.4%となっております。

大学入試に係る国の動きとしては、昨年3月に令和2年度から実施予定の「大学入学共通テスト」において活用する英語の民間資格・検定試験の認定やその活用に関するガイドラインが発表されました。また、高等学校の学習指導要領の改訂が行われ、令和4年度入学生から新学習指導要領が実施されます。

県教育委員会としましては、このような変化に対応するため、「次代を担う高校生の資質・能力を育成する指導改善プロジェクト」や「英語で発信できるグローバルパイオニア育成事業」に加え、今年度から「サイエンス・テクノロジー人材育成事業」を展開し、今後様々な学問分野において必要となるプログラミングについて学ぶ機会を提供し、それらを創造的に活用できる技術を習得させる取組を行います。各学校が高校生に身につけさせるべき力を明確にして組織的に指導改善を図る取組を支援し、生徒の学力向上と進路の実現に努めてまいります。

(「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の実施について)

5月から7月の間の1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、すべての公立学校で、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。

今年度は、各学校において「SNSノート・ながさき」を活用した取組を行い、心を育む授業を展開することとしており、情報モラルについての学びを通して、相手の立場に立った言動や命の大切さ、いじめをしない子どもの育成に向けて取り組んでいるところです。

また、期間中は、県教育委員が県内の特色ある教育活動を継続的に実践している学校を訪問しています。本年度は、県立長崎北陽台高等学校と対馬市立巖原中学校を訪問し、教科「情報」やICT機器を効果的に活用している学校の授業を参観いたします。

今後も、各学校における本教育週間の活性化を図り、学校・家庭・地域の連携を一層充実させることにより、いじめの防止や「心豊かな長崎っ子」の育成に努めてまいります。

(特別支援教育の推進について)

昨年11月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画」に基づ

き、障害のある子どもの教育の充実に向けて、計画的に施策に取り組んでまいります。

特別支援学校においては、令和3年4月の佐世保特別支援学校北松分校設置に向けて、必要な準備等を進めてまいります。

また、「障害のある子どもの医療サポート事業」を引き続き実施し、今年度は看護師を3名増員するとともに、看護師と教員の連携協力を図るなど、より安全で安心できる教育環境整備の充実に向けてまいります。

さらに、特別支援学校における当該障害種の免許保有率の向上を目指すなど、教員の専門性の向上を図ってまいります。

小・中学校においては、特別支援学級や通級指導教室を担当する教員のニーズに応じた研修を引き続き実施するとともに、高等学校においては、昨年度から制度化された「通級による指導」の実施校を増やし、個に応じた指導・支援を充実するなど、特別支援教育の一層の推進を図ってまいります。

(新県立図書館の整備について)

県立・大村市立一体型図書館「ミライ on 図書館」については、本年10月5日の開館に向けて準備を進めており、子どもたちが多くの本に触れ、読書に親しむ機会を提供するため、夏休み期間中の7月24日から28日までの5日間、県民を対象として、「こどもしつ」を中心に部分的に開館することとしています。

また、長崎市に整備する「県立図書館郷土資料センター（仮称）」については、令和3年度中の開館を目指し、現在、基本設計及び実施設計を行っており、本年度中に旧長崎図書館の一部を残して解体し、来年度から建設工事に着手いたします。

なお、解体及び建設工事期間中においては、利用者の安全性等を確保するため、長崎図書館郷土課及び郷土資料の一部を県立鳴滝高校敷地内にある県の職員能力開発センターに移転し、7月24日から鳴滝高校図書館において閲覧等のサービスを提供することとしております。

(子どもたちの文化活動の推進について)

県内の中学校及び高等学校の文化活動の一層の活性化を図るため、平成31年度文化活動推進校を指定しました。

中学校については、第31回全国マーチングコンテストにおいて12回目の金賞を受賞した雲仙市立小浜中学校など23校24クラブを、高等学校については、第31回全日本マーチングコンテスト高校以上の部において本県高等学校で初の金賞を受賞した活水高等学校吹奏楽部など15校17クラブを指定しました。

今後も、全国レベルで活躍できる部活動や地域の文化活動の活性化に貢献できる部活動及び中学生・高校生の文化力の育成に努めてまいります。

(文化部活動の在り方に関する方針の策定について)

昨年12月27日、文化庁から中学校、高等学校における「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が発表されました。対象範囲については、義務教育である中学校段階の文化部活動を対象とされたものですが、高等学校の文化部活動についても原則として適用するとされております。

特に、適切な休養日等の設定については、文化部活動はスポーツ医・科学といった一律の観点でその内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、課題があることから、文化部の活動時間は生活時間全体とのバランスを見ながら活動時間を設定されるべきとの考えが示されております。

また、基準については、学期中は、週当たり2日以上休養日を設けることや、長期休業中の取扱いのほか、1日の活動時間を平日で2時間程度、休業日で3時間程度とするといった内容は、国の運動部活動のガイドラインと同じ内容となっております。

これを受け、県教育委員会では、校長会等の関係団体の意見を集約し、本県の学校

や地域の実情等を踏まえた「文化部活動の在り方に関する方針」、いわゆる県版のガイドラインを、本年8月を目途に策定することとしております。

策定に当たりましては、国の文化部活動のガイドラインに準じ、平成30年10月策定の「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を考慮のうえ、進めていくこととしています。

県教育委員会としましては、県版のガイドラインの策定を通し、生徒にとってより望ましい文化部活動の実施環境の充実に努めてまいります。

(文化財の指定について)

去る3月18日に、国の文化審議会は、長崎市の「絹本著色鯉魚跳龍門図」^{けんぼんちやくしよくりぎょちようりゆうもんず}を重要文化財に指定するよう、文部科学大臣へ答申を行いました。

本文化財は、江戸中期に長崎で活躍した熊斐^{ゆうひ}の作で、滝を登ろうとして跳ねる2匹の鯉を描いたものです。長崎へ渡来した中国人画家・沈南蘋^{しんなんびん}の写実的画風を受け継ぎ、18世紀日本画壇の変革に大きな影響を与えた作品として高く評価されました。

今回の答申により指定されると、本県の国指定の重要文化財のうち美術工芸品は33件となります。

(令和元年度長崎県高等学校総合体育大会について)

本年度の県高等学校総合体育大会は、去る5月31日から諫早市を主会場とした県内9市2町において、32競技を実施し、88校、11,151人の選手が参加しました。

本大会においては、11の県高校新記録及び17の大会新記録が出るなど、各会場において熱戦が展開され、選手たちの気迫あふれる大会となりました。

7月24日から開催される全国高等学校総合体育大会「南部九州総体2019」での活躍が期待されるところであります。

(競技力の向上について)

県教育委員会では本年度も、競技スポーツの中核を担うジュニアスポーツにおいて、全国大会等での活躍を期待して強化指定を行いました。また、大会への団体参加校数が少数の競技を対象に、強化校までは至らないものの、活躍が期待できるチームを「育成校」として指定しました。

高等学校は、強化校36競技延べ72校、育成校11競技16校、支援校3競技1校、特別強化選手1競技2名、強化選手3競技13名、強化推進団体2競技1団体を、中学校は中学校体育連盟推進専門部19競技を指定したところです。指定校等につきましては、遠征費、合宿費、練習会等に要する経費を助成することにより、選手の育成強化を図ってまいります。

本県スポーツ選手の活躍については、本年3月に開催された「全国高等学校選抜大会」において、団体競技では、大村工業高校ソフトボール男子が、2年ぶり7回目の優勝を果たし、本県勢として8年連続で負けなしの見事な成績を収めたほか、島原高校女子剣道部が準優勝となりました。

個人競技では、ボート競技女子ダブルスカルで大村高校の山崎明音選手やまさきあかねと松尾美里選手まつおみさとが初優勝し、アーチェリー競技で大村工業高校の青島鉄也選手あおしまてつや、諫早東高校の朝永絵梨花選手ともなが、相撲競技100kg級で諫早農業高校の中濱恭佑選手なかはまきょうすけがそれぞれ2位となるなど多くの入賞を果たしております。

また、中学生についても第15回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会において、本県選抜チームが昨年に続き、2年連続3位となりました。

一方、成年競技では、4月に開催された全日本選抜柔道体重別選手権大会男子81kg級において、リオデジャネイロオリンピック銅メダルを獲得した永瀬貴規選手ながせたかのりが、2年ぶり5度目の優勝を飾りました。また、5月に開催されたボート競技の第97回全日本選手権大会男子舵手なしペアにおいて、小野紘輝選手おのひろきと中島希世紀選手なかじまきせきが2連覇を飾り、10月に韓国で開催される2019アジアボート選手権の代表権を獲得し

ました。本県出身選手が2020年東京オリンピックの舞台を目指して活躍する姿は、県民に夢と希望を与えるとともに、スポーツに取り組む少年少女の大きな目標と励みになるものと考えております。

今後とも、「長崎から世界へ」羽ばたく県内選手の発掘・育成・強化に取り組み、本県スポーツの更なる振興と競技力の向上を推進してまいります。

(退職手当支給制限処分取消請求等にかかる訴訟について)

盗撮行為により懲戒免職処分となった公立中学校の元教諭が、退職手当支給制限処分(3割支給)を不服とし、処分の取り消し等を求めていた訴訟について、本年3月5日付けの最高裁の不受理決定により福岡高裁の判決が確定いたしました。

判決では、退職手当の全額支給を求める元教諭の訴えは却下されているものの、退職手当から失業者の退職手当を控除して支給した行為は違法であるから、控除した金額及びそれに係る遅延損害金を支払うこととされ、一方で、元教諭も既に受給していた失業者の退職手当が不当利得となることから、県への返還義務が生じると示されました。この判決を受け、県教育委員会としましては、顧問弁護士を通じ、元教諭と遅延損害金のみを支払うことで合意し、4月に支払いを完了いたしました。

また、酒気帯び運転により懲戒免職処分となった県立学校の元教諭が、懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分を不服として、処分の取り消し等を求めていた訴訟について、本年4月16日付けで長崎地裁の判決が示されました。

地裁判決の趣旨としましては、懲戒免職処分の取り消しについては棄却されているものの、退職手当を全額不支給とした処分は、社会観念上著しく妥当性を欠くものであり、裁量権を逸脱、又は濫用しているとされております。

県教育委員会としましては、今回の地裁判決が本県の主張と大きく隔たりがあること、他県の事案において、本県と同様の主張を支持した判例もあることなどの理由から、上級裁判所の更なる判断を仰ぐため、4月26日付けで控訴いたしました。

(教職員の不祥事について)

昨年5月と本年1月に、部活動中に生徒の太ももから腰の辺りを蹴ったり、シューズで頭を叩いたりする体罰を行った中学校教諭を、3月26日付けで停職1月の懲戒処分とし、当該教諭を管理監督する立場にあった同校の校長を、懲戒戒告処分といたしました。

また、本年2月に、長崎市内の路面電車内で長崎県迷惑行為等防止条例違反を疑われる行為を行い、女性に対して精神的苦痛を与えた中学校教諭を4月19日付けで懲戒戒告処分といたしました。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と力を合わせ、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる教育庁関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「職員研修の見直し・専門能力の向上」については、「長崎県教職員研修計画」に基づき、教職員のキャリアステージに応じた体系的な研修を実施するとともに、「教職員は学校で育つ」という考えのもと、校内研修の質的改善などを図ってまいりました。また、特別支援学級担任及び通級指導教室担当者の指導力向上のための研修の充実な

どに取り組んでまいりました。

今後も、管理職研修や経年研修など、職責、経験に応じた研修や、学習指導要領改訂への対応など今日的課題に関する各種研修を充実させ、教職員の資質向上に引き続き取り組んでまいります。

「県立高等学校改革の推進」については、平成28年9月に策定した「長崎県立高等学校教育改革第8次実施計画」に基づき、五島南高校及び奈留高校への離島留学制度の導入のほか、佐世保中央高校定時制課程夜間部に午後から学習できる「エンカレッジコース」を設置し、定時制課程における多様な生徒への教育支援を行うなど、高等学校教育改革の着実な推進を図って参りました。また、平成31年度からは、口加高校に福祉科を設置し、介護や福祉を担う人材の育成を行っております。さらに、「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、現在、次期基本方針の策定に向け、外部有識者からなる「第三期長崎県高校改革推進会議」を設置し、今後の高等学校教育改革の方向性について、検討をいただいているところです。

今後も、教育水準の維持・向上に努め、魅力ある高等学校づくりに引き続き取り組んでまいります。

「特別支援学校の適正配置」については、平成27年12月に策定した「長崎県特別支援教育推進基本計画第3次実施計画」に基づき、平成30年度は、県央地区における病弱教育の充実として「大村椿の森学園」内に大村特別支援学校西大村分教室を開設しました。また、平成30年11月に、令和元年度から令和3年度に取り組む施策をまとめた、「長崎県特別支援教育推進基本計画第4次実施計画」策定しました。引き続き、本実施計画に基づき、多様な子どものニーズに対応した特別支援学校の適正配置に取り組んでまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し

上げます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会 11頁5行目の次に、次のとおり挿入する。】

(令和2年度県立高等学校・中学校生徒募集定員について)

少子化が進行する中、県内の児童生徒数も年々減少傾向にあり、令和2年3月の中学校卒業予定者数は、本年3月の卒業生数より298人減少することが見込まれております。これに伴い、令和2年度の県立高等学校の総募集定員は、平成31年度より120人少ない9,840人といたしました。

内訳といたしましては、全日制課程が8,680人、定時制課程が560人、通信制課程が600人であります。

また、県立中学校の募集定員は、長崎東中学校、佐世保北中学校及び諫早高等学校附属中学校それぞれ120人とし、合計360人としております。

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」
のうち関係部分

報告第13号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

の2件であります。

報告第1号「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分につきましては、先の3月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月29日付けをもって知事専決処分させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、

| | | |
|----------|-----------|-------|
| 使用料及び手数料 | 5,059万 | 4千円の減 |
| 国庫支出金 | 5億8,827万 | 8千円の減 |
| 財産収入 | 349万 | 7千円の減 |
| 寄附金 | 120万 | 3千円の減 |
| 繰入金 | 3億9,440万 | 3千円の減 |
| 諸収入 | 1,770万 | 2千円の減 |
| 合計 | 10億5,567万 | 7千円の減 |

歳出予算は、

| | | |
|-------|----------|-------|
| 社会福祉費 | 131万 | 1千円の減 |
| 老人福祉費 | 1億6,755万 | 円の減 |
| 児童福祉費 | 9万 | 3千円の減 |
| 障害福祉費 | 2,382万 | 1千円の減 |
| 生活保護費 | 3,358万 | 6千円の減 |

| | | |
|-------|-----------|-------|
| 災害救助費 | 5,093万 | 8千円の減 |
| 公衆衛生費 | 4億 3,807万 | 7千円の減 |
| 保健所費 | 847万 | 1千円の減 |
| 医薬費 | 1億 1,828万 | 3千円の減 |
| 合計 | 8億 4,213万 | 円の減 |

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、韓国在住被爆者に対する医療助成費の実績減等による公衆衛生費の減であります。

次に、報告第13号「平成30年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

| | | | |
|-------|----|--------|-------|
| 国庫支出金 | 8億 | 299万 | 6千円の減 |
| 財産収入 | | 252万 | 9千円の減 |
| 繰入金 | 4億 | 343万 | 円の減 |
| 諸収入 | 3億 | 6,071万 | 3千円の増 |
| 合計 | 8億 | 4,824万 | 2千円の減 |

歳出予算は、

| | | | |
|-------|----|--------|-------|
| 社会福祉費 | 8億 | 4,824万 | 2千円の減 |
| 合計 | 8億 | 4,824万 | 2千円の減 |

となっております。

これは、保険給付費等交付金の実績減等によるものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第84号議案 長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例
の 1 件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第84号議案「長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計68,764円を支払うため、去る6月10日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県ねんりんピックの開催について)

高齢者の生きがいと健康の保持・増進を目的に、去る4月20日から6月9日の日程で、シーハットおおむらをはじめとする県内各会場において、「第16回長崎県ねんりんピック」を開催いたしました。

県内各地から、スポーツ大会に2,664名、囲碁・将棋等の文化交流大会に301名、生きがい作品展に354名、合計3,319名の参加をいただき、各会場にお

ける熱戦の展開や作品の展示などを通じて、高齢者をはじめとする参加者の交流促進や生きがいづくり等に資する大会とすることができました。

なお、この大会で優秀な成績を収めた選手、作品については、本年11月に和歌山県で開催される「第32回全国健康福祉祭和歌山大会」に、本県代表として出場・出品することとしております。

(若年性認知症について)

本県の認知症の人の数は、2015年(平成27年)時点で、約6万4千人と推計されておりますが、このうち、65歳未満である若年性認知症の人の数は、これまで詳細を把握していなかったことから、今回初めて実態調査を行いました。

本調査は、昨年11月から本年2月にかけて、既に独自で実施されていた大村市を除く県内20市町、1,084の医療機関を対象に平成29年度の状況を調査し、852の医療機関から回答(回答率78.6%)をいただきました。

この結果、認知症と診断された人のうち65歳未満であったのは、54機関の197人であり、大村市による同様の調査結果の21人と合わせて、218人の若年性認知症の人がいることを把握いたしました。

また、一次調査の実施にあたり、二次調査として、若年性認知症の人やその家族へ、日常生活面にかかるアンケート協力をお願いしたところ、43人からの賛同をいただき、最終的に8人から回答を得ることができました。

この中では、やはり、就労や経済問題など高齢者の認知症とは異なる課題があり、県としましては、若年性認知症の人やその家族から相談があった際に、医療、介護、福祉、雇用等の関係機関との円滑な連携を図り、適切な支援へつなげるとともに、今年度、若年性認知症の人同士が集える場を設置してまいりたいと考えております。

(障害者のスポーツ振興について)

去る5月26日、トランスコスモススタジアム長崎を中心として、約1,400名の選手の参加による「第19回長崎県障害者スポーツ大会」を開催いたしましたところ、各関係団体のご協力を得て、盛会のうちに終了いたしました。

また、県障害者スポーツ大会での成績を参考に代表選手の選考を行い、本年10月に茨城県で開催される「第19回全国障害者スポーツ大会」に、九州ブロック予選会を勝ち抜いた団体競技と合わせて、本県代表選手団を派遣することといたしております。

引き続き、障害のある方々のスポーツ振興と社会参加の促進に努めてまいります。

(長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について)

ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を、新たに策定することとしております。

策定にあたっては、平成31年4月に策定された国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を踏まえ、「長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギャンブル等依存症対策専門部会」等においてご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、8月末頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、本年12月末の策定を目指してまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる福祉保健部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

こども医療福祉センターの地域への機能移行と効率的な運営につきましては、地域の療育体制の機能強化・分担を進めるため、児童発達支援センターや事業所に対する技術支援や療育従事者に対する研修等を実施し、療育技術の向上に努めております。

また、新設する児童発達支援センターの施設整備に対して助成を行ったことにより、地域の中核的な療育機関の増加に繋がっております。

本年度も、引き続き療育施設に対する技術支援や助成を行うことにより、地域の療育体制の機能強化を図ってまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年6月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

こども政策局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第76号議案 「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」のうち関係部分
報告第1号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」
のうち関係部分
報告第2号 知事専決事項報告「平成30年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計補正予算（第1号）」

の3件であります。

はじめに、第76号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第1号）」の
うち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

| | | | |
|-------|----|------|-------|
| 国庫支出金 | 5億 | 318万 | 9千円の増 |
| 合計 | 5億 | 318万 | 9千円の増 |

歳出予算は、

| | | | |
|-------|-----|-----|-------|
| 児童福祉費 | 17億 | 62万 | 5千円の増 |
| 合計 | 17億 | 62万 | 5千円の増 |

となっており、この結果、令和元年度のこども政策局所管の歳出予算総額は、

256億 5,701万 4千円

となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(幼児教育・保育の無償化への対応について)

子ども・子育て支援法の改正等により、本年 10 月 1 日から実施される、幼児教育・保育の無償化に要する経費として

17 億 62 万 5 千円の増

を計上いたしております。

報告第 1 号「平成 30 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）」のうち関係部分につきましては、先の 2 月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3 月 29 日付けをもって知事専決処分させていただいた事項の報告であります。

歳入予算は、

| | | | |
|----------|-----|---------|--------|
| 使用料及び手数料 | | 55 万 | 3 千円の減 |
| 国庫支出金 | 1 億 | 580 万 | 円の減 |
| 財産収入 | | | 1 千円の増 |
| 寄附金 | | 2 万 | 円の減 |
| 繰入金 | | 205 万 | 円の減 |
| 諸収入 | | 197 万 | 6 千円の減 |
| 合計 | 1 億 | 1,039 万 | 8 千円の減 |

歳出予算は、

| | | | |
|-------|-----|---------|--------|
| 社会福祉費 | | 211 万 | 8 千円の減 |
| 児童福祉費 | 2 億 | 1,837 万 | 9 千円の減 |
| 障害福祉費 | | 509 万 | 9 千円の減 |
| 公衆衛生費 | | 2,716 万 | 4 千円の減 |
| 教育総務費 | | 121 万 | 1 千円の減 |

| | |
|---------|---------------|
| 私立学校振興費 | 3,121万 9千円の減 |
| 合 計 | 2億 8,519万 円の減 |

となっております。

歳入予算の主なものは、年間の収入額の確定による国庫支出金の減であります。

歳出予算の主なものは、保育士修学資金貸付等事業補助金の内示減等による児童福祉費の減であります。

次に、報告第2号「平成30年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

| | |
|-------|--------------|
| 諸 収 入 | 1,223万 2千円の減 |
| 合 計 | 1,223万 2千円の減 |

歳出予算は、

| | |
|-----------|--------------|
| 母子父子寡婦福祉費 | 1,223万 2千円の減 |
| 合 計 | 1,223万 2千円の減 |

となっております。

これは、母子父子寡婦福祉資金貸付実績の減によるものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 6 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

今回、予算議案を除く、こども政策局関係の議案はございません。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県子育て条例行動計画の策定について)

長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、平成27年3月に策定した「長崎県子育て条例行動計画」につきましては、本年度、計画期間の終期を迎えるため、令和2年度から6年度までを計画期間とした新たな計画を策定することとしております。

策定にあたっては、現在の計画を基本としつつ、本県における少子化の現状や具体的施策等を整理のうえ、長崎県子育て条例推進協議会等においてご意見を伺いながら作業を進めていくこととしております。

今後、11月末頃を目処に素案を作成し、県議会のご意見を伺いながら、パブリックコメント等を実施し、令和2年3月末の策定を目指してまいります。

(長崎県子どもの生活に関する実態調査について)

県内の子どもの生活状況と現行の支援制度の課題等を把握し、より効果的に子どもの貧困対策等を推進するため、小値賀町を除く県内の20市町において、小学5年生及び中学2年生の子どもとその保護者を対象に、「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施し、去る4月25日、その結果を公表いたしました。

今回の調査結果では、世帯の収入や家族形態により、子どもの規則的な生活習慣、学習機会や理解度、気持ちや体調等に差が生じており、子どもの居場所づくりなど子どもへの直接的な支援とともに、保護者への支援も含めた総合的な対応が必要であると考えております。また、就学援助費や貸付制度など既存の支援制度を知らない世帯が一定数存在しており、利用可能であるのに利用まで至っていない世帯が存在する可能性が考えられることから、既存制度の周知を含め、確実に支援につなげるような仕

組みづくりに取り組んでいく必要があると考えております。

現在、県及び市町において、調査結果に基づき、地域の実情に応じた効果的な施策の検討を行っているところであり、検討にあたっては、県と市町で構成する長崎県子どもの貧困対策推進協議会で情報共有を行うとともに、庁内連携会議を設置し、関係各部局と連携しながら、既存制度の周知方法や各事業の見直し、さらには今年度が計画期間の最終年度である「長崎県子どもの貧困対策推進方針」の見直し等を進めてまいります。

（旧優生保護法一時金受付・相談窓口の設置について）

去る4月24日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、同日付で交付・施行され、旧優生保護法による優生手術などを受けた方を対象として一時金が支給されることとなりました。

一時金の認定・支給は国が行いますが、請求の受付は都道府県が窓口になるため、同月25日、こども家庭課に「旧優生保護法一時金受付・相談窓口」を設置し、県ホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより周知するとともに、専用相談ダイヤルを設けるなど相談・請求をしやすい体制を整備したところであり、設置から6月10日までの相談件数は12件で、一時金の請求件数は4件となっております。

引き続き、請求者やご家族の心情等に配慮しながら、丁寧な説明及び相談支援に努めてまいります。

（児童福祉週間の行事について）

子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、5月5日から5月11日までの児童福祉週間の普及啓発を図るため、去る4月25日、長崎市内の児童養護施設や幼稚園、保育所の子どもたちと知事が、県庁玄関前で鯉のぼりの掲揚を行い、交流を図りました。

今後とも、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

(合計特殊出生率について)

去る6月7日に、国から「合計特殊出生率」の平成30年の概数が公表され、本県の値は1.68となりました。平成29年に比べると0.02低下し、全国4位から全国6位となっております。

県民の希望出生率2.08の達成に向けては、県民の皆様が望む結婚、妊娠・出産、子育てができるよう、市町や企業・団体等との連携を強化し、これまで以上に、結婚支援事業や子育て環境の充実に取り組んでまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年 6 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料
(追加 1)

こども政策局

【文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局 3 頁 8 行目の次に、次のとおり挿入する。】

（児童相談所と警察との児童虐待に関する情報共有について）

児童相談所と警察との児童虐待に関する情報共有については、国が示した基準に基づき、昨年 11 月に、本県の「児童相談所から警察への児童虐待に関する情報提供に係るガイドライン」を改定し、情報提供の範囲を拡大したところであります。一方、国が示した基準以外の虐待事案の情報共有については、これまで、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の場で定期的に情報共有することができないか、検討を進めてきたところですが、先般、関係機関との協議が整い、児童虐待と認定した事案全てについて、市町が主担当機関となる事案も含めて、同協議会の場で共有することといたしました。

引き続き、警察等関係機関と連携しながら、児童虐待への対応に万全を期してまいります。